

日本平和学会  
2018 年度 秋季研究集会



2018 年 10 月 27 日（土）～28 日（日）

開催校 龍谷大学 深草キャンパス

## 目次

|       |   |
|-------|---|
| 開催趣旨  | 1 |
| プログラム | 2 |

### 10月27日（土）

#### 9:10-11:40

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 部会1（開催校企画・経済学史学会との共催） | 8  |
| 自由論題部会1（パッケージ企画1）     | 12 |
| 自由論題部会2（単独報告）         | 18 |

#### 12:10-14:10 分科会

- ① 合同開催「平和学の方法と実践」分科会、「憲法と平和」分科会、「植民地主義と平和」分科会、「軍縮・安全保障」分科会
- ② 合同開催「琉球・沖縄・島嶼国および地域の平和」分科会、「発展と平和」分科会 24
- ③ 「難民・強制移動民研究」分科会 29
- ④ 「平和と芸術」分科会 37
- ⑤ 「公共性と平和」分科会 38

#### 15:20-17:50

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 部会2（開催校企画）                             | 46 |
| 部会3（企画委員会企画・市民スペース NGO アクションネットワークと共催） | 48 |

### 10月28日（日）

#### 9:10-11:40

|                   |    |
|-------------------|----|
| 部会4（企画委員会企画）      | 54 |
| 自由論題部会3（パッケージ企画2） | 62 |

#### 12:10-14:10 分科会

- ⑥ 「アジアと平和」分科会 69
- ⑦ 「アフリカ」分科会 74
- ⑧ 「環境・平和」分科会 76
- ⑨ 合同開催「非暴力」分科会、「平和教育」分科会 78
- ⑩ 「グローバルヒバクシャ」分科会 84

#### 15:10-17:40

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 部会5（開催校企画）                   | 93 |
| 部会6 ワークショップ（平和教育プロジェクト委員会企画） |    |

日本平和学会 2018 年度 秋季研究集会プログラム  
2018 年 10 月 27 日（土）・28 日（日） 会場：龍谷大学深草キャンパス

共催：龍谷大学アフラシア多文化社会研究センター

集会テーマ 「平和」の帝国主義

<開催趣旨>

日本社会を覆う政治的経済的な閉塞感について、<将来>の展望の暗さ、たとえば、人口減少による日本という国自体の縮小、AI との競争による雇用の喪失、そして国家財政の破綻といった社会経済的な原因がつとに指摘される。しかしながら、それはむしろ、<過去>の政治的責任の忘却や軽視、つまり、日本近代史における侵略・植民 地支配、戦後におけるそれらの忘却、占領から独立にかけて生まれた米国偏重・アジア軽視の外交姿勢、そして過労死を厭わぬような働き方でしか「豊かさ」を経験できなかった経済的「成功」といったものの政治的社会的代償として、生まれているのではないか。その意味で、「公」・「文書」偽造にいたるような日本の政治腐敗は、歴史を軽視し「真実はどうでもよい」「すべては他人事」という政治的二ヒリズムを常態化するという意味で、恐ろしく根深いものだと言わなければならない。

「唯一の戦争被爆国」を国民のアイデンティティの柱であるかのように掲げ続けるいっぽうで、核兵器禁止条約には反対、原発については再稼働を容認するのみならず有力な輸出産業として推進し、「積極的平和主義」のために有効な軍事力が必要であり、政財官学が一体となって軍事技術開発と科学研究の一体化を進めるべきだ、という権力機構の詭弁や欺瞞に対して、わたしたちが平和を語るためには、歴史的な傷の切開からはじめ、膿を出し切る必要がある。これ抜きに、わたしたちは、平和の責任主体・対抗主体として立ち上がれないのではないか。

平和学会は、これまでも研究大会・集会を通じて、平和学の、ひいては日本の平和主義の責任をさまざまなテーマを通じて問い続けてきた。これらの問題意識をしっかりと継承しながら、本大会では、日本が戦後に発展させてきた平和(主義)は、実は帝国主義や植民地主義の無批判な受容や継続と「共存」して来たのではないか、そしてそれが学問的な真理追究の名の下に、悪質にも偽装され正当化され続けてきたのではないか、という批判的な問題意識をもって、「『平和』の帝国主義」をテーマに掲げることとした。

開催校では、龍谷大学アフラシア多文化社会研究センターとの共催のもと、2つの開催校企画部会（京都学派の戦争責任とアイヌ、琉球の遺骨盗掘問題）、経済学史学会との共催部会（戦争と平和の経済学）、そして入澤崇・龍谷大学学長の講演会も設けることができた。さらに、旧 731 部隊隊員への医学博士授与問題について、分科会でも関連企画を立てることができた。

本大会が、日本と世界の平和を足下と内面から自ら問い直し、平和学の将来を展望するきっかけになることを願っている。

開催校理事 原田太津男

## 【プログラム】

10月27日（土）

9:10-11:40

### 部会1（開催校企画・経済学史学会との共催）

#### 戦争と平和の経済思想——戦間期と冷戦期の「国際協調」主義

このセッションでは、「戦争と平和の経済思想」に関して、近年、積極的に論考を発表している経済学史学会のメンバーを招き討論を重ねることで、より総合的な知見を獲得したい。

具体的には、戦間期と戦後（冷戦期）のヨーロッパを直接的な対象としながら、①経済学の知見や経済思想の重視は戦争と平和のどちらを指向する傾向にあるのか（帝国主義の発展か解消か）、②経済的な知見に基づいた平和を促進する構想（非同盟・連邦主義・国際協調体制）はどのような特徴をもっているのか、③戦争によって逆に経済学の知見がどのように進んだのか、などを論じる。それぞれ国際連盟と国際連合の立役者の一人であったウルフとミュルダールを取り上げることで、2つの時期の「国際協調」を通じた平和の可能性について、歴史的条件の異同も浮き彫りになるだろう。さらに思想史的なアプローチを踏まえつつ、現在の状況に対して得られる教訓とは何かも考えてみたい。

報告：藤田菜々子（名古屋市立大学）

「ミュルダールにおける戦争と平和～スウェーデン中立・非同盟の国際主義」

報告：藪田有紀子（京都大学ほか）「レナード・ウルフと帝国主義の平和」

討論：高英求（中部大学）

討論：尹春志（西南学院大学）

総括：小峯敦（龍谷大学）

司会：原田太津男（龍谷大学）

9:10-11:40

### 自由論題部会1（パッケージ企画1）

#### 「慰安婦」問題を歴史化する——日本の現状と今後の課題

日本軍「慰安婦」が韓国女性運動によって問題提起されてからおよそ30年が経つ。「慰安婦」問題の解決を目指す国境を越えた女性運動は、「慰安婦」問題の関係国間を超えて、戦時性暴力を「人道に対する罪」とする国際規範の形成をもたらした。しかし日本国内に目を転じれば、「慰安婦像」をめぐる大阪市とサンフランシスコ市の姉妹都市解消や、朝日新聞による「慰安婦」報道の「捏造」をめぐる訴訟にみるように状況は混迷している。こうした状況を前にいま、何を考えなければならないのか。逆に言えば、何が見落とされてきたのか。被害当事者たちが求めてきた日本政府による真摯な謝罪と補償が実を結ばないまま長い月日が流れたことの重みを見ると、「慰安婦」問題を歴史化し再考する必要があるのではないだろうか。

本企画では、「慰安婦」問題が提起された当初から運動の第一線に関わってきた研究者・参加者に続く世代に位置づけられる者たちが、日本の現状を理解するために「慰安婦」問題を歴史化する。その作業を通して、日本政府による「慰安婦」問題の幕引きに抗するための課題を様々な立場から提起したい。

報告：倉橋耕平（立命館大学ほか非常勤講師）

「歴史修正主義をとりまくメディア体制：メディア文化研究からのアプローチ」

報告：木下直子（日本学術振興会特別研究員PD）「「慰安婦」問題解決運動をめぐる現状分析」

## 【プログラム】

報告：土野瑞穂（大妻女子大学ほか非常勤講師）

「『女性のためのアジア平和国民基金』をめぐる政策過程の一考察」

討論・司会：内海愛子（大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター所長）

9:10-11:40

### 自由論題部会 2（単独報告）

報告：宮本佳和（神戸大学大学院国際文化学研究科）

「土地紛争における伝統的権威の役割：アフリカ南西部・ナミビアの牧畜社会を事例として」

報告：大野光明（滋賀県立大学）

「脱軍事化の実践と経験：1970年代、沖縄へ渡ったアメリカ人反戦運動（パンフィック・カウンセリング・サービス）を事例に」

討論：勝俣誠（明治学院大学）

討論：阿部小涼（琉球大学）

司会：長谷部貴俊（日本国際ボランティアセンター）

11:40-12:10 昼休み

12:10-14:10 分科会

14:20-15:10 総会

15:20-17:50

### 部会 2（開催校企画）

#### 京都学派——帝国の知の実践

日本では「先の戦争」が往々にして1941年からの対米戦争を意味し、それにともなう教訓もまた「なぜ無謀な戦争に突き進んだのか」という点ばかりが強調された結果、それ以前の帝国主義的・植民地主義的歴史が忘れ去られようとしているのではないか。こうした＜内なる帝国主義・植民地主義＞を克服するという問題意識に立って、「京都学派—帝国の知の実践」部会を設定する。

現在、さまざまな分野で京都学派についての再考が進みつつある。宗教学はもちろん政治学や国際関係論などでも、国内外において多くの研究が進んでいる。これまでの京都学派についての研究は主として、戦争協力についての擁護派としてのリベラル的京都学派像、糾弾派からのナショナリストとしての京都学派像が提示されてきた。しかしながら、こうした二項対立的図式は、逆に京都学派それ自身の研究及び政治的な参画をわかりにくくしてきたのではないだろうか。そのため戦後においては京都学派について触れること自体タブーとなり、事実日本の戦後における京都学派についての言及は竹内好と廣松渉以外、最近までほとんどなされてこなかった。本パネルでは、こうした二項対立の図式をできるだけ避けながら、京都学派哲学が、戦前の政治体制とどう関係をもち、また戦後の戦争責任をどう果たし、そして京都学派にまつわる言説が戦後の平和運動とどう関わったかという観点から、その光と影を照射したい。できるだけ京都大学で行われた原爆開発研究なども射程に入れつつ、より広い視点から知と帝国主義との関係を批判的に再考してみたい。

報告：嘉戸一将（龍谷大学）「〈絶対無〉・象徴・決断主義」

報告：川村覚文（関東学院大学）「個物の政治：西田幾多郎の政治哲学とその問題」

討論：内藤酬（河合塾）

司会：清水耕介（龍谷大学）

## 【プログラム】

15:20-17:50

### 部会 3 (企画委員会企画・市民スペース NGO アクションネットワークと共催)

#### 市民社会スペースの危機——新たなる不透明性を越えて (パネルディスカッション形式)

今日、「平和的な集会、言論、結社の自由が法的にも実践的にも尊重される領域 (CIVICUS HP より)」としての〈市民社会スペース〉は、重大な危機に直面している。市民活動と市民社会の強化のために結成されたグローバル連合体 CIVICUS (1993 年設立・本部ヨハネスブルグ) によると、世界 195 カ国で市民社会スペースが開放的な (open) 国は 44 カ国に過ぎず、狭められている (narrowed) 国が 42 カ国、妨害されている (obstructed) 国が 53 カ国、抑圧されている (repressed) 国が 33 カ国、そしてこの政治-社会空間が閉鎖されている (closed) 国も 23 カ国にのぼる。それぞれ歴史的背景や政治制度、経済状況は異なるとはいえ、いまや先進国か途上国かを問わず、世界の多くの国々で市民社会スペースの狭隘化や抑圧が進行しているのである (2018 年 5 月 5 日レポート)。

それゆえこの部会では、現在の市民社会スペースの危機的状況について多角的に検証するとともに、この新たなる不透明性の分析と閉塞状況の打開に向けて NGO と研究者のあいだの対話をおこないたい。そのため第一報告では、これまで国際社会が取り組んできた民主化支援の観点から、近年の民主化支援が抱えるディレンマについて取り上げる。また第二報告では、市民社会スペースの危機に世界の NGO がいかに取り組んでいるのか、今年翻訳が刊行された『市民憲章』の意義も踏まえて国際動向を検討する。さらに第三報告では、日本国内での具体的事例を通じて市民社会スペースの狭隘化の実態と対抗アドボカシーの現状を詳らかにしていく。本研究部会ではこれらの報告を踏まえ、討論者はもちろんフロアにもひろく議論を開いて問題の共有と分析の深化をはかることとする。

報告：杉浦功一 (和洋女子大学) 「民主化支援の今日的ディレンマ——国際社会から見た現状と課題」

報告：重田康博 (宇都宮大学・国際 NGO センター)

「市民憲章の意義とその射程——市民社会スペースをめぐる国際動向」

報告：加藤良太 (市民社会スペース NGO アクションネットワーク)

「狭隘化の実態と対抗アドボカシー——市民社会スペースをめぐる国内動向」

討論：藤岡美恵子 (法政大学)

討論：佐伯奈津子 (名古屋学院大学)

司会：高橋良輔 (青山学院大学)

18:00-20:00 懇親会

10 月 28 日 (日)

9:10-11:40

### 部会 4 (企画委員会企画)

#### 朝鮮半島平和体制に向けた動きと日朝関係——分断国家成立 70 周年、朝鮮戦争停戦 65 周年にあたって

2018 年は、朝鮮半島の南北に大韓民国 (韓国) と朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK) という二つの分断国家が成立してから 70 周年、朝鮮戦争の停戦協定締結から 65 周年にあたる。

この節目の年に、朝鮮半島における平和体制の構築をめざした大きな動きが進んでいる。過去 9 年の韓国保守政権下における南北関係の極度の悪化、DPRK の核および長距離弾道ミサイル開発の推進により高まり、2017 年には戦争前夜の如き緊張の頂点に達していた

### 【プログラム】

朝鮮半島情勢は、2018 年に入って平昌冬季五輪を契機に、一転して前例のないほどの対話局面に入った。南北間でさまざまな対話が開始され、分断の最前線である板門店では 2 度の南北首脳会談がおこなわれ、板門店宣言が採択された。さらに文在寅・韓国政権を介してトランプ米政権と金正恩政権との直接交渉も進展し、ついにはじめての米朝首脳会談も開催されることになった。朝鮮半島の非核化の行方は不透明な面があるが、これらの対話を通じて「朝鮮戦争の終戦」に合意する展望が開けたことの意義は大きい。法的におよそ 70 年間継続してきた朝鮮戦争が終結するならば、北東アジアから核戦争の危機を拭い去ることに大いに寄与するばかりでなく、米日・米韓軍事同盟の存在根拠を揺さぶることになる。

1990 年代以後の日本、とりわけ安倍晋三政権は「北朝鮮の脅威」を、日本国憲法下の戦後体制を改変し、軍事的拡大や集団的自衛権を容認する法整備のために徹底的に利用してきた。日本社会のなかでも「北朝鮮の脅威」認識は広く浸透し、議会政党は与野党・左右問わず DPRK に対する制裁の拡大強化を支持してきた。朝鮮半島における植民地支配の歴史は相対化され、日本が朝鮮戦争における「国連軍」の後方基地であり、現在も「国連軍地位協定」のもとで「国連軍」後方司令部や「国連軍」利用可能施設を設置しているという現状も忘却されている。朝鮮学校や在日コリアン（主に朝鮮籍者）に対する人権侵害・圧迫政策すらも「北朝鮮の脅威」のもとで容認される社会的風潮は蔓延の一途を辿っている。

朝鮮半島における平和体制構築の動きは、このような日本の政治・社会のあり方を根底から見直すことを迫るものとなるであろう。とくにマスメディア報道において朝鮮半島対話に対する冷笑的な論調が、韓国に対する侮蔑的な言説とともに支配的である現状にあって、かかる見直しの取り組みは切に必要とされるものである。

本部会は、朝鮮半島における平和体制構築の動きを反映して、日朝関係の今後をいかに切り拓くべきか、一面的な安全保障論的言説とは異なる角度から考察し議論することを目的とする。とくに、この間に日本社会で蔓延した「北朝鮮の脅威」論のなかで無視されがちであった、「第三世界」・非同盟運動加盟国たる DPRK 側から見た国際関係・日朝関係認識、また在日朝鮮人の人権問題について正面から検討したい。多様な価値観と多民族・多文化の共生を受容する視点こそが、朝鮮半島和平後の北東アジアにおける日本に求められることになるはずである。

報告：石坂浩一（立教大学）「朝鮮半島における平和体制構築と日朝関係の過去・現在・未来」

報告：山本かほり（愛知県立大学）「朝鮮半島における平和体制構築と在日朝鮮人の権利問題」

報告：李柄輝（朝鮮大学校）「朝鮮民主主義人民共和国から見た国際関係と日朝関係」

討論：李泳采（恵泉女学園大学）

司会：高林敏之（早稲田大学）

9:10-11:40

### 自由論題部会 3（パッケージ企画 2）

#### Re-examining the Refugee Protection and Repatriation: A Case Study of Rwandan Refugees

While the UNHCR and Government of Rwanda have claimed that Rwanda has become peaceful and secure since the 1994 genocide, the majority of Rwandan refugees have long refused to repatriate. It is argued that promotion of voluntary repatriation and invocation of the cessation clause of the Rwandan refugees' status were premature due to their fear of and trauma associated with the Rwandan Patriotic Front, the current Rwandan Government, because of its serious human rights record. Using a case study of Rwandan refugees, this package session aims to critically re-examine the international protection, UNHCR's core mandate, and the repatriation, which has been

## 【プログラム】

considered the most appropriate solution for refugees. With growing numbers of refugees worldwide, it is hoped that this package session will enhance understanding of the importance of legal protection and the high risk of forced and premature repatriation.

In the package session, first, Mr. Froduald Ntezilimana, a former Rwandan refugee, will speak about the failure of protection and repatriation based on his own experience. Since he fled Rwanda following the 1994 genocide, he has had dreadful and traumatic experiences in Zaire (present DR Congo), Republic of Congo, again in DRC, and Zambia. Then, Ms. Yonekawa, based on the literature review and field research in several countries, especially in Africa, will speak about the Rwandan Government's motives to have refugees repatriated and the "self-protection" of refugees. Finally, Ms. Sugiki will discuss about the impact of forced refugee repatriation on political order and stability, as well as 'human securities' from several cases in Africa.

### Keynote Speaker :

Froduald Ntezilimana (Representative of Former Rwandan Refugee Committee in Zambia)  
"Failure of Forced Repatriation and Protection of Rwandan Refugees"

Presenter 1: Masako Yonekawa (Rikkyo University)

"Rwandan Government's Motives to Repatriate Refugees and Their 'Self-Protection'"

Presenter 2: Akiko Sugiki (Keio University)

"Repatriation as the Most Preferred Durable Solution for Refugees? Its Impact on 'Human Security' and Durable Peace"

Commentator 1: Koki Abe (Meiji Gakuin University)

Commentator 2: Saul Takahashi (Rikkyo University)

Chairperson: Masanobu Horie (Mukogawa Women's University)

11:40-12:10 昼休み

12:10-14:10 分科会

14:20-15:00 入澤崇（龍谷大学学長）講演

### 「和の実現はいかにして可能か——仏教の立場から考える」

アフガニスタンのバーミヤーンで大仏が造られているとき、そこに紛争があったでしょう。社会の安定がないと巨大な大仏を造ることなどできるはずありません。では、社会の安定すなわち和の実現はいかにして可能であったかを考えてみたいと思います。

かつてアジア一帯に仏教が行き渡りました。古代インドで仏教伝播に大きく貢献したのが前3世紀のアショーカ王です。アショーカ王は仏教に感化され平和政策を推進しました。1世紀から3世紀にかけてのクシャーナ帝国時代には、紛争地帯であったガンダーラ（現パキスタン北部）で、軍事に長けたイラン系遊牧民であるクシャーナ民族が仏教に帰依し、仏像の制作を普及させました。仏教造像活動はシルクロードに広まりました。盛んな造像活動や壮大な寺院の建立は平和の社会でなければできないことです。

仏教の「利他という発想」が多くの為政者や商人の心を捉えました。為政者が自分のもっている権力を人々の幸せに振り向けるとき、社会の安定がもたらされたのです。「利他」が顕現した事例に平和問題を考える鍵があると考えます。

15:10-17:40

### 部会 5（開催校企画）

#### 学知の帝国主義、植民地主義批判

今年は北海道が命名されて、つまり近代日本の植民地になって150年となる。そして1879年に琉球も日本に併合された。その後、日本は台湾、朝鮮、「満州」、南洋群島、グアム等に植民地を拓げる帝国主義の国となった。日本の帝国主義が拡大するのと並行して研究者が植民地において研究をおこない、その帝国主義や差別を正当化する研究を行ってきた。アイヌ、琉球人は自らの土地だけではなく、研究者によって遺骨を奪われ、現在も



## 大【プログラム】

学によって保管されている。

本部会は、アイヌ、琉球の遺骨盗掘問題の検討を通じて、日本における帝国主義がまだ清算されていないこと、「学問の暴力」に対して平和学がどのように向き合うべきなのかについて議論をおこないたい。

報告：植木哲也（苫小牧駒澤大学）「〈滅びゆく民族〉——学問という植民地政策」

報告：松島泰勝（龍谷大学）「日本帝国主義と琉球——脱植民地化としての遺骨返還運動」

討論：佐藤幸男（帝京大学）

司会：木村朗（鹿児島大学）

15:10-17:40

### 部会6 ワークショップ（平和教育プロジェクト委員会企画）

#### トレーナーズトレーニング やり⇄とり力を育てる：高校の新設必修科目「公共」に向けて

2022年より、高校の教育課程において、「現代社会」に代わって「公共」が必修科目として新設されることとなった。2018年度から小・中学校では週に1回の「道徳」が教科化され、「公共」においては、「現代社会」で扱っている“基本的人権の保障”や“平和主義”は削除され、高校での“道徳教育化”が懸念されている。

「公共」の授業でつかうことができる教材は、現場の教員からのニーズも高いことから、授業でつかうことを想定した、平和な共生社会をつくってゆく国家に回収されない主体としての個を養うことに資する平和教育素材を提供する。

あわせて、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）のために授業をファシリテートするのに必要な「やり⇄とり」力のトレーニングにもなるプログラムをおこなう。

ファシリテーター：

奥本京子、笠井綾、高部優子、暉峻僚三、中原滯佳、松井ケティ、ロニー・アレキサンダー

## ミュルダールにおける戦争と平和——スウェーデン中立・非同盟の国際主義

名古屋市立大学  
藤田菜々子

キーワード：G.ミュルダール、スウェーデン、中立、国際主義、冷戦、UNECE、SIPRI

### はじめに

スウェーデンにおいて、経済学者グンナー・ミュルダール（Gunnar Myrdal: 1898-1987）は福祉国家推進論者であったが、彼はまたその対外的弊害として「国民主義的限界」を指摘し、福祉国家を越えた「福祉世界」の構築の必要を説くようになった（Myrdal 1960）。彼は福祉と同等以上に平和にも継続的な関心をもっていた。本報告では、ミュルダールの思考がいかに発展し、それがスウェーデンや世界の政治経済動向といかに関連するものであったかを考察する。経済学の浸透は国際紛争を軽減できるか。

### 1. 大戦間期のアメリカ・スイス・スウェーデン

「政治経済学者」ミュルダールは大戦間期に誕生した。それまでのミュルダールは「理論派経済学者」であったが、1929-30年という大恐慌期のアメリカに滞在したことで、政治的实践活動への関心をもつようになった。また、1930-31年にスイス・ジュネーブの国際研究大学院の臨時講師となったことで、国際連盟の平和構築の努力を間近に見て、世界へと視野を広げたと推察される。1931年6月にスウェーデンに帰国したミュルダール夫妻は、社会民主労働党に入党し、新しい経済政策・社会政策の方針を決定づけた。ただし、この時点における彼の福祉論は国内にとどまっており、平和論との接点はなかった。

### 2. 第2次世界大戦下のスウェーデンにおける「中立」論議

ミュルダールの平和論が初めて公的に展開されたのは、第2次世界大戦下である。1938年からミュルダールは黒人差別問題調査のためにアメリカにいたが、1940年4月にドイツがデンマークとノルウェーを空爆すると、帰国を決めた。スウェーデンは「中立」を宣言していたが、ドイツへの譲歩がかなりあった。夫妻は『アメリカとのコンタクト』（Myrdal 1941）を書き、個人の自由と民主主義を志向するアメリカに希望を寄せ、レジスタンスを説いた。『平和楽観主義への警告』（Myrdal 1944）では、小国スウェーデンが国際主義の伝統を築いてきたことが強調され、平和に対するスウェーデンの貢献が展望された。

### 3. 冷戦下の UNECE における東西融和

1947年にミュルダールは国連欧州経済委員会（UNECE）の初代事務局長に指名され、ジュネーブに到着した。UNECEの目標は東西融和とされ、第1に、各国利害にとらわれない国際研究組織を作ること、第2に、東西貿易の拡大が目指された。ミュルダールは自由貿易の二面性を説くようになった。平和に対して自由貿易が有効だとの認識は保持されたが、先進諸国と低開発諸国に格差拡大をもたらすとも考えられた。政治的条件が整ってこそ、自由貿易は有効である。「低開発諸国の自助努力」と「先進諸国の責任」がともに必要であり、貿易については「二重の道義的水準」の設定、援助については国際機関経由への変革が提言された。こうしたミュルダールの方針は、スウェーデンの防衛・外交政策の方針と合致していた。

### 4. 平和と平和研究

1957年4月に UNECE を辞職したミュルダールは、1961年まで駐インド大使となっていた妻アルヴァと暮らした。1962年にスウェーデン上院議員となったアルヴァは、同年から1973年までジュネーブ軍縮会議のスウェーデン派遣団を統率する。1964年には政府主導でスウェーデンの150年の平和を記念した研究機構の設立が検討され始め、1966年にストックホルム国際平和研究所（SIPRI）が設立された。初代所長はアルヴァが務めたが、彼女が軍縮大臣になり、1967-73年はグンナーが務めた。SIPRIの人員や研究手法には UNECE からの連続性があり、理論的研究以上に経験的研究が重視された。ミュルダールは1960年代後半にはベトナム戦争批判を展開した。1975年の論文「平和研究と平和運動」（Myrdal 1975）では、平和運動の弱さ、平和研究の意義、平和研究の科学性の追求を論じ、彼の平和論の最終見解が示された。

### おわりに——ミュルダール平和論の歴史的限界と今日的意義

第2次世界大戦下でのアメリカ主導の国際主義的な政治経済秩序構築への期待、戦後まもなくの幻滅、

1960年代半ば以降の代役を主体的に担うべきスウェーデンといった彼の見解の推移は、彼自身の経験から生じた部分も大きい。スウェーデンが中立・非同盟という特殊な政策をとったことで東西両陣営を批判・仲介する外交的立ち位置に会ったこと、自由貿易主義の伝統があったこと、またアルヴァのほか、ハマーショルド、パルメといった印象的な政治家を輩出したことを反映するものであった。1990年代以降、冷戦が終焉し、スウェーデンの特殊な立ち位置は失われ、世界平和への独自の貢献は難しくなった。しかし、先進諸国と低開発諸国の格差、国民主義という問題はむしろ顕著になっており、ミュルダールの国際主義に基づく平和論はいまや普遍的意義をもつとも考えられる。

#### 参考文献

- Myrdal, A. and G. Myrdal 1941. *Kontakt med Amerika* (Stockholm: Bonnier).  
Myrdal, G. 1944. *Varning för fredsoptimism* (Stockholm: Bonnier).  
——1960. *Beyond the Welfare State* (London: Gerald Duckworth).  
——1975. Peace Research and Peace Movement, in Myrdal, G. 1979. *Essays and Lectures after 1975* (Kyoto: Keibunsha).  
藤田菜々子『ミュルダールの経済学——福祉国家から福祉世界へ』NTT出版、2010年。  
——『福祉世界——福祉国家は越えられるか』中央公論新社、2017年。

## レナード・ウルフと帝国主義の平和

(龍谷大学他非常勤講師)

簗田有紀子

キーワード：レナード・ウルフ、帝国主義、国際連盟、委任統治

### はじめに

レナード・ウルフ (Leonard Woolf, 1880-1869) は、国際連盟に直結する平和構想に関する著作や、労働党の国際問題、帝国問題諮問委員会における政治活動によってその名を知られる知識人である。政治家になることも、アカデミックな地位に就くこともなかった一方で、1920年代に全盛期を迎えた文学・芸術家たちの集うブルームズベリー・グループの中心人物であり、妻ヴァージニア・ウルフの創作活動を支え、ホガース・プレスを設立して多くの文学者を育てるなど、幅広い分野で活躍した。

本報告では、ウルフが1920年代に展開した帝国主義に関する言論を題材とし、両大戦間期というイギリス帝国支配の過渡期における帝国主義批判がどのように形成されていたのかを探る。

### 1. 両大戦間期の帝国主義批判の展開

両大戦間期イギリスの帝国主義批判の在り方について概観し、その歴史的な位置づけを探る。イギリスにおける人道主義の系譜を分析した五十嵐によれば、この時期は19世紀から続く植民地統治への人道的批判に、第一次世界大戦の戦争原因を帝国主義に求める風潮が重なって、帝国支配が正統性を疑われた時代だという(五十嵐 2016: 116-117, 138)。ウルフを含めた左派知識人の帝国主義批判は、第一次世界大戦をきっかけに「帝国主義の代替」としての委任統治の構想に収斂し、様々な濃淡を見せながら1920年代に活発化していく。

### 2. ウルフの「経済的帝国主義」論

ここでは、ウルフの帝国主義解釈である「経済的帝国主義」概念を説明する。ウルフは、帝国主義という歴史現象の主な動因を、物理的、構造的なものには求めず、市場や原料・利潤などの経済的利益を求める人間の心理に起因するものとみなし、「経済的帝国主義」の語を使用した。「心理的帝国主義」とも呼べるようなこの概念は、「イギリス帝国の改革と現地住民への権限移譲を求めて扇動すること」にふさわしく(Etherington 1984: 180)、プロパガンディストとしてのウルフの目的にかなったものであった。

### 3. ウルフの提言 委任統治の展望

ここでは、ウルフの「委任統治」についての考え方を、実際に国際連盟により導入された委任統治制度と対照させつつ、『委任統治と帝国』(Woolf 1920)から探る。第一次世界大戦後、史上初の委任統治制度が国際連盟規約 22 条によって実現した。この制度は、戦勝国による敗戦国領土の「分捕り」を否定し、各地域の保護と自立を促す制度である点で画期的であったが、反面、国際連盟の名のもとに一種の併合を容認したと評価される。一方ウルフは、委任統治を「帝国主義の真逆のシステム」と位置づけ、実際よりも遥かに広い射程をもつ国際協力制度の萌芽として評価していた。

### 4. ウルフの世界認識 「文明の衝突」と西欧化する世界

最後に、以上のようなウルフの帝国主義論とその処方箋についての主張が、いかなる世界認識から導き出され構成されていたのかを、彼の『帝国主義と文明』(Woolf 1928)から探る。今日では、ウルフの帝国主義批判が、実際には即時の帝国解体を唱えるものではないことが指摘され、ウルフはむしろ意図せずして帝国主義に国際的な善という新たな目的を与えたと評価されることさえある(Reader 2017: 14)。ここでは、そうしたウルフ評を念頭におきつつ、1928年時点のウルフのより大きな歴史観、世界認識を再構成する。

### おわりに

両大戦間期の帝国主義批判を牽引したウルフであったが、その「反帝国主義」は、政策論としては西洋列強による国際秩序を前提とし、人種、民族の平等といった概念についても未発達であった当時の感覚を色濃く残していた。今後は、こうしたウルフの世界認識が、帝国主義や植民地統治の枠組みを超えて、当該時期のより大きな平和構想や外交政策論をどのように規定したのか、その意味を問うていく作業が必要になると報告者は考えている。

#### 参考文献

- Norman Etherington, *Theories of Imperialism: War, Conquest and Capitalism* (Barnes and Noble, 1984).  
Luke Reader, “An Alternative to Imperialism”: Leonard Woolf, The Labour Party and Imperial Internationalism, 1915-1922, *International History Review*, published online, Aug. 2017.  
Leonard Woolf, *Mandate and Empire* (British Periodicals, 1920).  
Leonard Woolf, *Imperialism and Civilization* (Hogarth Press, 1928).  
五十嵐元道『支配する人道主義』岩波書店、2016 年。

自由論題部会1（パッケージ企画1）

「慰安婦」問題を歴史化する—日本の現状と今後の課題

「歴史修正主義をとりまくメディア体制：メディア文化研究からのアプローチ」

立命館大学ほか非常勤講師

倉橋耕平

キーワード：歴史修正主義、メディア文化、右派論壇、サブカルチャー

はじめに

日本における歴史修正主義が狙い撃つ本丸は「慰安婦」問題である。2015年12月、「慰安婦」問題に関する最終的かつ不可逆的な解決を目指す「日韓合意」が発表された。しかし、この「政治解決」は合意に至る協議に被害者を関わらせず、そのうえ、組織的な加害主体である日本の国家責任を認めていないという意味で、加害者の消去も行った。その意味においてこの「解決」は、まぎれもない歴史修正主義に基づくものである。「慰安婦」問題を対象とした歴史修正主義からの攻撃は、「新しい歴史教科書をつくる会」から現在に至るまで、『歴史戦』（産経新聞社、2014年）のように、手を休めることなく続けられている。いくら史実で反論しても、メディア市場においては次々と記事が作られ、物量で圧倒している。

なぜこのような状況が続くのか。本報告では、これまでほとんど取り上げられることのなかった歴史修正主義の言説を支えるメディア文化に着目する。

1. なぜメディア（文化）を問うのか—ゲームの違い

「慰安婦」問題批判を行う歴史修正主義への先行研究は、「なにが語られているか」を検討し、批判をするものが多かった。しかし、これまでに「どこで語られるか」という視座が抜け落ちてきた。拙著『歴史修正主義とサブカルチャー』（倉橋 2018）では、この点に着目し、右派論壇や小林よしのりの『新・ゴーマニズム宣言』（小学館）による「読者の参加」と「集合知の形成」という観点から、文化生産者による評価が重視されている側面を明らかにした。それは、「共感を最大化させるメディアの論理」で動いていると言い換えてもよいだろう（佐藤 2018）。この点は、「慰安婦」問題批判を含む歴史修正主義の主張が、アカデミアの論理（歴史の論理）で動いているわけではないこと、それゆえ学術的な批判が刺さっていないことから、彼らの営為は「ゲームが違う」と指摘した。

であるならば、情報を存在させる様式であるメディア（大澤聡）をめぐる現象こそ問われなければ、『慰安婦』問題を歴史化」することはできないのではないだろうか。

2. 90年代右派メディア文化—参加型文化と集合知

90年代のメディア文化の特徴は「参加型文化」と「集合知」の生成である。

小林よしのりは「慰安婦」問題で、歴史認識問題を扱い出す（1996年）。その際に彼が採用したのは、「朝日新聞」と「産経新聞」のどちらが正しいか「読者参加」で決めるという方法だった。小林は読者参加を煽り、読者の多数派が求める内容を当時の保守右派論壇の言説から漫画にしていた。それは史実を重視する態度ではなく、共感の最大化と言ってよい。共感を土台として作られた「集合知」を雑誌メディアが繰り返し「商品」とし、粗製乱造することで批判の論陣を構築した。その結果、学術的評価との乖離が生じていった。

3. 「性奴隷 sex slaves」と朝日新聞—党派性によるバッシング

もう一点重要なことは、歴史修正主義と「慰安婦」問題が、右派論壇においては「朝日新聞」とセットで論じられる点である。右派は「性奴隷」という認識が「朝日新聞」によって作られ、国連勧告にも引用されたことの影響を主張してバッシングを強めるが、実際のところ「朝日を叩くと雑誌が売れる」という法則性によるメディア産業のテンプレートである。「慰安婦」問題の本質以上にメディア文化による「ビジネス」という側面もまた歴史修正主義の一部として考えられるだろう。

4. インターネット時代へ

最後に上記の雑誌メディアを梯子として、インターネット上の歴史修正主義がある。ユーザーによる「参加」「集合知」はインターネットにも観察され、かつPV（ページ・ビュー）という具体的な数値を出せる仕組みが、広告収入を上げていく。広告収入やメールマガジンで商業媒体として運営が可能になる。過激な内容がアクセス数を伸ばすならば、歴史修正主義の言説は広告を資源にしながら言説を流布させていく。

### おわりに

「慰安婦」問題がなぜ歴史修正主義の攻撃の本丸になったのか。これまでに言われているように、植民地主義、ナショナリズム、戦争美化、性差別、排外主義、反フェミニズムが批判の背後にあることは間違いない。しかし、もう一点考えるべきことは、メディア文化との関連性である。「朝日新聞」の「誤報」というデマや教科書批判は、メディア上のヘゲモニー争いであり、それがビジネスになることが関係している。それらは、「慰安婦」問題という課題の手前で、商業と共感の最大化をねらうメディアの論理を使って、戦争という男の文化を保持するための営為ではなかろうか。

### 参考文献

倉橋耕平『歴史修正主義とサブカルチャー 90年代保守言説のメディア文化』青弓社、2018年。  
大澤聡『批評メディア論』岩波書店、2015年。  
佐藤卓己『『歴史のメディア化』に抗して 特攻ブームはなぜ生まれたか?』、『中央公論』9月号、中央公論社、2018年、70-79頁。

## 「慰安婦」問題解決運動をめぐる現状分析

日本学術振興会特別研究員PD（大阪大学）

木下直子

キーワード：「慰安婦」問題、日韓「合意」、歴史認識、少女像、映画、フェミニズム

### はじめに

いわゆる「慰安婦」問題においては、アジア各地の被害者がその生涯を閉じつつある現在、日本政府の誠実な対応を引き出し、被害者の身に起こった痛ましい出来事を記憶していくための取り組みがこれまで以上に求められている。韓国では文在寅政権の下、前政権における被害者中心アプローチの欠如の問題が確認され、日本軍「慰安婦」問題研究所が設立されるなど、かつてなく政権が運動と歩調を合わせている。和解・癒し財団の解散を求める市民の声も、政府は無視できない状況にある。では、その市民の歴史認識はどのようなもので、現在の動きにはいかなる展望があるのか。本報告では、日韓の文脈に焦点を当て、日韓「合意」以降の運動や文化的生産物にみられる「慰安婦」表象などの特徴を分析し、現状の運動とその周辺に関する課題について考察したい。

### 1. 「慰安婦」問題解決運動の見取り図

「慰安婦」被害者を支援しながら問題の解決を目指してきた社会運動は、韓国では長年、韓国挺身隊問題対策協議会（現・日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯）が中心的役割を担い、日本でも挺対協に連帯しながら運動が取り組まれてきた。近年、挺対協がソウルの日本大使館前に「慰安婦」少女像（平和の碑）を設置して以来、韓国内外で少女像の設置運動が拡大した。日韓「合意」直後より韓国国内では「合意」の破棄・見直しを求める声が上がリ、「慰安婦」を描いた映画が立て続けに公開されたこともあり、大衆的な関心の高まりも一定程度みられた。一方で、「合意」を根拠に日本政府の誠実な取り組みを引き出すという運動戦略（花房 2016）が日本側で本格的に実行できなかったことへの振り返りが必要である。

### 2. イメージに訴える運動——少女像、映像作品

近年、日韓両国で「慰安婦」問題への関心を高めたきっかけは、日本大使館前に設置された少女像である。この像は、いたいけな少女が強制連行され「慰安婦」にされたという「モデル被害者」（上野 1998: 176）を具現している点で論争的である。しかし、運動体内ではこれについて緻密な議論を展開するよりも、像が増えることによる波及効果を重視し、韓国内外の市民が少女像設置に乗り出すのを歓迎してきた。映像作品『少女の話』（2011）や『終わらない物語』（2017）には、残虐で悲惨なシーンが散りばめられ、鑑賞者に日本軍への憎悪を募らせる要素が多数含まれている。つまり、事実の究明よりも、悲惨なイメージを拡散し、日本への敵対的な感情を煽り運動の勢力拡大を図ることが優先されていると言える。

### 3. フィクションが増幅させる歴史認識——商業映画の傾向

次に、大衆的な関心を集めたいと考える運動にも影響する商業映画の傾向を分析する。「慰安婦」（問題）を描き話題になった韓国映画『鬼郷』（2016）、『アイキャンスピーク』（2017）、『ハーストリー』（2018）の中には、極端な加害と被害の描写が目立つものがある。残虐な加害行為にこそ真実味があるとする制作姿勢と受容のありようには、全体像を捉え損なう問題がある。また、商業映画で大衆迎合的でドラマチックに構成されることは、個々の被害者の痛みや運動関係者の経験がただ消費される事態になりかねない。

### 4. 問題

各種文化的生産物において、被害の深刻さを強調しようとするあまり、「慰安婦」像をより悲惨な設定にする操作は、被害者個人の痛みを飛び越え民族的な怒りを募らせる装置を作り上げる行為となる。こうした作為は多様な被害者像を捉え損ない、歴史への想像力を貧困なものにしてしまうのではないか。やはり、歴史や事実へ向き合う姿勢としての謙虚さが、歴史問題と関わるうえでの倫理観に求められるべきだと思う。被害者の経験が選別され、脚色され、そのような資源として利用されているのであれば、これはフェミニズムにとっても深刻な事態である。被害者を思い泣いたり日本に憤ったりするなど鑑賞者に激しい感情を生起させる物語は、とりわけ一部作品によっては日本が糾弾されるところまでを描いていることもあり、カタルシスをもたらす。このようなエンターテインメント性に対する慎重な検討が必要であろう。



## おわりに

「慰安婦」問題解決運動は、日本においては国内での運動に何よりも力を入れなければならないが、そのためには相互に影響を受け合う韓国の運動については、丁寧に追っていく必要がある。「慰安婦」制度に関する歴史認識についても、今一度洗い出し、その語り方について、世界で進展しつつある戦時性暴力研究と照らし合わせ、検証するべき時期に来ていると考えられる。安易に日韓の連帯を美化するのではなく、より建設的な議論を試みる努力と、記憶の時代を担っていくうえでの責任を持つ個人によって運動が継続されるのであれば、定型化された言説のみが正当性を付与される、権威主義的で硬直した活動になっていくであろう。

## 参考文献

花房俊雄「「慰安婦」問題 日韓「合意」に思う―「合意」の実施にあたって被害者への直接謝罪を日本政府に訴える」、『世界』岩波書店、2016年、184-189頁。  
上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』青土社、1998年。

## 「女性のためのアジア平和国民基金」をめぐる政策過程の一考察

大妻女子大学ほか非常勤講師

土野瑞穂

キーワード：「慰安婦」、「女性のためのアジア平和国民基金」、戦後補償

### はじめに

「慰安婦」問題を「最終的かつ不可逆的に」解決するために締結された日韓両政府による「合意」に基づき、2016年7月、元「慰安婦」女性たちの支援と名誉回復に取り組むことを目的とした「和解・癒し」財団が韓国に発足したが、被害者不在の政策決定と内容に批判が寄せられてきた。同様の批判は1995年に日本政府が発足させた「女性のためのアジア平和国民基金」（略称アジア女性基金。以下同）発足の際にも起こった。そもそも被害者の傷を癒すための政策立案において、被害者の声は届いているのだろうか。届いていないとすればなぜか。本報告では、「和解・癒し財団」の前例としてのアジア女性基金に焦点を当てる。そして同基金発足に至る政策過程を考察し、被害者の声が届かなかった要因を探ることで、「慰安婦」問題への対応策に関する諸課題を提示する。

### 1. アジア女性基金発足に至る前史

1990年代、元「慰安婦」女性たちは自身の奪われた尊厳を回復する手段として国家による謝罪と補償を勝ち取るため裁判に訴えた。しかし相次ぐ「慰安婦」裁判の敗訴を受けて、日本の運動は議員立法成立のための運動を展開することとなった。なぜなら日本の戦後補償制度のもとでは、外国人戦争被害者は国家補償から排除されていたため（田中 2013）、国家補償を実現させるには新たに法律を作るほかなかったからである。だが、2009年の政権交代を経ても、法案成立には至らなかった。日本国内における「慰安婦」問題に対する認識と法制度の問題は、今日もなお、日本政府の公式謝罪と国家補償の実現にあたって強固な壁であり続けている。

### 2. 国家補償をめぐる政府内の攻防

1993年のいわゆる「河野談話」を踏まえ、日本政府は「慰安婦」問題への対応措置の検討を進めた。しかし国家による補償を認めない自民党議員ら、そして元「慰安婦」に対する個人補償を認めれば、他の戦争被害者に対しても補償せざるを得なくなり、際限がなくなることへの政府・官僚の恐れが、国家補償を遠ざけ、民間基金を生み出すこととなった。

とはいえ、「民間基金」の決定には、「国家賠償を避けんがためにこれらの案が出されて」（鈴木 1996: 34）きたとは簡単に総括できない過程がある。当時の外務官僚らは、国家補償を支持する自民党議員が少なからず存在したと証言する。村山連立政権という政治的環境のもとで五十嵐官房長官や村山首相、河野洋平が個人補償を実現しようと努めたが、保守勢力が抵抗する中で、当事者・運動団体から多くの批判を浴びることとなったアジア女性基金ですら成立したのはある意味で驚くべきことだとさえ思われる。

### 3. 排除された運動

社会党と自民党の間で政治的妥協が図られていく過程で、被害者の声は聞き届けられることはなかった。「河野談話」を経て政府が「慰安婦」問題への具体的措置の検討に着手すると、日本の運動団体は様々なかたちで抗議・要請行動を行った。しかし政府・官僚が、運動関係者から意見を聴取したのは、民間基金構想が政府内ですでに固まった後であった。また運動側も、国会議員との連携が十分ではなかった。さらに、日本政府による元「慰安婦」への謝罪と国家補償を、どのようなかたちでどのように実現するかについての議論が日本の運動の中で不十分であったことが考察の結果明らかとなった。こうして運動側は政府・官僚側のペースに巻き込まれ、「慰安婦」問題への対応措置検討の過程で排除されてきた。

### 4. アジア女性基金をめぐる日本の運動の分裂とその要因

民これまで国家補償を要求してきた運動団体・活動家らの中から、アジア女性基金へ参画を表明する者が表れた。基金への態度を分かち要因は、「慰安婦」問題の位置づけと、当時の日本の政治状況に対する認識、およびそれに基づく運動戦略の違いであったと考えられる。この違いは双方のあいだで齟齬を生じさせ、アジア女性基金擁護派と基金反対派の間で深い対立に発展した。そしてアジア女性基金をめぐるのは、「慰安婦」問題への「態度を決定する『踏み絵』」（上野 2006: 247）となった。

## おわりに

個人補償をはじめとする当事者の要求の政策化にあたっての制度的な障壁に加え、「慰安婦」問題をめぐる各アクターの状況認識や戦略の相違、議員との連携不足が浮き彫りとなった。アジア女性基金をめぐる日本の非民主的な政策過程に大きな問題があったことは言うまでもない。したがって政治家・官僚との連携は非常に重要となってくる。それに加えて考察結果が示唆しているのは、「公式謝罪」「国家補償」の具体的な内実とその方法についてのさらなる議論の深化ではないだろうか。

## 参考文献

- 上野千鶴子「あえて火中の栗を拾う―朴裕河『和解のために』に寄せて」朴裕河著、佐藤久訳『和解のために―教科書・慰安婦・靖国・独島』平凡社、2006年、243-251頁。
- 鈴木裕子『戦争責任とジェンダー―「自由主義史観」と日本軍「慰安婦」問題』未来社、1997年。
- 田中宏『在日外国人 第三版』岩波書店、2013年。
- 村山富市「インタビュー 村山富市 元内閣総理大臣・アジア女性基金理事長」財団法人女性のためのアジア平和国民基金『オーラルヒストリー アジア女性基金』2007年、11-21頁。

## 土地紛争における伝統的権威の役割—アフリカ南西部・ナミビアの牧畜社会を事例として

神戸大学大学院 国際文化学研究科

宮本佳和

キーワード：土地紛争、伝統的権威、「コミュニティ・ベースの自然資源管理」(CBNRM)、牧畜民ヒンバとヘレロ

### はじめに

「アフリカ最後の植民地」とも呼ばれたナミビアは、1990年に南アフリカのアパルトヘイト政策による統治から独立した。植民地統治からの脱却には、「民族」ごとに割り当てられていた「ホームランド」の統合と、間接統治を行っていたチーフらの取り扱いが課題となり、先進的な法制度の整備と共に、同時期にアフリカ各国に導入された構造調整や「コミュニティ・ベースの自然資源管理」(CBNRM)など国際的なトレンドを取り入れた施策が実施された。本報告では、旧「ホームランド」の一つである北西部の「カオコランド」に暮らしてきた牧畜民ヒンバ及びヘレロの放牧地をめぐる争いに焦点をあて、高等裁判の判決と実際の追い出しの事例の検討を通して、いわゆる「伝統的権威」の争いへの関与の仕方を明らかにする。その上で、争いにおけるローカルレベルでの実践を、伝統的権威の有す「権限」との関係から考察する。

### 1. アフリカにおける土地問題と伝統的権威

独立後の多くのアフリカ諸国では、植民地支配の中で創り出された伝統的権威が近代国家形成への障害とみなされてきた。しかし1990年代頃からの政策転換に伴い、土地利用者の権利安定を目的とした土地改革が、伝統的権威の再評価と共に行われてきた(武内 2017)。東アフリカの牧畜社会では、土地の再編が近代的な畜産物の生産方式の導入と野生動物の保護区の創設によって行われたため、牧畜民間の衝突が発生し、内部で力を保持してきた伝統的権威の権力が後退していることが報告されている(目黒 2015)。

### 2. ナミビア北西部における土地政策と伝統的権威—歴史的背景

ナミビア(南西アフリカ)は1880年代後半からドイツによる植民地支配を受けたが、北西部ではドイツよりもその後の南アフリカの統治の影響をつよく受けた(Friedman 2011)。1920年代には黒人を民族ごとに区分したリザーブ(のちのホームランド)の一つである「カオコランド」が設置され、内部の特定の地域を管轄するチーフが任命された(Bollig 2011)。独立後、ホームランドは共有地となり、かつてのチーフらは伝統的指導者と名称を変えた。彼らが組織する伝統的権威には、近代法内で共有地の管理と利用に関して政府に助言する役割が付与された。1990年代後半からはCBNRMのもとで共有地に「(野生動物)保全地区」が設置され始め、取り決めに伝統的権威が関与していることが報告されている(Bollig 2011)。

### 3. 高等裁判に発展する土地争い

北西部では2012年頃からの干ばつの影響で放牧地をめぐる争いが発生し、その一部は高等裁判に発展した。2017年時点では2事例の判決が下され、裁判に関与するのは共有地に権限のある伝統的権威であった。伝統的権威にはこうした権限だけでなく、「慣習法をつくる」権限も与えられており、慣習法に特定の場所を「伝統的テリトリー」として登録することで法的根拠を提示し、裁判を有利にすすめていた。

### 4. 保全地区を単位とする追い出し

実際の追い出しでは伝統的権威が間接的に「権限」を有す保全地区が単位となっており、「伝統的テリトリー」以外の場所でも追い出しが正当化されていた。保全地区は当該コミュニティから選ばれた管理委員が運営しているが、伝統的権威は非公式的に代表になっており、保全地区の収益の大部分を占める野生動物のハンティングビジネスでの収入の一部を手にしていった。そのため保全地区という単位は、伝統的権威を介することで、ローカルの人々にとって特定の場所に関する権利を示す手段となっていた。

### 5. 土地紛争における伝統的権威の役割

以上の事例の検討を通して浮かび上がるのは、直接的・間接的な「権限」を戦略的に利用する伝統的権威の姿である。彼らは共有地に関する法的な権限を有すため、裁判の主要なアクターとしてローカルの人々と近代法を媒介する役割を担っていた。伝統的権威の権限は追い出しを行う際に有利に働く場合もあるが、

マイノリティの人権保護といった新たな概念によって当事者を擁護する状況では、法的根拠の適用はされにくく権限が弱まる傾向にあった。一方で、彼らはコミュニティ・ベースで運営される保全地区にも非公式的に関与しており、状況に合わせた「権限」を利用することで問題解決をはかっていた

#### おわりに

扱った各裁判では不服申立が行なわれ、2018 年現在も問題は完全には収束していない。隣接地域でも放牧地争いが高等裁判に発展する動きがあり、追い出しの単位となる保全地区との関係から今後の状況を注視していく必要があるだろう。

#### 参考文献

- Bolliq, Michael. 2011. Chieftaincies and Chiefs in Northern Namibia. J. Dülffer and M. Frey (eds). *Elites and Decolonization in the Twentieth Century*. pp. 157-176. (London: Palgrave).
- Friedman, J.T. 2011. *Imagining the Post-Apartheid State*. (New York: Berghahn Books).
- 目黒紀夫「野生動物保全が取り組まれる土地における紛争と権威の所在—ケニア南部のマサイランドにおける所有形態の異なる複数事例の比較」『アジア・アフリカ地域研究』14(2)、2015 年、210-243 頁。
- 武内進一「アフリカにおける土地政策の新展開と農村変容」、武内進一（編）『現代アフリカの土地と権力』アジア経済研究所、2017 年、3-34 頁。

**脱軍事化の実践と経験**  
**ー1970 年代、沖縄へ渡ったアメリカ人反戦運動**  
**(パシフィック・カウンセリング・サービス) を事例にー**

**滋賀県立大学**  
**大野光明**

キーワード： ベトナム反戦運動、軍事化、沖縄、レイシズム、セクシズム、文化、リゾーム

**はじめに**

1965 年の米軍による北ベトナム爆撃開始以降、ベトナム戦争は泥沼化し、米国内だけでなく世界各地で反対運動をまきおこすこととなった。ベトナム反戦運動の特徴の 1 つは、運動主体が一般市民や学生を越えて広がったこと、すなわち、徴兵された兵士たちや戦地から帰還した元兵士たちなど、米軍内部から広範な反対の声と抵抗が出現した点にある。懲役の拒否、軍隊内での抵抗、脱走、上官の命令の拒否などの手段を選ぶ者が急増したのだ。それに伴い、兵士や兵役対象者に対して、軍法の専門的知識にもとづく法律相談やカウンセリング活動、反戦運動の組織化などの支援活動が喫緊の課題となった (Cortright 2005)。

この課題に正面から取り組み、米国内、そして日本と沖縄を含むアジア各地で反戦運動を展開した稀有なグループとしてパシフィック・カウンセリング・サービス (Pacific Counseling Service、以下 PCS) がある。本報告では、PCS の機関紙や報告書、ビラや駐在スタッフの書簡などの一次史料<sup>1</sup>、報告者が 2016 年以降実施してきた元活動家へのインタビューの結果を分析することで、(1) 沖縄での PCS の運動の歴史と内容を整理し、(2) 「ベトナム反戦」がどのように経験され、意味づけられたのかを考察する。その上で、(3) PCS が試みた太平洋を横断したベトナム反戦運動を評価するための枠組みを検討したい。

**1 サンフランシスコ湾岸地域とベトナム反戦運動**

アメリカ西海岸、なかでもサンフランシスコ湾岸地域には軍事基地・施設が多く存在し、ベトナム戦争を遂行する重要な機能をもった。それらは徴兵、教育・訓練、兵士および物資の輸送のために利用された。

サンフランシスコ湾岸地域のユニークさは、これらの軍事基地・施設と折り重なるように、多種多様な社会運動の拠点が広がっていたことである。ベトナム反戦運動、第三世界にルーツをもつ人びとの権利獲得運動、ウーマンリブやセクシュアル・マイノリティの運動、カリフォルニア大学バークレー校などでの学生運動、オークランドにおけるブラックパンサー党の運動、そして基地・軍隊と密接に結びついた港湾労働に従事する者たちの労働運動などがあり、それらはベトナム戦争を結節点として交差していった。

1968 年のテト攻勢以降、戦争の形勢が逆転し世論の不支持が拡大するなか、それまで散発的で孤立していた兵士たちの反戦運動は大きく成長した。サンフランシスコでは、1968 年 7 月の「ナイン・フォー・ピース」と呼ばれる無許可離隊者の抵抗、同年 10 月のプレジディオ陸軍基地内での兵士による反乱 (プレジディオ 27) など、基地内部からの行動と意思表示が公然化し、大きな注目を集めた。基地の外側からは大規模な反戦運動がそれに呼応し、兵士たちへの支持の表明と活発な支援運動が展開された。1969 年 1 月には「ナイン・フォー・ピース」の退役軍人がサンフランシスコにおいて「GI ヘルプセンター」を開き、地域に存在する数千人規模の兵士たちの多種多様なニーズに応える活動を開始した。

**2 PCS と日本および沖縄**

1969 年 3 月頃、米兵の訓練拠点・陸軍フォート要塞のあるカリフォルニア州モンレーでウェストコースト・カウンセリング・サービス (West Coast Counseling Service、以下、WCCS) は開始する。開始後の 6 ヶ月間で、兵士などから良心的拒否や兵士の諸権利に関する 600 件の相談があり、69 年末までに約 120 の良心的兵役拒否申請の承認を獲得するなど大きな成果を残した (PCS 1971: 4)。WCCS への高い評価を受けて、WCCS は 1969 年末にオークランド、サンフランシスコ、サンディエゴ、そして、70 年 4 月にはワシントン州タコマに新たな事務所を開設した。さらに、WCCS は、兵士による抵抗運動と民間人による

---

<sup>1</sup> PCS の一次史料がまとまった形で残されているアーカイブ Pacific Counseling Service and Military Law Office Records, BANC MSS 86/89 c, The Bancroft Library, University of California, Berkeley (以下、BANC MSS 86/89c と表記) の調査を進めている。

支援運動が日本においても成長していることを受け、PCS へと名称変更後、70 年 4 月にアジア初の事務所を東京・神楽坂のべ平連事務所の隣に設置した<sup>1</sup>。その後、沖縄、香港、フィリピン、岩国、横須賀、三沢、横田でもプロジェクトが実施される。

PCS は兵士たちの除隊や表現の自由等の諸権利を守ることを目指しただけでなく、基地・軍隊を多面的に「解体」することを目指した。たとえば、運動の戦術的なポイントとして次の 4 点が確認されている。①兵士とアメリカ市民の視点から軍隊当局の非正当化と信用の失墜を進める、②軍隊というシステムと「お偉方」[brass: 軍の高級将校や幹部] に対する GI の抵抗を支援し勇気づける、③GI の運動がアメリカ国内および世界各地の広範な階級対立とつながっている点を政治的に教育する（ただしそれは強制するものではない）、④基地内の闘争を基地周辺の地域コミュニティにおける抑圧された人びとの存在や階級対立につながるよう支援する (PCS 1972: 3-4)。

また、PCS のプロジェクトはさまざまな団体・個人との連携のもとで取り組まれた。なかでもアメリカ全国法曹会 (National Lawyers Guild、以下、NLG) の存在抜きにはプロジェクトは成立しなかったといえる。NLG は 1937 年に設立された左派系の弁護士・法律家の全国組織である (ナショナル・ロイヤーズ・ギルド 1991)。NLG は 1971 年に Military Law Office (以下、MLO) を PCS サンフランシスコ事務所の隣に開設、アジアでのプロジェクトへ弁護士を派遣した。PCS のプロジェクトは、民間人 (Civilian) オルガナイザーと NLG/MLO の弁護士らがチームをつくる形で実施された。

### 3 沖縄での PCS プロジェクト

沖縄・コザに PCS 事務所が正式に開設されたのは日本「復帰」前の 1970 年 12 月のことであった。事務所にはオメガ・ハウス (Omega House)、のちにピープルズ・ハウス (People's House) という名前がつけられた。1972 年には PCS の女性活動家が中心となってコザにウーマンズ・ハウス (Women's House) が設置された (The Okinawa Women's House and the Women of PCS 1973)。また同年 10 月にはキャンプハンセン近くの金武に新たな活動拠点 United Front もつくられ (『Hansen Free Press』1972 年 10 月)、沖縄に 3 つのプロジェクト事務所が置かれることになった。多いときで 3 事務所あわせて 10 名を越えるスタッフが駐在し、これほどの規模をもった地域はなく、沖縄の戦略的重要性が伝わってくる。

3 つの拠点は、スタッフの事務所や住居として利用させていただきだけでなく、誰もが利用可能なオープンスペースとして開放されていた。事務所内には、軍法や兵士の諸権利に関するものからラディカルな運動・思想に関する書籍、映像フィルム、レコードとステレオ、ポスターやチラシがあった。これらのほとんどがサンフランシスコ事務所によって調達・郵送されたものであった。ピープルズ・ハウスには印刷機が 1 台あり、ビラや機関紙などの印刷に利用されている。

主な活動内容は 4 つにまとめることができる。第 1 に、法律相談などのカウンセリング活動である。訪問者がいつでも弁護士やオルガナイザーに問題や不満、悩み、あるいは裁判について相談できる体制が整えられた。相談内容は合法的除隊の可能性や手続き、将校らによる日常的なハラスメントや差別 (特に黒人兵に対するもの)、軍法会議にかけられたあとの対応や弁護の支援要請などであった。

第 2 に、米兵、軍属、沖縄出身者等の軍雇用者、沖縄や日本の活動家らによる自由な話し合いの場 (rap session) がつくられた。ベトナム戦争やブラックパンサー党、女性解放運動についてのフィルム上映後に議論をするなど、映像や音声を使用した話し合いが毎週のように行われた。ウーマンズ・ハウスではコンシャスネス・レイジング・ミーティングが 2 週間に 1 度の頻度で定例化され、女性たちが自然に受け入れてしまっている家父長制や女性性やジェンダーに関する規範、性暴力の経験を共有することが試みられた。食事をそれぞれ持ち寄っての夕食会も毎週開かれている。

第 3 に機関紙の発行である。オメガ・ハウスとピープルズ・ハウスは『Omega Press』(1972 年 1 月から管見の限りでは 1975 年 4 月まで)、ユナイテッド・フロントは『Hansen Free Press』(1972 年 10 月から 1973 年 7 月まで。その後、1973 年 8 月発行の『Omega Press』へ合併) を定期的に発行していた。ウーマンズ・ハウスは『Sisterhood is Blooming』をリーフレットして 1973 年 1 月頃に発行している (2 号以降の草稿の一部は確認できたが、発行有無や内容は不明)。これらの機関紙は多くの兵士が外出する給料日や週末に、飲食街やゲート近くでまかれた。この配布活動には米兵も参加していた。

第 4 に、沖縄の反基地運動や平和運動のデモや集会へ参加し、連帯の意思表示を行うことである。PCS は全沖縄軍労働組合 (全軍労) の闘争に強くシンパシーを抱き、ストライキや集会に参加した。沖縄の人

---

<sup>1</sup> イントレビッド四人の会『脱走兵通信』8 号 (1970 年 2 月 25 日発行) には PCS 事務所開設以前から米国人活動家による GI カウンセリング活動が行われていたことが記録されている。PCS 事務所開設前の歴史については別稿を用意したい。

びとの闘争の歴史的背景や意味を知り、理解することで、それらを米軍兵士に対して伝える役割も担った。

#### 4 反戦と反基地の射程

PCS は「反戦」をどのような実践として経験し、意味づけ、深めていったのだろうか。

第 1 に、反戦運動とは戦争機械としての基地・軍隊を「解体」することを目指すものであった。「解体」とは、基地・軍隊を成り立たせている人や社会のありようを批判し、変革し、それらを規定しているイデオロギーを問題化する実践であった。具体的には戦争と基地・軍隊がレイシズムとセクシズムによって駆動している点が強調された。

レイシズムは 2 つの視座から問われていた。1 つにはベトナム戦争という大量虐殺行為がベトナム人へのレイシズム、さらには占領下の沖縄人へのレイシズムに立脚しているという認識であった。もう 1 つは、戦争が米国内外の人種的なヒエラルキーのもとで遂行されているという認識である。なかでも黒人兵士が構造的に徴兵の対象とされ、軍隊内部で差別されていることが問題化された。

セクシズムについては、米軍の存在する場所であればどこにでもバーで働く女性、売春婦、兵舎や事務所単純労働に従事する女性がいるという現実からとらえられていた（『Omega Press』2 巻 8 号、1973 年 12 月号）。PCS の活動家は、セクシズムが米軍男性兵士による駐留地の女性への暴力としてあらわれるだけでなく、米兵の女性パートナーや基地内の女性労働者に対しても作用していることを確認し、問題化しようとした。PCS の特徴は、日常のなかに浸透し自然化されている規範を戦争、基地・軍隊に結び付けた点にある。

第 2 には、戦争と基地・軍隊の背景には米国の帝国主義があるという視座である。たとえば『Omega Press』2 巻 8 号では帝国主義が特集テーマとなった。同号はベトナムと沖縄だけでなく、ラテンアメリカ、中東、アフリカにおいて米国が軍事力とともに介入していることを明らかにするだけでなく、その仕組みがアメリカ本国における女性、労働者、第三世界出身者たち、そして兵士たちの暮らしや生のありようにも連動していると主張した。利潤を蓄積・最大化する資本の運動が軍隊をたずさえて世界各地を展開しているだけでなく、国内においても人びとを搾取し、利用し、かつ、対立を構造化していることが析出されている。よって、PCS にとって戦争と基地・軍隊とは、帝国主義という名の下で生じている国内外の人びとの経験を横につなげていく枠組みのなかで問題化されていた。

そして、第 3 に、前述したイデオロギーや規範の日常的な浸透が強調されることで、PCS の取り組みは文化闘争としても展開された。セクシズムは西洋の男性の目線を内面化し、「美しく」なり、自らを売ろうとする人びとの身体性や欲望に根深く影響を与えている。あるいは黒人兵士たちにとってのレイシズムとは、自らのヘアスタイル、言葉、身振り、音楽やダンスなどを軍隊の管理下から解放し、取り戻すという問題としてあった。沖縄だけでなく、各地の PCS はロックフェスティバルなど音楽や映画を用いたイベントを多用したが、それは単なる動員の道具としてではなく、軍事化された感性や身体を解放する力として選り取られていたのではないかと考えられる。

#### おわりに

管見の限りでは、沖縄での PCS プロジェクトは 1976 年末に終了している。その主要な要因はベトナム戦争の集結と米国内の反基地・平和運動の衰退にともなうファンド不足であった。最後に、PCS の運動をどのように評価できるのか、またそのための枠組みについて述べたい。

第 1 に、PCS の運動を「巨大なリゾーム状の歴史」（梅森編著 2007: 183-185）の現われとしてとらえることが求められる。PCS プロジェクトに参加し、介入した兵士たちは、米本国、ベトナム、沖縄などの駐留地を移動していた。兵士の移動とともに経験、言葉、実践も運ばれ、シェアされていた。軍隊の国境を超えた移動と展開が、その地下にリゾーム型の運動地図を逆説的に形成していたのだ。また、PCS の運動には、米国内の多種多様な運動の複数の歴史が流れ込んでいる。特に黒人解放運動とウーマンリブの影響は大きい。多様なテーマと主体、経験が交差する場として PCS は存在した。PCS の運動をふまえば、反戦・反基地運動はインターセクショナルな枠組みや視座（Boggs 2016）を欠いては論じきれないことがわかる。

第 2 に、PCS は「ベトナム反戦」という看板を掲げながらも、1973 年 1 月のパリ和平協定調印以降も数年にわたって沖縄で運動を持続させた。その歴史的意味は何か。たとえば、米国のベトナム反戦運動について、「徴兵制の撤廃が約束され、地上戦の『ベトナム化』が進み、米兵の死者が減少するにつれて、反戦運動が低調になっていった」ことをふまえ、「米国のナショナリズム自体を相対化する点では不十分であった」との批判がある（油井 2017: 111）。PCS はこのナショナリズムの重みに耐えながら、戦争の終わった「平時」においてもなお、軍隊が海外駐留の意味と影響をとらえ批判しつづけた。だからこそ、PCS は「ベ



トナム反戦」を越えて帝国主義を問題にし、レイシズムやセクシズムなどの持続するイデオロギーを批判したのである。PCS は未完の形でプロジェクトを終わらさざるをえなかったといえるだろう。

## 文献

- 阿部小涼、2018、「占領と非戦の交差／脱臼するところ——帝国のヴェトナム反戦兵士と沖縄」『政策科学・国際関係論集』18号
- 梅森直之編著、2007、『ベネディクト・アンダーソン グローバリゼーションを語る』光文社
- エンロー、シンシア（上野千鶴子監訳）、2006、『策略——女性を軍事化する国際政治』岩波書店
- 大野光明、2014、『沖縄闘争の時代 1960/70——分断を乗り越える思想と実践』人文書院
- ナショナル・ロイヤーズ・ギルド（小田成光・入倉卓志訳）、1991、『We Shall Overcome——アメリカ法曹人権擁護の五〇年』日本評論社
- 油井大三郎、2017、『ベトナム戦争に抗した人々』山川出版社
- Boggs, Grace Lee, 2016, *Living for Change*, Minneapolis/London: University of Minnesota Press.
- Carlsson, Chris, 2011, *Ten Years that Shock the City: San Francisco 1968-1978*, San Francisco: City Lights Foundation Books.
- Cortright, David, [1975] 2005, *Soldiers in Revolt*, Chicago: Haymarket Books.
- Hoskins, Janet, and Nguyen, Viet Thanh, 2014, *Trans Pacific Studies: Framing an Emerging Field*, Honolulu: University of Hawai'i.
- Man, Simeon, 2018, *Soldiering through Empire: Race and the Making of the Decolonizing Pacific*, Oakland: University of California Press.
- PCS, 1971 [推定], *Pacific Counseling Service*, BANC MSS 86/89c, Ctn1-1.
- PCS, 1972, "Report on the Pacific Counseling Service", BANC MSS 86/89c, Ctn1-1.
- The Okinawa Women's House and the Women of PCS, 1973, "Church Women United Grant Proposal Outline for Grants from International Mission Funds 1972 and 1973", BANC MSS 86/89c, Ctn5-23.

沖縄と自衛隊 ―離島地域の「基地問題」―

東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程

進 尚子

キーワード：沖縄、八重山、与那国、自衛隊配備、基地問題、離島経済

はじめに

沖縄において「基地問題」というと、米軍基地を想定するのが常であろう。しかし、本報告で取り上げるのは、自衛隊基地である。在日米軍普天間基地の辺野古移転が世間の注目を集める中で、尖閣諸島領有問題に直面する宮古・八重山諸島では、自衛隊の新規配備が着々と進んでいる。地域住民の受け入れ賛否は地域を二分する事態になっているが、自衛隊が「日本の軍隊」であるがゆえに、それらがもたらす影響や背景が見落とされているのではないだろうか。報告者は沖縄の離島地域で進む自衛隊配備もまた、沖縄と日本本土との構造的差別がもたらす格差によって生まれた抑圧された社会構造がもたらすもうひとつの「基地問題」と捉え、八重山諸島のなかでもすでに自衛隊駐屯が始まった与那国島を事例として取り上げながら、離島地域の自衛隊基地問題について考察する。

1. 沖縄における自衛隊イメージの変遷

太平洋戦争における沖縄地上戦では、沖縄県民が味方であったはずの旧日本軍によってスパイ容疑をかけられ殺害されたり、自決に追い込まれたりといった状況が発生した。この出来事は県民に強い不信感を植え付けることになり、戦後 1954 年に創設された自衛隊も長らく旧日本軍と同一視され、1972 年の日本復帰によって自衛隊が沖縄に進出した後も、自衛隊員の住民登録拒否や自衛官募集業務の未実施などの強い拒否反応に直面することとなった。それゆえ県民の自衛隊アレルギーは他県とは比べ物にならないといわれてきた。しかし、現代ではその沖縄でさえも、自衛隊の存在を肯定的にみる意見が多数となっている。

琉球新報社が 2001 年から 5 年ごとに実施している県民調査では、「あなたは沖縄の自衛隊基地の将来について、どう思いますか」という質問が行われているが、「現状規模のままでよい」とする人の割合は増え続け、最新の 2016 年調査では 45.5% と半数近くを占め、「拡大すべきだ」とする 7.3% を加えると初めて過半数を超えた。その背景には、沖縄戦を体験していない世代が増え、親も戦後生まれで家庭内に戦争経験者がいないケースが増えていることに加え、自衛隊がつねにその存在の正当性を問われる中で、東日本大震災などの未曾有の大災害での救助活動や、音楽やスポーツを通じた市民との交流、ドラマや映画への積極的な撮影協力といったイメージ改善戦略に成功したことが大きい。さらに、若年層の失業率がとくに高い沖縄に於いて、戦わない自衛隊は安定した公務員として魅力的な職となった。そうして尖閣諸島領有問題が表面化してきた頃には沖縄社会に溶け込んだ自衛隊が、「戦って」領土を守ってくれることへの期待を語る人々も珍しくなくなった。

2. 与那国島の自衛隊誘致―その始まり

沖縄県島尻郡与那国町は、沖縄本島から南西に 516 キロメートル離れた日本最西端の島である与那国島にある一島一町の町である。最寄りの島は日本国内ではなく、111 キロメートル離れた台湾という国境の島であるが、1895（明治 28）年の台湾割譲により台湾が「日本」になって以後、1945（昭和 20）年の日本の敗戦まで、与那国島は国境の島ではなく、台湾と沖縄島、さらには日本本土をつなぐ中継地であった。

1972（昭和 47）年に日本復帰を果たした沖縄県は、念願の復帰が「本土並み」を実現するものではなく、米軍基地撤退もないことへの失望感が存在していた。一方、同じ沖縄県でも与那国島においては、日本復帰による米軍の影響力低下によって、国境の島に起こりうる不測の事態への不安が生まれていた。1973（昭和 48）年 3 月 19 日、第一回与那国町議会定例会で決議された「自衛隊の配備について要請決議」にはそれが反映されている。ここにその内容を引用する。

自衛隊の配備について要請決議

当与那国島は日本領土の最西南端にあって台湾及東南アジアへの門戸的役割を果す極めて重要な地理的条件下にありかつ又、激動つゞける国際情勢下における昨今、台湾とは僅か八〇マイル距てる指呼の間にあって予期せぬ事態に対峙し住民の不安同様に擁護するため自衛隊の配備を一日も早く実施して貰う様強く要請する。

この要請決議は議長を除く 11 人の議員で採決され、6 対 5 の僅差で可決されて、町長仲本宗裕によって、防衛庁（当時）に提出された。日本国憲法が存在は多くの沖縄県民が日本復帰を切望する後押しとなったが、その憲法との整合性が常に問われ続けてきた自衛隊は強い反発を呼んでいた。そうした状況下にある日本復帰直後の沖縄で自衛隊の新規配備を要請することは、極めて異例のことであった。戦後 28 年の

沖縄でまだ太平洋戦争の記憶は生々しく残り、当時の日本軍を彷彿とさせる自衛隊に対する印象は日本本土に比べても著しく悪かったため、住民総意とは言えない本要請は日本政府にとって現実味を持たないものであり、住民の間でもいつしかその存在は忘れられていった。

### 3. 2 回目の自衛隊配備要請

与那国島において、再び自衛隊誘致への本格的行動が起こされるようになったのは、2007（平成 19）年 1 月の「与那国防衛協会」の結成に端を発す。与那国防衛協会はその目的を『「防衛意識の普及・高揚」『防衛省自衛隊の支援・協力』を目的として活動し、その活動の中で与那国島の地域振興及び地域の活性化を図り、活力ある与那国の再構築を目指す』とし、活動を開始した。現会長の金城信浩氏は、1973（昭和 48）年の自衛隊配備要請決議では反対票を投じた元革新系議員であったが、近年の尖閣諸島をめぐる中国の脅威などを通じ、推進派へと転向した人物である。当時の要請決議が日本政府に受け入れられなかった経緯を知るだけに、まず与那国町の人口減少問題の解決を訴え、住民から 514 名分の署名を集め、与那国町議会に陳情を行った。これを受けて 2008（平成 20）年 9 月 19 日、与那国町議会で「自衛隊誘致に関する要請決議（案）」が決議された。住民からの署名は人口減少問題対策としての自衛隊誘致を掲げていたはずだったが、要請決議は与那国防衛協会の陳情をほぼそのまま流用していることもあり、その目的は「防衛」一色である。一部をここに抜粋する。

日本海の竹島問題や、近くは尖閣諸島問題も我々島民の身近な教訓としていつそのような事態が起きてでも対処できるだけの準備は怠りなくしておかねば、取り返しの付かない結末が待っているのです。〔中略〕周辺に忍び寄る国際紛争にも自衛隊という国家の防衛力で身を守りながら、充実した国家予算を獲得し関連する事業で雇用促進を図りつつ、島民全員が一樣に安定した生活基盤を築き上げ、さらに子孫に反映（ママ）をもたらし方策はこれしか、すなわち自衛隊誘致しかない、と言い切っても過言ではありません。

この決議を受けて、実際に防衛省に要望書が提出されたのは、翌 2009（平成 21）年 6 月である。本来であれば町議会で決議された決議文が要望書として提出されるべきであるが、町長、町議会議長、そして民間団体である与那国防衛協会会長の名を併記した要望書の中身は決議文の防衛色を薄め、台風や地震といった自然災害対策を第一に、「周辺国の動向」をその次に配している。国防色が薄まったことで、自衛隊誘致の目的に国防を掲げる者、当初の住民署名がそうであったように人口増、ひいては経済効果を期待するがゆえに推進派に与している者が、呉越同舟ながらともに自衛隊誘致にまい進する環境を作り出すことに成功した。社会情勢が大きく変化していたことで、36 年前には何も起こらなかった政府への要望は、防衛大臣による現地視察が行われる契機となり、本格的に自衛隊配備が進んでいくこととなった。

一方、反対派は「与那国自立へのビジョン」を作成し、那覇や石垣を経由しないとたどり着けないもっとも近い島台湾との往来など規制緩和を国へ陳情してきた議員や賛同者を中心に、島がもともと持っている資源を使った地域振興を目指していた。彼らは駐屯地となった南牧場が与那国馬や牛が道路を歩く牧歌的風景の広がる場所で観光客に人気のある場所であり、駐屯地の建物だけでなく、巨大なレーダーが立ち並ぶようになった光景を見ると、観光業や住民の健康に悪影響による経済への打撃、「戦闘態勢」を整えることで国境を接する国々の警戒心をあおり危険が増す可能性を主張した。双方の激しい対立を経て、2015（平成 27）年 2 月 22 日、すでに駐屯地建設が開始した後に実現した陸上自衛隊沿岸監視部隊配備の是非を問う住民投票で、投票率 85.74%、賛成 632 票、反対 445 票という結果が出たことで、一年後の 2016 年 3 月には自衛隊配備が開始された。小さな島の住民は友人、同僚、さらには家庭内でも賛成派と反対派に分断され、地域社会の横のつながりが政治的対立によって阻害されるまでになってしまった。

### 4. 自衛隊がもたらしたもの

自衛隊駐屯地が町有地に建設されたことにより、町に歳入として賃貸料が入るようになった。歳入増は小中学校の給食費や幼稚園のミルク代、妊婦の渡航費や宿泊費などの無料化によって町民に還元され、今年度からは 2 年間限定ながら水道料金の基本料金も無料になる。昨夏の町長選で僅差の勝利となった外間町長は、次々と無料化施策を打ち出して自衛隊配備による経済効果を町民にアピールしているが、配備反対派の懸念事項である基地があることによる危険の増大や環境への影響に対するアクションはなく、不安の払拭には至っていない。なにより、自衛隊配備を決定した国にとって、与那国島に自衛隊配備を行うことは地域振興目的であるはずがなく、真の目的は「南西諸島の防衛強化」である。防衛を行うのは危険の存在が前提としてあるわけで、国境の島の「離島苦」は国にとっていわばチャンスであったからこそ、自衛隊誘致以外の地域振興策に非協力だった側面もあるのではないだろうか。こうした状況にもかかわらず、反対派の懸念を不必要なものとして歩み寄る姿勢がなければ、議論がかみ合う日が来ることを期待するのは楽観的すぎると言わざるを得ない。無料化による生活費抑制の一方で、収入増の可能性はというと、自衛隊は転属で配備され、企業誘致のように地元住民に多くの雇用をもたらすわけではないので恩恵は十分とは言えない。人口増についても、自衛隊関係者の転入によって増える人数以上にそれ以外の住民の流出が続けば、次の策を打たなければならなくなる。実際、反対派の世帯が島を離れる事例も発生している。

自衛隊誘致が町財政改善につながった「成功例」として町長陣営がアピールを続けるなか、町の分断は固定化しつつある。

#### おわりに

自衛隊駐屯が始まり、人口も歳入も増えた与那国町は、「地域振興」に成功したように見えるが、自衛隊基地問題は地域を分断する強い禍根を残すこととなった。その状況は住民投票から三年以上を経た現在でも改善されておらず、昨夏に行われた町長選、今夏に行われた町議選でも対立が続いている。与那国町の選挙はいずれも非常に高い投票率であること、さらに自衛隊配備問題が争点となった選挙はいずれも僅差の結果が出ていることを踏まえると、有権者の半数近い人が「少数派」となって意見を取り上げられないことが対立を深める要因になっている。つまり、民主主義の原則が多数決に成り下がり、多数派が少数派の権利や自由の擁護を放棄している状況といえる。国策を巡って地域が分断、多くの少数派の声が届かないという米軍基地問題と同じ構造が国境の島でも展開されている。

広大な地域に広がる沖縄の島々によって、日本は広大な排他的経済水域を保持することができている。自衛隊配備により結果的に国土防衛の先兵となったにも関わらず、その事実を目をむけず、「地域振興」と捉える危うさについて、享受するメリットと中長期的な影響も踏まえながら、もうひとつの基地問題として考察していく必要があるだろう。

#### 参考文献

- 岩下明裕編『日本の「国境問題」(別冊『環』)』藤原書店、2012年。  
岩下明裕編『領土という病：国境ナショナリズムへの処方箋』北海道大学出版会、2014年。  
沖縄県『新沖縄県離島振興計画』沖縄県、2002年。  
沖縄県与那国町『与那国・自立へのビジョン 自立・自治・共生 アジアと結ぶ国境の島 YONAGUNI 報告書』与那国町役場、2005年。  
佐道明広『沖縄現代政治史「自立」をめぐる攻防』中京大学総合政策学部、2014年。  
舩田佳弘・ファベネック,ヤン『「見えない壁」に阻まれて：根室と与那国でボーダーを考える』国境地域研究センター、2015年。  
与那国町史編纂委員会事務局編(二〇一三)『黒潮の衝撃波：西の国境 どうなんの足跡』与那国町役場。  
琉球新報社『沖縄県民意識調査報告書 2001』琉球新報社、2002年。  
琉球新報社『沖縄県民意識調査報告書 2006』琉球新報社、2007年。  
琉球新報社『沖縄県民意識調査報告書 2011』琉球新報社、2012年。  
琉球新報社『沖縄県民意識調査報告書 2016』琉球新報社、2017年。  
八重山日報  
八重山毎日新聞

「細菌部隊731部隊と原爆開発に関わった京都大学の資料公開の現状と検証責任」

京都新聞報道部兼論説委員  
岡本晃明

キーワード：731部隊、原爆開発、京都帝国大学、公文書管理、戦争と医学、アーカイブ

はじめに

旧満州の関東軍731部隊はペスト菌など細菌戦研究で知られるが、京都帝国大医学部が部隊長をはじめ多くの人材を供給した。また京都帝大理学部は海軍の委嘱により、原爆開発「F研究」を進めていた。京都帝大の軍事研究に関係する資料は敗戦時に多くが廃棄され、731部隊関連資料について京都大学は戦後70年以上経過した今も検証をしたことがない。眠っていた京都帝国大の軍事研究関連資料の掘り起こし取材をする過程で突き当たった壁、公開と調査を阻む現代的な課題を報告する。

1. 「帝国の骨」—京都に存在したはずの資料

731部隊についてさまざまな調査や研究が蓄積されているが、依然未解明なことが多い。部隊員の新たな証言を得ることが時の経過で困難な中、資料の重みは増している。資料を当たると、京都帝大医学部出身者は731部隊で多数の解剖を行ったが、原爆投下直後の広島でも被爆者の病理解剖を行ない、731部隊の人体標本と被爆者の人体標本が同じ場で保管されていたことなど、知られていない資料がいまだ埋もれていることが分かった。また、原爆開発に関わっていたことを示す京都帝大の湯川秀樹博士日記も明らかにすることができた。帝国大学は領土を拡張する「帝国」のシンクタンクであり、多岐に渡る科学戦を支える頭脳だった。特に京都帝国大は学知と人材を多くの機関に派遣し、戦争を検証する上でその存在感はきわめて大きい。

2. 核兵器と倫理—核兵器の使用は倫理的に許されるのか

一方、軍事機密だった731部隊員の学位論文が京都大学では不存在とされ、国立国会図書館には保管されているなど、未調査／未検証という不作為のために、知られていない資料が存在する可能性はある。特に「満洲第731部隊軍医将校の学位授与の検証を求める会」が今年設立され、京都大学と交渉を行っているように、論文や名簿が70年以上前の出来事へと辿り着く基礎資料として重要である。軍事研究にどのような予算が配分されたかも、未解明なことが多い。しかし、戦後の大学行政の中で、戦時中の資料が分散したり廃棄されたり、未調査のまま放置されるなど、あいまいな状況に置かれている。公文書では管理ルールが極めて不十分ながら法制化されているが、研究領域では1次資料や引き継いだ研究室の資料などの管理ルールがなく、大学博物館の歴史資料は予算的にも空間的にも制約が多い。

3. 軍事研究と開示

京都帝大による被爆者の病理標本は占領下、米軍によって持ち去られ、研究発表も封じられた。731部隊の病理標本と研究も米軍によって持ち去られた。共に、米国の最高機密とされたが、米国法により開示が進んでいる。米側資料に依らないと、日本の軍事研究のことが解明できない現状がある。

被爆者の生体試料については1973年、日本に返還された。「広島のは広島に。長崎のものは長崎に」。それが返還時の原則だった。調査した学者ではなく、患者や子孫が暮らす地域へ。そこで複数の資料が有機的に結びつけば、研究は生かされ、語り継ぐ礎となる。

しかし日本では帝国大学時代に収集した資料が返還されないままであり、有機的に結びついてはいない。原爆資料の中に731部隊出身者の名前があり、京都帝大医学部病理学教室が731部隊に深く関与するだけでなく、アイヌ遺骨・琉球遺骨収集を行っていたなど、「帝国」を担う大学人脈は密接につながっている。旧帝国大学にどのような戦時資料があるかは調査を経て広く公開されるべきであり、本来どこにあるべきか、どうすれば有機的に結びつくかを議論すべきだ。

4. デュアル・ユースという要請

プロセスに倫理的／人道的に問題があっても科学技術は無色透明で役に立つ、と考える人が少なからずいることは、デュアル・ユース（軍用と民生用のどちらでも使える技術）という言葉を使う人たちの存在で分かる。戦時下の京都帝大の医学者／科学者たちにも、時代の多数者の側の要請と、研究目的という「大義」はあったのだろう。だが得られた知識を現地の人に返さず、奪われる側の痛みにまひすれば、どうなるだろう。学知が本質的にそもそも「帝国主義」を抱えており、領土を拡張しようとしてきた。731部隊では京大出身の医師たちが細菌戦の実験や多数の人体解剖を行い、資料を日本に持ち帰ったが、その「成果」は軍事機密の闇と関係者の沈黙に閉ざされたままである。戦時の大学の軍事研究と秘密／公開、廃棄をいま見つめ直すことは、大学と防衛研究費の問題を考える上でも重要である。

**参考文献**

岡本晃明 連載「帝国の骨」 京都新聞、2018年

タイ-ミャンマー国境地域の移民・難民たち  
～タイ・メソートを訪ねて考えたこと～

佐渡友 哲  
(日本大学法学部)

## 1 はじめに

タイ北西部にあるタイ＝ミャンマー（ビルマ）国境の町、メソート（Mae Sot）の人口は約 12 万人であるが、住民の半数以上はミャンマー人であるといわれている。ショッピング・モールの食品売り場を覗くと、タイ語とビルマ語、時にはカレン語が表示されている。中心地から西に 7 km のところに、タイとミャンマーを隔てるモエイ川が流れていて、そこには大型トラックが行き来できるコンクリート製の友好橋（1997 年開通）が架けられている。私もこの橋を歩いて対岸の町ミャワディ（Myawaddy）を散策し、越境する人々を観察した。この地に押しかけて来るミャンマー人は、タイのすぐ隣り合わせのカレン州から陸路でやってきたカレン族が多い。本報告では、カレン州から「越境パス（border pass）」を所持して橋の入国管理を通してタイに入国する人、すでに 30 年間もタイ側のいわゆる難民キャンプで定住する人、毎日、1 バーツ（約 3 円）を払ってパスポートやパスも所持せずに小型ボートでタイ側に入国する人など、多様なミャンマー人の実態を紹介しながら、国境と移民・難民問題を現場から考えてみたい。なおここでは、タイに入国している多様なミャンマー人を総称して移民（migrant）と呼ぶことにする。

## 2 「難民キャンプ」と「移民学校」の現状

ところでカレン族はもともと自治意識が強く、1948 年のビルマ独立以降、ビルマ連邦政府と敵対関係が続いていた。カレン族の反政府運動組織であるカレン民族同盟（KNU）は、同国の反政府武装組織としては最大の規模を誇る。特に 1988 年以後の軍事政権に対する反政府暴動によって多くのカレン族は戦火を逃れ国境を超えてタイに流入した。これが世界で報道されるようになった、タイにおける、いわゆるミャンマー（ビルマ）難民問題である。ところが、タイ政府は、難民条約に加盟しておらず、越境してきた避難民を保護する義務はない。そこでタイ政府は、国境地域に 10 数万人いるとされている彼ら／彼女らを一時避難民（temporarily displaced people）として、人道的観点から滞在場所（難民キャンプ）を提供しているのである

メソート近郊に通称「難民キャンプ」が 3 か所あり、そのうち最大規模のメラ難民キャンプを訪問した。私たち多くの人にとって、難民キャンプというと草原や砂漠の中にたくさんのテントがある、というイメージであるが、ここはまったく違っていた。道路沿いに数キロにわたり木々に囲まれた、伝統的な「村」という印象であった。道路に面してフェンスのゲートが 3 か所あって、それぞれタイ政府の兵隊が構えている。一般に「キャンプ」と呼ばれているが、ゲートには Maela Contemporary Shelter Area（メラ一時避難地域）という正式名が書かれて

いる。キャンプではなくシェルター（避難所）なのである。

メソート地区には、ミャンマーからやってくる子どもたちのための移民学校が62校あり、9,000人以上が学んでいるという。これはタイ政府が関わった公立学校ではない。子どもたちは、タイの公立学校に行くことも可能ではあるが、タイ語がわからないうえ、制服や図書・文具代に費用がかかることから、無料の移民学校に行かざるを得ないのである。移民学校は基本的に、NGOなどの財政的支援のもとにボランティアによって運営されている。しかしタイ政府は「タイにいるすべての子どもに教育の権利を」という政策を掲げている。そこでタイ政府は、移民学校を「学習センター」と呼んで、支援している。数百人規模の大きな学習センターには、簡素ではあるが寄宿舎を備え、保育所から高校まである。そこではビルマ語、タイ語、英語、数学、理科など、学年によって多様な科目が教えられている。成績が良ければタイやミャンマーの高校などに進むことができるという。

### 3 課題と今後の展望

現地で知ることができた大きな課題について述べなければならない。それは、ミャンマーが民主化し、各国の経済制裁が解かれ、世界の関心が同国の市場に向けられるようになったことと関係する。いま世界からの支援が、アウン・サン・スーチー国家顧問が率いる新政権の発足によりミャンマー国内に集中し、国境を超えたミャンマー移民への支援が激減していることである。そのため移民学校、学習センターがいま、存続の危機にあるというのだ。2015年7校が閉鎖され、2016年には16校が支援を打ち切られたという。

これまでも多くの国境地域を視察してきたが、これほど多くの移民が善意の人々に支えられているところはなかった。これほど長く海外の支援を受け、この地が世界に知られるようになったのに、新政権が世界から注目されることにより、善意の活動が続けられなくなるとは思いもしない皮肉である。ただ長期的に考えると、メソートは単に貧しい移民の町ではなく、大規模ショッピング・モールも高級外車の販売店も存在する都市である。この地はベトナムーラオスータイ、そしてミャンマーのヤンゴンを結ぶAsian Highway（東西経済回廊）の通り道であり、経済特区構想もある。貿易と人流のハブになる可能性も十分ある。メソートが移民に支えられた、世界的にもユニークな越境協力（cross-border cooperation）の都市になることも考えられののではないか。



日本平和学会2018年度秋季研究集会  
「難民・強制移動民研究」分科会 報告レジュメ

題目

「安定を求める豪比結婚—日本との比較を含めて」

佐竹 眞明 (名古屋学院大学)

はじめに

国際的な移民を多数生んできたフィリピンから、結婚移民として女性が米国、日本、オーストラリアなどの国に移住してきた。その受け入れ先で、女性たちはどのような生活を送り、課題に直面しているか。配偶者の男性に関してもどのような生活、課題をかかえているか。日本の例については、国際結婚、多文化家族の枠組みで一定研究を行ってきた (佐竹・ダアノイ 2006; 佐竹・金 2017)。

2017年9月から2018年8月まで1年間、オーストラリアで研究する機会を得た。そこで、オーストラリア人男性と結婚したフィリピン女性との婚姻について、夫妻がどのような生活、課題を持っているか、インタビュー調査した。日本と比べて、どのようなことがいえるか、追求してみたいと考えたからである。報告ではオーストラリアでどうなっているのか、を中心的に述べる。できる範囲で、日本のフィリピン女性と日本人男性との結婚についての調査 (佐竹 2017; 佐竹・ダアノイ 2006) との比較を入れる。

1. 研究の背景—過去の研究との関係

1980年代半ば 比豪結婚の増加によって 結婚の社会的意味合いを検討する研究が増えていった (Cahil 1990; Jackson 1993; Saroca 1997; Roces 1998)。特に結婚業者を通じて結婚した「メールオーダー花嫁」が問題視され、人身売買、インスタント結婚と批判された (Boer 1988; De Stoop 1994)。男性の妻に対する暴力、殺人も問題視された (Cunnen and Stubb 1997; Mariginson 2001; Satake 2002)。女性像として、お金目当てのゴールドディガーか、性的取引における犠牲者かというイメージ、男性像として、性的暴力の加害者というものがあった。

一方、「メールオーダー花嫁」像への疑問も提示された。つまり、これらは一方的である。女性が家族をつくり、まっとうな生活をおくろうとしていることを無視している。具体的には Roces (2003:75)がある。「これらの議論は犠牲者と主体の区別をあいまいにし、妻と母親の役割、(労働力・市民として) オーストラリアの多文化主義に同化・参加していく彼女たちの成果、自分自身のアイデンティティをつくり上げていく試みを否定している」とする。Saroca (1997:90)もこれらは女性と結婚へのネガティブ・イメージを強化し、毎日の生活の現実をあいまいにする、と述べている。この反論に基づき、Roces 2003、Saroca 2002、Bonifacio 2009、Crespo 2009、Espinosa 2017 など オーストラリアに居住するフィリピン結婚女性の研究が著されてきた。拙稿も「メールオーダー花嫁」像の

ようなネガティブ論ではなく、女性、男性の様々な現実を分析するものである。

## 2. 調査方法

中心的都市「シドニー郊外」、ニューサウスウェルズ（NSW）州のウォロンゴン市において、2017 年 10 月より 18 年 3 月まで、オーストラリア人男性とフィリピン人女性のカップル、未亡人に対して、調査を行った。形式は質問表を準備して、答えてもらう、または質問表に記入してもらうものである。インタビュー＋質問表記入は 7 夫婦、妻 4 人、夫 1 人 計 19 人、質問表記入は 3 夫婦、妻 2 人、未亡人 2 人、計 10 人、総計 29 人である。性別は女性 18 人（33～75 歳）、男性 11 人（36～77 歳）である。知り合いのフィリピン人を通じて、フィリピン人女性団体、高齢者団体、日本人を通じてキリスト教団体を紹介してもらった。メンバーに個別にインタビュー・質問表調査をお願いした。質問に答えてくださった方々には匿名をあて、プライバシーの保護に努めた。

## 3. オーストラリアのフィリピン人と国際結婚

オーストラリア連邦の人口は 2016 年 6 月末で 24,210,800 人である。海外からの移民が多いことを反映して、人口の 28.5%が海外生まれである。出身国別に見て、英国、ニュージーランド、中国、インド、フィリピン（246,400 人）、ベトナム、イタリア、南アフリカ、マレーシア、ドイツという順である。フィリピン人は 1971 年には 2500 人に過ぎなかったが、90 年に 75,000 人、2006 年に 141,900 人、16 年に 246,400 人と増えた。男女別に見ると、女性が 14 万、男性が 10 万である。その理由は国際結婚により来豪した女性が多い、看護師などの技能職で渡った女性が多いことがあげられる。なお、オーストラリア人と結婚したフィリピン人の 9 割以上が女性である。

## 4. 5 つの主要な質問・回答

質問項目は多岐に及ぶが、日本人男性、フィリピン女性との国際結婚でも重要と考えられる 5 つの項目に絞って考える。その 5 つとは次のとおりである。①知り合った経緯と結婚の理由 ②本国送金 ③ジェンダー役割一家庭での家事分担 ④結婚移住民への政府の支援 ⑤定年後のプランどこに住むか。本報告では①、④、⑤について報告する。

### ①知り合った経緯と結婚の理由

紹介（12）が最も一般的である。友人（5）、親戚（4）、その両者のいずれか（2）、職場の仲間（1）という具合である。オーストラリアにいるフィリピン人が姉を紹介するという風に、結婚する人がフィリピンにいる場合、オーストラリア在住のフィリピン人が同在住のフィリピン人を紹介する場合がある。次がオーストラリアの同じ職場で知り合った場合が続く（4）。インターネットのフェイスブックで知り合ったが 2 件ある。うち 1 件はオーストラリア男性が、中東に出稼ぎ中のフィリピン女性と知り合った例である。結婚業者を通じてが 1 件である。会ってすぐに結婚を決める「メールオーダー花嫁」の例で、1981 年シドニー＋マニラの仲介業者を通じ、オーストラリア男性と知り合った。

日本の場合（佐竹 2017 対象－日本男性 9 名、フィリピン女性 17 名）と比較する。妻の就労先 9、姉の紹介 4、友人の紹介 1、自治体・業者の紹介 1 といった具合である。フィリピン女性がエンターテイナーとして、働いていたことが知り合った経緯として、最も多い。フィリピン女性が 1980 年代半ばから 2005 年まで興行資格で日本のパブ・クラブで就労していた。その業種に偏ってフィリピン女性の入国を認めていた日本の入管行政が背景にある。オーストラリアでは 1970 年代後半に結婚で渡ったフィリピン人の親戚に紹介された、80 年代に専門職（看護師）として渡ったフィリピン人が友達に紹介されたといった例が多い。

結婚の理由として、夫の半数は妻の人格・すばらしさ、半数は妻の面倒見がよく、従順だからと述べた。この点、Crespo 2009 は「白人の夫にとって、結婚は成功だった。なぜなら、伝統的な価値を持ち、家族と結婚に忠実な妻を見つけたから」と述べている。一方、妻の半数は人格・愛情ゆえ、残りの半数は金銭的理由を挙げている。Crespo 2009 は「妻たちは婚姻の成功は豊かな生活を送れているか、による」と述べている。1981 年にイタリア系オーストラリア人と結婚したエルサ（62）は生活の環境をよくするために、1989 年に英国系オーストラリア人と結婚したブリマ（75）はオーストラリアにとどまるため、結婚したという。

日本と比較してみる。フィリピンとの経済的格差、あるいは結婚相手の半数以上が元勤務先の客という事情から、フィリピン女性が結婚相手に対し、金持ちのイメージを持って結婚した場合が多い（佐竹・ダアノイ 2006）。オーストラリア人と結婚するフィリピン女性とも共通する。他方、日本男性はフィリピン女性が従順だと思った、日本女性にないものを持っている、国際結婚にあこがれた（同）などから結婚しており、オーストラリア男性と重なる部分もある。

#### ④結婚移住民への政府の支援

オーストラリア政府の支援は移民国であるだけに充実している。まず、国の支援として、「多文化主義」政策時代（1972～1996）の多文化リソース・センターによるものがある（現在 連邦政府は「多文化主義」よりも「統合」「社会的結束力」を重視している〔自治体国際化協会 2018; Jupp 2011; Australian Government 2017〕）。移民に対して、英語、住居、雇用の支援を行った。1981 年結婚したエルサ（62）はセンターで英語を学習した。次に、州、準州で実施される TAFE(Training and Further Education) と呼ばれる職業教育がある。特に、フィリピンの場合、2010 年 K-12 と呼ばれる学制が始まるまで、中等教育まで 10 年しかなかったため、大学資格がオーストラリアで認められなかった。そのため、移住者が TAFE を活用した。結婚移民のメンチー（72）は離婚し、2 女のシングルマザーになったが、TAFE で保育学を勉強し、保育所に勤めた。他に、教育訓練省に成年英語プログラム、教育雇用のためのスキル学習、スカラシップ・プログラムがある。これらを活用し、職を身に着けた結婚移民女性がいる。

これらは移民だけでなく、市民が広く利用できる。

日本と比べると、日本語教育は自治体の国際交流協会（民間団体も）が比較的十分展開している。厚生労働省も 15 府県で「外国人就労・定着支援研修」を行っている。これは定住外国人、日本人の配偶者向けに初歩的支援を行う。だが、TAFE や教育文化省のようなキャリア向上にむけた廉価な移民向け支援は欠ける。オーストラリアの支援は充実しているといえよう。

#### ⑤定年後のプラン—どこに住むか

回答者のほとんどはオーストラリアに住むと答えた。理由は先ず社会福祉の高さがある。年金は十分もらえるし、医療負担も最小限である。診察・入院は無料で薬代は最小限の負担で済む。次いで、高齢者向けの割引も整備され、公共交通機関、ガス、電気、水道代も割り引かれる。また、温帯性の気候（NSW 州）も耐えられる。国の両親は亡くなって、兄弟姉妹みんなオーストラリアに渡った人もいる。さらに、オーストラリアは就職、自己実現の機会が豊富にあり、それが実現できると考える人もいる。多文化社会で、暮らしやすいという声もある。

フィリピンについて、意見を聞いた。夫妻の意見として、社会保障が十分でないという意見が出た。医療費の自己負担が高いのである。夫の意見として、インフラが乏しい、住宅が貧弱、大都市周辺は交通渋滞、夏季（3－5月）はきわめて暑く、生活がしにくいといった声があった。一方で、夫の印象として、人々がとても親切で友好的だ、という点は共通していた。しかし、総計すると、否定的側面が多くなり、フィリピンは夫婦そろって定年後過ごすには不向きである、休暇や里帰りの地であるという意見に集約される。

日本ではどうか。夫と一緒に日本で暮らしたいフィリピン女性もいるが、定年後は母国へ帰りたいというフィリピン女性もいる。愛媛県四国中央市に住むヒルダ（53）は 1989 年にトラック運転手の男性と結婚した。高齢者介護施設で職員として働く。彼女は定年後、フィリピンに帰りたい。夫も同じ意見である（佐竹 2017）。このように、日本のフィリピン女性と日本男性の夫婦が定年後、フィリピンで暮らしたい理由は、次の通りと思われる。日本は高齢者であっても医療費がかかる（30%自己負担）。フィリピン人が日本国籍を取得しておらず、単純労働をしているため、精神的に所属意識が弱い。この点、オーストラリアでは市民権を獲得し、所属意識が強い。フィリピンには親戚が多く、世話をしてもらうなど暮らしやすい。日本からの距離が近い（飛行時間：マニラー東京 4 時間、マニラーシドニー 8 時間 15 分）。日本は寒すぎる。以上、比較してみると、「幸運の国」オーストラリアへの永住希望が多い。

#### 5. まとめ

以上、①知り合った経緯と結婚の理由 ④結婚移住民への政府の支援 ⑤定年後のプラン—どこに住むか を中心にオーストラリア男性とフィリピン女性との婚姻を検討した。それぞれ日本の例と比較してみた。①の経緯では知り合い

の紹介が多く、理由では夫は家庭を重んじる妻、妻は経済的安定をもたらす夫を求めている。④では移住民のキャリア・アップにつながる支援がオーストラリアでは優れている。⑤ではほとんどの夫妻がオーストラリアに住みたい、とのことであった。①で夫妻とも精神的に満足、②で移住民のキャリア・アップがみられ、⑤で居住国について満足がみられる。回答した夫、妻ともに結婚を通じ、安定した生活を求めることに成功している。

#### 文献

佐竹眞明、メアリアンジェリン・ダアノイ 2006. 『フィリピン・日本国際結婚—移住と多文化共生』、めこん。

佐竹眞明編 2011. 『在日外国人と多文化共生—地域コミュニティの視点から』、明石書店。

佐竹眞明・金愛慶編 2017. 『国際結婚と多文化共生—多文化家族の支援にむけて』 明石書店。

佐竹眞明 2017. 「フィリピン・日本結婚夫婦にとっての支援とは」 佐竹・金編 2017 所収、69－92。

自治体国際化協会 2018. 『オーストラリア地方自治体における多文化主義政策の実践

』 Clair Report No. 458. (<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/458.pdf> 2018 年 8 月 1 日アクセス)

Australian Government. 2017. *Multicultural Australia: United, Strong, Success (Australia's Multicultural Statement)*, <https://www.homeaffairs.gov.au/LifeinAustralia/Documents/MulticulturalAffairs/english-multicultural-statement.pdf> (2018 年 8 月 2 日、アクセス)

Boer, C. 1988. Are you Looking for a Filipina Wife? A Study of Filipina-Australian Marriages, Sydney: General Synod Office.

Bonifacio, G. 2009. “Activism from the Margins: Filipino Marriage Migrants in Australia,” *Frontiers*, Vol. 3. No.3, 142-168, 196-197.

Cahill, D. 1990. *Intermarriages in International Contexts. A Study of Filipino Women Married to Australian, Japanese and Swiss Men*. Quezon City: Scalabrini Migration Center.

Crespo M., 2009. *Online Marriage and “Buhay ko” (my life), Views from Filipino Prospective Brides, Wives and their U.S./British/Australian Husbands*, Ph. D. Dissertation, The University of New Mexico, 159.

Cunneen, C., and J. Stubbs. 1997. Gender, ‘Race’ and International Relations. Violence against Filipino Women in Australia. Sydney: Institute of Criminology Monograph Series No.9.

De Stoop, C. 1994. They are So Sweet Sir, The Cruel World of Traffickers in Filipinas and Other Women, Belgium: Limitless Asia.

Espinosa S., 2017. *Sexualised Citizenship: A Cultural History of Philippine-Australian migration*, Palgrave: Macmillan.

Jackson, R. 1993. "Recent Migration to Australia from the Philippines." Reynaldo C. Ileto and Rodney Sullivan, ed., *Discovering Australasia. Essays on Philippine-Australian Relations*, Townsville: James Cook University, 136-155.

Jupp J. 2011. "Politics, Public Policy and Multiculturalism," in Michael Clyne and James Jupp eds., *Multiculturalism and Integration*, Canberra: Australian National Press, 41-52.

Marginson, M. 2001. "Filipinos," James Yupp ed., *The Australian People-An Encyclopedia of the Nation, Its People and the Their Origins*, Center for Immigration and Multicultural Studies, Australian National University, Cambridge: Cambridge University Press, 349-350.

Roces, M. 1998. "*Kapit sa Patalim* (Hold on to the Blade): Victim and Agency in the Oral Narratives of Filipino Women Married to Australian Men in Central Queensland." *Lila Asia-Pacific Women's Studies Journals*, No. 76, 1-19.

\_\_\_\_\_. 2003. "Sisterhood is Local; Filipino women in Mount Isa." Nicole Piper and Mina Roces eds., *Wife or worker? Asian Women and Migration*, Maryland: Rowman & Littlefield Publishers, 73-100.

Saroca, N. 1997. "Filipino Women, Sexual Politics, and the Gendered discourse of the Mai Order Bride." *JIGSS (Journal of Interdisciplinary Gender Studies)*, Nol. 2. no.2. 89-103.

\_\_\_\_\_. 2002. "Australian intimacies online: love, romance and 'naughty' emoticons", *South East Asia Research*, Vol 20, No 1, 53-82.

Satake, M. 2002. "Multiculturalism and Filipino Migrants in Australia," In Mamoru Tsuda ed, *Filipino Diaspora in Asia: Social and Personal Networks, Organizing, Empowerment, Ethnicity and Culture*, Report submitted to the Japan's Academy for Promotion of Science, 197-211.

多面的世界を音でつなぐー カラダとココロの表現アートワークショップ

MUSIC POWER for ALL.

狩谷美穂

キーワード：音楽療法、表現アート、平和、非言語、コミュニケーション

## はじめに

乳児と母親とのコミュニケーションに言語は通用しない。音程とリズムすなわち母子の間にはメロディーで繰り広げられる音楽的とも思われるコミュニケーションがある。人間は成長とともにこの音楽的コミュニケーションをやめ、言語による会話を主として用いるようになるが、言語が伝わらない場合のコミュニケーションには「不安」が付きものであり、「不安」はコンフリクトを招きかねない。その不安を解消する一つの方法として、日常的に用いる「言語」から脱出し、音やアートを用いた非言語でコミュニケーションする方法をこのワークショップは提案する。それは多面的に問題を理解し、生活環境や価値観の異なる相手との関係構築のための自らの感受性を呼び覚ますことになるだろう。

## 1. 表現アートワークショップ

表現アートセラピーとは、音楽、声、アート、ムーブメントなどのアート表現を複合的に用い、心と体にアプローチする全人的な療法プロセスである。今回は音・音楽そしてアート媒体を通して「平和」「コンフリクト」「共存」を身体で考え学びたい。本ワークショップでは、グループサポートを得られる安全な環境で、信頼関係のない、また全く知らない他者とも、非言語的手段で自己を表現し、感情までも含みこむ深いコミュニケーションの可能性を感じ取ることができるだろう。

## 2. ワークショップの内容

絵を描くことでイメージを可視化する、動きによってそのイメージを体感し表現する、音と音楽によってビビットな表現へとつなげていき、他者とも共有する体験を提供する。これらの連動した芸術表現を通して人間は、自らの防衛を解き、深いレベルでの学びと気づき、そして繋がりを感じ取ることができると考える。ファシリテーターは音楽療法士として日常的に障害を抱える対象者と健常者共に音楽作りを行っている。障害児と健常児が共に学び合うインクルーシブな教育、異文化理解と共生をターゲットにした音楽活動についても研究を進めており、実践報告も合わせてワークショップののちに参加者と共にディスカッションしたいと考えている。

## 参考文献

ナタリー・ロジャース（著）、小野京子・坂口裕子（訳）『表現アートセラピー 創造性にかかわるプロセス』誠信書房、2000 年。

ショーン・マクニフ（著）、小野京子（訳）『芸術と心理療法 創造と実演から表現アートセラピーへ』誠信書房、2010 年。

関則雄（編）『新しい芸術療法の流れ クリエイティブ・アーツセラピー』フィルムアート社、2008 年。

「平和に反する罪」と東京裁判の遺産：レーリング判事の意見書と回顧

国民大（韓国）

金碩淵

キーワード：平和に反する罪、東京裁判、パリ不戦条約、事後法、レーリング判事

*International Law is more than a scholarly collection of abstract and immutable principles. It is an outgrowth of treaties or agreements between nations and of accepted customs. But every custom has its origin in some single act, and every agreement has to be initiated by the action of some state. Unless we are prepared to abandon every principle of growth for International Law, we cannot deny that our own day has its right to institute customs and to conclude agreements that will themselves become sources of a newer and strengthened International Law. International Law is not capable of development by legislation, for there is no continuously sitting international legislature. Innovations and revisions in International Law are brought about by the action of governments designed to meet a change in circumstances.*

— Robert H.  
Jackson (1945)

## はじめに

帝国日本の主要戦犯を裁いた東京裁判（極東国際軍事裁判）はニュルンベルク裁判とともに国際刑法の画期的事件とされるが、異論も根強い。裁判の歴史的意義を肯定する研究者でさえもアジア軽視などを強調しながら、円滑な占領を図るため「逆コース」の最中に中絶された戦後改革の一例として裁判を取り上げ、その評価が必ずしも高いとはいえない。「東京裁判史観」の廃棄を訴える「右翼」の場合、「勝者の裁き」論を繰り返しつつ、裁判の意義に対してあまりにも冷笑的である。とりわけ、いわゆる「A級戦犯」の「平和に反する罪」（「侵略戦争あるいは国際条約、協定、誓約に違反する戦争の計画、準備、開始、あるいは遂行、またこれらの各行為のいずれかの達成を目的とする共通の計画あるいは共同謀議への関与」）が事後法の遡及適用で罪刑法定主義に逆らうという主張はいまだにもっとも厄介な争点である。これは裁判長のウェブ（William Webb）卿までも個別意見で言及したほど異論の余地のあったことは確かである。

「勝者の裁き」論をすすめる側は外国の論者を有力な後ろ盾としながら否定論の根拠として頼るきらいがあるが、裁判当時の判事らの異論も大きな比重を占めている。裁判の適法性を全面的に否定したラダビノド・パル（Radhabinod Pal）判事の少数意見はことによく知られている。それほどではないが、個別意見を提出した判事の中でオランダのレーリング（B. V. A. Röling）も間欠的に取り上げられてきた。東京裁判に参加した11ヶ国の判事の中でもっとも若かった（1946年、39歳）彼はウェブ裁判長がすべての書類を検討したたった一人だったと特定し、近年においても国際法専門家のロバート・クライアー（Robert Cryer）が、「誰よりも理性の独立を保ちながら無欠に審理を成し遂げた裁判官」と絶賛した人物である。

不作為の罪の基準、穏健派要人の処罰、その他の審理の手続き上の欠点など、レーリングが裁判について幾つかの問題提起をしたのは事実である。多数意見が提示した「平和に反する罪」の論拠に反論し、以後にもその立場を堅持したことも確認される。とは言え、「平和に反する罪」の訴因を全面的に排斥したパルとは違って、レーリングは当条項の「特別な解釈」を考案し、戦争の首謀者らの刑事責任訴追を平和を復元するための適法的な解法として支持した。その後も彼は裁判に対する批判を繰り返しかえしがらも究極的に戦犯処罰の適法性を否定しなかった。一方、裁判当時もその後も彼は裁判所の外で数人の人に自分の感想を打ち明け、彼の立場をめぐっては諸説が存在する。それらの記録を総合して結論をだそうとしたところ、彼の悩みは裁判の評価にどのような示唆をあたえるのだろうか。

## 1. 平和の「静態的」概念を認めなかったパル判事の世界観

そもそもニュルンベルク裁判は事後法論争に触れ、国家間の条約及び保証を無視し隣国を侵略してはいけないということは普遍的に認知すべきで、これを裁かないことこそ不条理であり、罪刑法定主義、つまり、「法律なければ犯罪なく刑罰なし」（nullum crimen sine lege, nulla poena sine lege）という近代



刑法の法言は如何なる関連性がない、と却下していた。かりに関連性があるとしても、「平和に反する罪」を成文化した裁判の憲章は戦勝国の恣意的な権力行使ではなく、既存の国際法の表現であり、「平和に反する罪」は1928年のパリ不戦条約（General Treaty for Renunciation of War）を頂点とする戦争の犯罪化に向けた第一次世界大戦以後の一連の動きを根拠とする、と明言した。パリ不戦条約が具体性を欠いて宣言に過ぎなかったという反論に対しては、国際法の慣習法的な効力に着目、国家間の合意はすべからず手続き上の行政的問題ではなく法の一般的原则で、条約は既存の法理を表現しただけだと前提し、国際法は常設の国際立法機関の産物ではないため、変化する国際社会の要求に順応すべきであり、裁判の憲章がさだめた法は決定的で当裁判所を拘束すると断言した。国家行為に対する指導者責任訴追に対しても、いかなる犯罪とも同じく、国際犯罪も結局「人間」が犯すものであり、抽象的機構ではないと付け加えた。

それを踏襲した東京裁判の最終判決に対し、パル判事は裁判所が単純な事実認定機関に止まらず、裁判所の判事は憲章の適法性を検討する権限があり、彼自身が検討したところ、パリ不戦条約以後にも侵略戦争の犯罪化という慣習は生成していなかった、と結論づけた。彼は国家間で新しい犯罪の概念が成立するためには「法の支配する国際社会」の構成が先行すべきだが、いまだにそういう同等な国際社会は存在していない、したがって武力による自助の手段を不法化して排除することは納得できない、そして、国益への客観的脅威に直面した日本が誠実な確信（bona fide belief）をもって自衛戦を展開したとも主張した。ようするに、武力行使を道徳的に中和し、既存の秩序の変革を図った戦争を容認したといえる。

彼の少数意見はもっぱら訴因の法理的側面を問題視し、被告らの刑事責任を免除しただけで、「日本無罪論」を進めたわけではない、という留保の意見もあって、彼の真意をめぐっては特に日本国内で論争が再演されてきたが、裁判後の言動に鑑みるに、彼が日本のアジア解放スローガンに同調していたと解釈しても無理がないと思われる。より根本的なレベルで彼の反論は帝国主義時代の秩序、それが設けた「平和」という現状維持を否定する世界観から始まるものであった。彼の意見書に書いてあるように、

現在の国際関係のもとにおいて平和の静態的観念は絶対に擁護されえない。今日の現状において被支配国に転落している国々が単に平和の名で永久的な支配に順応するよう強要されるわけにはいかない。国際法は今まで殆ど戦争を通じて成し遂げられた人類の政治的、歴史的進歩を司法的範囲内に引き入れる課題と正面からぶつかる構えができていなければならない。この問題が解決される時、ようやく戦争およびその他の武力による自助の手段は有効に排除されることができ同時に非平和的な調停の試みに対する刑事責任の導入も構想できる。国際法はそういう試みに対する刑事責任を問う前に、平和的な変化の規則を首尾よく確立しなければならない。そのときまでは、純然たる機会主義者の「持てる国」らが専ら武力によって編成し維持してきたはずのその現状を人類と正義の名のもとで直接、間接に維持しようとする試みは正当化されえないのみならず、我らもまたその現状が間違っていないと判断できないということは我ら自身がよく知っているとおりである。運よくも政治的自由を享受してきた部類は、今、即座に決定論的で禁欲的な人生観をもつ余裕があり、政治的現状の枠組みで平和を構想できるかもしれないが、全人類が彼らと同じく運がよかったわけではなく、いまだに多くの人々が政治的支配から抜け出そうと切実に希求している。彼らにとって現時代というのは全体主義の脅威だけではなく現実的な帝国主義の禍に直面している時代なのである（Pal 1948: 910）。

## 2. レーリング判事の問題意識とソリューション

レーリングもパルとおなじく裁判所憲章の適法性を検討すべきだとし、またパルと同様に、パリ不戦条約の以前及び以後における国際社会で侵略戦争の犯罪化という慣習は形成されていなかったと結論づけた。当条約は侵略戦争を犯罪だと明示していないし、条約を違反した場合も「本条約が提供する利益を享受しえない」という制約以外には処罰条項さえ設けず、個人の刑事責任訴追を伴うと明示しかつたと指摘した。さらに、条約の準備過程にわたって各国は自衛権を譲らないようこだわっていたし、自衛権の範疇が曖昧にされたまま結ばれた条約の違反の可否を判断することは極めて難しく、そのような背景に鑑みても、条約に署名した国々がそれを司法的強制性のある文書として意図したと推察できないと判断した。

半面、「平和に反する罪」の訴因を全面的に排斥したパルとは違って、レーリングは当条項の制限的な適用を提示した。「法律なければ犯罪なく刑罰なし」という法言の趣旨は「正義の具現」よりは「政治的知恵の表現」であって、裁判官や立法機関の恣意的制裁から個人を保護するときに有効になる「政策の規範」であり、当時の国際関係へ適用されるべき原則ではないとしながら、ともかく自由のために戦った戦勝国は必要ならその原則を無視してもよいと付け足した。国際社会が直面しているもっとも急を要する課題は戦争の防止であり、第二次大戦の惨状は人類が平和の復元のため新しい法的解法を模索すべきであって、それ故、国際法の上、「平和に反する罪」が特別に解釈されるべきであると主張した。

その特別な解釈というのは既存の国際法と「平和に反する罪」を両立させる作業を意味した。彼の代案は次のようであった。正義のために戦った連合国は終戦直後の新しくできた秩序に対する脅威を除去する責務がある。その脅威を成す関連者の身柄を拘束することが許され、一歩進んでは彼らを司法的に処理することがより確実であり、既存の国際実定法にもその根拠がある。平和と安全保障という現実的課題の下で侵略は「政治犯罪」であり、それを犯した者は「犯罪者」である以前に「敵」であり、そして「有罪性」より「危険性」を優先的に考慮すべきだ。こういう時点から接近すると、「平和に反する罪」を認め、身柄を永久に拘束することは既存の国際法とポツダム宣言の文句にも沿っていて、量刑として死刑は排除すべきだと観た。（ニュルンベルク裁判でも「平和に反する罪」を「首位の国際犯罪」と規定しながらも、それ

に関連した訴因だけが認められた被告ら全員に禁固刑だけが下された事実注目した。) )

レーリングがこのように日本の戦争首謀者らに対する司法的審判に同調したのは単に彼らの物理的拘束という現実的要求に応えるためだけではなく、その基底には第二次大戦に対する確実な価値判断があった。彼は帝国日本の膨張を「征服戦争であり、不法な拡張であった」と規定し、「新秩序」を構築してアジアを解放しようとしたという被告側の主張を認めなかった。日本の覇権主義は1937年以後の日本政府要人の言動と政策によって確認され、状況に伴って変貌した態度にてアジア解放に対する偽善が露出すると説明した。例えば、1940年に東インド諸島の独立を支持するといった日本が1941年の戦争開始後の段階では日本に頼るよう画策し、やがって占領後には会合・結社までも禁止し、日本の領土として帰属させ、1944年に入って戦勢が不利になるとまた独立を約束しながら対日協力を誘導しようとしたと指摘した。結局、「共栄圏」スローガンは「日本のためのアジア」構築の策略であったという。意見書から引用すると、

「新秩序」を立てようとした日本の野望が大戦の原因であったという点に疑いの余地がない。(中略) この新秩序が対米交渉を座礁させたのである。弁護側の最終弁論によれば、1941年末の状況は内部的要因に鑑み中国からの撤退は日本の立場から不可能なもので対米交渉の妥結も不可能であって結局このジレンマは戦争に繋がったという。本裁判所に提出された証拠はそれとは違う結論に至らせる。(中略) 「新秩序」は中心争点であり対立の核心であった。「新秩序」はきちんといわば世界を支配できるほどの広大で強力な帝国の誕生を意味した。米国の不信は妥当であって、「新秩序」が各種条約を違えながら展開していたという判断に適した。「アジア人のためのアジア」というスローガンが支えた「新秩序」の概念に真実性があったか、それともドイツの国家社会主義のようなもう一つの内在的、理念的侵略の手段であったかを判断することは本裁判に本質的な関わりを持つ。本裁判に提示された証拠によれば「新秩序」概念は事実上は侵略の手段それ以上のものではなかった (Röling 1948: 739-740)。

### 3. 裁判以後における裁判評価

ようするにレーリングはパリ不戦条約が戦争の法的地位を変えたとは認めないながらも戦争の首謀者らの刑事責任訴追を支持した。ところで、彼の真意に疑問の余地があり、裁判後にはその立場に変動があったという主張がたびたび提起されている。知的好奇心に満ちたレーリングは裁判所の外で人々と会い、日本の文化を理解しようと努力した。裁判後にも同僚学者とのインタビューなどを通じて見解をうかがわせている。その人たちが伝える話などをめぐって諸説があるので、その記録を検証する必要がある。

(1) 1977年、アントニオ・カセセとの対談録 たとえば、小堀桂一郎(東京大学名誉教授)は東京裁判を「理性的」に再評価した外国人有識者としてレーリング判事の名をあげ、マッカーサーの情報参謀だったGHQのウィロビー(Charles Willoughby)将軍が裁判を「有史以来の最悪の偽善」だと非難し、それにレーリングが同調していたと書いている。出典は国際刑法の権威で判事として活躍した故アントニオ・カセセ(Antonio Cassese)が1977年レーリングと対談した記録。1993年出版され、1996年、2009年、日本語にも翻訳されているが、当該頁を引いて見るとそういうウィロビーの発言は確かにある。一旦共感を表すレーリングの発言も確かにある。ところが、対話はそこで終わらないのである。早速カセセが裁判を開く必要があったと思うのかと尋ねると、レーリングは「イエス」と確答する。その説明としていわく、

私は東京裁判が法の発展段階上における一つの道標であったと確信します。スティムソンが日記に書いたように法思想の観点からは「平和に反する罪」の訴因については裁判がやや時代を先立っていたのではあるが、判決の基礎を成した状況認識が核の時代において絶対に必要だと思います。しかし、武力行使の禁止と「平和に反する罪」を受け入れるためには世界が変わらなければならないというのが難点であります。すなわち、「平和に反する罪」を認めることは一歩前進を意味するが、その他の分野における進展も必然的にそれに伴われるべきでございます。平和的な変化というのは主権国家の世界においてももっとも難しいことの一つであります。すでに有利な位置を占めている国は強引に押しかける前にはなかなか利権を諦めないはずで。(中略) 世界は今なお「平和に反する罪」という概念に適応していくべき時点にあります。第二次世界大戦以後およそ30回の国際戦争そして100回あまりの内戦が起こっています。武力行使の禁止にもかかわらず数多くの戦いがあったわけですから「平和に反する罪」で起訴された例が一件もありません! 法的観点からは混乱している状況であります。法はロジックではないということを法律家たちは知っています。それにしてもこういう部分において法制度の緊張はドラマティックになります(Röling and Cassese 1993: 86)。

一見、水平的な国際社会が遼遠な現実の下で武力による調整を法的に排除できないとしたパルの世界観に似ているが、レーリングのポイントは現実との乖離を乗り越えて新しい法の秩序に世界が歩調をあわせていくべきだという進歩の当為にある。続く話をみるとその立場が一層たしかになっている。彼はニュルンベルク・東京の両裁判が戦争の不法化に向けて大いに建設的な貢献をしたと、事後法の遡及適用したのは否定できないが、本ケースにおける事後法はそれほど悪くないとも言っている。むしろ悪いと決まりきっている行為を裁かないことこそが悪いというニュルンベルク判決を想起させるような発言さえしている。冷戦期にわたってその原則が毀損されるのは遺憾であるが、もはや侵略行為が国家政策の手段として正当化されないという裁判の遺産は国際社会が共有する文化の一部になっているとも言える。

(2) 1955・56年、竹山道雄による伝聞 独文学者の竹山道雄は1955年の後半、雑誌『心』に連載したエッセーで東京裁判の判決に反対した判事としてレーリングの名をあげ、彼の意見書を紹介したことがある。裁判終了直後、判決に反発していた自身に向けてレーリングが将来に人たちが冷静を取り戻せばより

正しく判断できると言いながら慰めてくれたと書いている。翌年の紀行文ではオランダで8年ぶり再会した際にはレーリングがもっと強い語調で裁判を批判したと伝えている。通例の戦争犯罪だけでなく政策の結果として起こったことまでそのように結論づけた東京裁判は誤りだったとレーリングが断言し、数年がすぎたその時点で裁判が開かれれば大多数の判事がパルのように判断するだろうとも言ったという。

これを受け、牛村圭（日文研）は、レーリングが裁判に対する反感にもかかわらず公の場で「世紀の裁判」に参加した張本人としてその歴史的意義を擁護せざるをえなかったと推測しながら、レーリングの立場は裁判終了数年後、既に否定論に傾いていたと主張する。ところで、そもそもレーリングは信念の判事として名高い人であった。1941年、ナチス占領の下で判事の刑執行決定権を武力化しようとする当局に立ち向かったとして地方に左遷されたことがある。1956年、エジプトのスエズ運河国有化に対するイギリス・フランスの軍事行動に反対し、自国政府と摩擦をおこし、名門ライデン大学教授任用から落ちたという風聞もある。なによりも東京裁判の個別意見も自国政府の圧力に抵抗しきって提出したものであった。

竹山に話にもどると、再会の翌日、レーリングが他の判事らの意見まで自分が代弁しえないし、「日本の無責任な軍国主義」に対してはパルと見解の差があるといいなおしたと加えている。そのときレーリングは、新しい法が波及される過程において弱者のほうに先に適用されかねない「歴史的現実」は遺憾であるが、「平和に対する義務が国家に対する義務に優先する」という原則の正当性を再確認していたと、竹山は整理している。

**（3）1952年、エリザベス・ヴァイニングの回想録** 1946年から4年間皇太子の家庭教師を務めたエリザベス・ヴァイニング（Elizabeth Vining）女史の話も興味深い。訪日して2年過ぎた時点のレーリングが、最初は東インド諸島での惨状を忘れず嫌日感情をもってきたが、だんだん日本人がすきになり、物質主義に傾いている西洋人にとって学ぶべきところさえるという感想を聞かせてくれたという。牛村はこの伝言もレーリングが建前として裁判をかばい守るしかなかった苦悩を伺えると解釈しているが、はたしてレーリングが抱いた日本人に対する親近感と敬意が裁判否定論として内面化したと推論しえるのか。

すくなくともレーリングは日本人の精神世界で何が正しく何が正しくないかという問いに心酔したようである。そのところ日本の禅仏教の対外発信に大きな役割をした鈴木貞太郎を頻繁に訪ねたと知られているが、その影響であろうか、レーリングはドイツと違って日本の場合、悟りを得たか、得なかったか、または「アジア人のためのアジア」などの理想に従って動いたか、などによって同一の行為が善にも悪にもなりえるといったとヴァイニングは伝えている。そういう態度がただ日本を日本の方式で理解しようとするオープンマインドに止まらず、西洋中心の国際規範による審判への懐疑に繋がったと想像できるかもしれない。レーリングはカセセとの対談でも鈴木がもっとも印象的な人物であったと言及しているが、「悟り」の本質といえば「現実を新しい角度からアプローチしながらも引き続いて現実を直視すること」としている。レーリングにとってその「現実」とは何を意味したのか。

**（4）1960年、鈴木貞太郎献呈論文集** 1960年、90歳を迎えた鈴木に献呈された論文集中にレーリングも名を載せている。彼はある現象を全体的に把握するには一定の距離をおくべきで、振り返ると、ナチスドイツを裁くためのニュルンベルク裁判が先例として押し付けられ、東京裁判も拡大していくことになり、さまざまな問題が生じたが、その問題点が裁判が志向した理想を無効にするわけではなく、ニュルンベルク・東京の両裁判が成し遂げた革命を完遂するのが国際連合に残された課題である、と自分の立場を整理している。その13年後、1973年の論文（結論をやや増補した同一内容）でも両裁判の革命が新しい法を根拠としていても、おおよそ革命を可能にする概念は戦争の惨状が刺激した「人間の良心」によって生まれることだという認識を表している。

**（5）1983年、東京の国際シンポジウムにおける発表文** 一方、裁判の正当性を結論的には擁護していたものの、上記の論文や伝聞においてレーリングは裁判の問題点も繰り返して指摘していた。東京裁判で連合軍の戦争犯罪は排除されたという点で「勝者の裁き」論にもある程度は共感していた。ウィロービー将軍の発言にメリットがあると肯定した国際政治の背景には石油供給が絶たれようとしている中東情勢に向かい合った米国が国益をまもるため武力行使の構えをとっていた状況であった。とりわけ彼は冷戦の深化によって戦犯裁判が停滞されつつある現実に失望していた。さらに、東京裁判で台頭した不作為の罪が裁判以後に取り上げられなかったことも不満であった。東京裁判の厳しい基準を適用すればベトナムにおける米軍の戦争犯罪に対しワシントンの指導者らも裁かれるべきだとも言った。

つまり、裁判当時は「新秩序」スローガンを断固たる態度で論破した彼だが、冷戦とベトナム戦争という1970年代の時代的背景におかれてからは、アジア解放と反共という裁判当時の弁論に合理化の余地があるとさえ言うように至ったのである。カセセ対談録の翻訳本に解説を付けた東京裁判研究の権威、栗屋憲太郎（立教大学名誉教授）はレーリングが裁判当時のアジア解放論と共産主義脅威論に基づいた自衛戦争主張を基本的に受け入れるようになったともみている。

ところが、レーリングは、世界2年前の1983年の5月、東京大学の大沼保昭教授らが組織して東京で開かれた学会に参加し、末年の考え方を伺える発表文を残している。裁判後にも強大国は理念的、経済的理由を挙げながら軍事的介入を繰り返してきたが、過去日本が犯した侵略行為が正当化されるのではないと明言している。結局、戦犯裁判の原則が忘却され毀損される現実の下で戦時日本の論理を過去より同情的に振り替えるようになったとはいえ、レーリングは戦後に成し遂げられた国際刑法の革新が正しかったという認識を堅持していたと考えられる。

#### 4. 結びにかえて

レーリングの個別意見は少数意見ではあったものの、反対意見ではなかった。彼は戦争の首謀者らの刑事責任訴追を平和復元のための適法的な司法措置として支持した。裁判後もその判断は変わっていなかった。裁判当時そしてその後も引き続き裁判の問題点を再論したことは戦犯裁判の完成に向けて国際社会がどのような努力をすべきかに注意を喚起する作業であって、裁判の正当性を否定するものではなかった。武力行使に対する法的責任が度外視される冷戦時代にもその立場は根本的に後退せず、戦犯裁判のさまざまな欠陥を裁判否定論の根拠として取り上げるより、理想に歩調を合わせない国際社会の奮発を呼びかけていた。彼にとって「平和」は絶対的な価値であった。

戦後の両裁判が「人間の良心」から生まれたというレーリングの言葉はかえって彼の認識が両裁判の精神に過去よりも近づいていたことをうかがわせる。それはかつてナチスの凶行に立ち向かった「良心」を素に「慣習の新しい根源を成す革新」を模索しようと訴えたロバート・ジャクソン (Robert H. Jackson) やヘンリー・スティムソン (Henry Stimson) の志に共鳴する認識であった。そもそも戦犯裁判の制約は手ごわく、物理的条件が備わったときのみ可能であるのが現実である。裁判を開く必要性に対する幅広い支持、無条件降伏で確保できた容疑者の身柄、前例のない多国籍検察・弁護・判事の構成など、第二次世界大戦の終わりは国際法革新の稀な転機を成していた。

2011年他界したカッセセは、その前年発表した論文で、彼にとってまたとないメンートルだったレーリングが国境を越えて第三者が裁く国際刑事裁判の出現までは予見できなかったと、名残惜しく回顧している。戦勝国が敗戦国を裁く仕組みに批判的だったレーリングだが、もし冷戦後まで生き残ったら、国際刑事裁判所の新設まで至った戦犯裁判の展開に驚いただろう。もちろん国際社会を完全たる法の支配に導くまでには課題が山積しているが、彼自身が革新の動力としてあげた「良心」は彼の期待以上に作動しているかもしれない。すくなくとも彼はその黎明期における裁判の不足をいかに補い、その遺産をいかに継承し、いかに平和を保つかに没頭したのであって、彼の遺した記録もその課題と取り組んだ痕跡として読み取るべきであろう。ちなみに、レーリングは国際法の進化だけでなく核軍縮を含む新しい安全保障のメカニズムまで模索し、国際平和研究学会 (IPRA) の初代事務総長まで勤めたほど、ヨーロッパにおける平和学の先駆者でもあったので、日本平和学会の会員の皆様にも関心をもっていただければというところでもある。

※ 本稿は既に韓国語で発表した拙稿から抜粋したものである：「レーリング判事は東京裁判を否定したのか：少数意見から晩年の回顧まで」『日本歴史研究』36 (2012年)。

#### 参考文献

- 栗屋憲太郎「解説」、レーリング・B. V. A.・A. カッセーゼ (小菅信子 訳) 『レーリング判事の東京裁判』新曜社、1996年。
- 小堀桂一郎「今こそ「歴史解釈権」の回復を一東京裁判を見直す海外の理性の眼」『正論』2001年7月 (2009年2月再掲載：『正論』別冊10)。
- 竹山道雄「十年の後に」『心』1956年8~12月 (2011年再掲載：『昭和の精神史』中央公論新社)。
- 竹山道雄『ヨーロッパの旅』新潮社、1957年。
- ファン・プールヘースト・L. (水島治郎・塚原東吾 訳), 『東京裁判とオランダ』みすず書房、1997年。
- 日暮吉延『東京裁判の国際関係：国際政治における権力と規範』木鐸社、2002年。
- レーリング・B. V. A. 「東京裁判と平和の探求」、細谷千博・安藤仁介・大沼保昭 篇『国際シンポジウム 東京裁判を問う』講談社、1989年。
- レーリング・B. V. A.・A. カッセーゼ (小菅信子 訳) 『東京裁判とその後：ある平和家の回想』中央公論新社、2009年。
- Boister, Neil and Robert Cryer 2008. *The Tokyo International Military Tribunal: A Reappraisal* (Oxford University Press).
- Cassese, Antonio 2010. "B. V. A. Röling - A Personal Recollection and Appraisal," *Journal of International Criminal Justice* 8.
- Cryer, Robert 2010. "Röling in Tokyo: A Dignified Dissenter," *Journal of International Criminal Justice* 8.
- International Military Tribunal (Nuremberg) 1946. *Judgment*.
- International Military Tribunal for the Far East 1948. *Judgment*.
- Pal, Radhabinod 1948. *Judgment of the Hon'ble Mr. Justice Pal, Member from India*. Reprinted in Neil Boister and Robert Cryer, eds. 2008. *Documents on the Tokyo International Military Tribunal: Charter, Indictment and Judgments* (Oxford University Press).
- Röling, B. V. A. 1948. *Opinion of Member for the Netherlands*. Reprinted in Boister and Cryer, eds. 2008. *Documents on the Tokyo International Military Tribunal*.
- Röling, B. V. A. 1960. "The Tokyo Trial in Retrospect," in Susumu Yamaguchi, ed., *Buddhism and Culture* (Kyoto: Planning Committee for the Commemoration of Dr. Suzuki's Ninetieth Birthday).
- Röling, B. V. A. 1973. "The Nuremberg and the Tokyo Trials in Retrospect," in M. C. Bassiouni and Ved

- P. Nanda, eds., *A Treatise on International Criminal Law*. Reprinted in Guénaél Mettraux, ed., 2008. *Perspectives on the Nuremberg Trial* (Oxford University Press).
- Röling, B. V. A. and Antonio Cassese 1993. *The Tokyo Trial and Beyond: Reflections of a Peacemonger* (Cambridge, UK: Polity Press).
- Schrijver, Nico 2010. "B. V. A. Röling - A Pioneer in the Pursuit of Justice and Peace in an Expanded World," *Journal of International Criminal Justice* 8.
- Totani, Yuma 2008. *The Tokyo War Crimes Tribunal: The Pursuit of Justice in the Wake of World War II* (Harvard University Asia Center).
- Ushimura, Kei (trans. Steven Ericson) 2003. *Beyond the "Judgment of Civilization": The Intellectual Legacy of the Japanese War Crimes Trials, 1946-1949* (Tokyo: International House of Japan).
- van der Wilt, Harman 2010. "A Valiant Champion of Equity and Humaneness: The Legacy of Bert Röling for International Criminal Law," *Journal of International Criminal Justice* 8.
- Vining, Elizabeth Gray 1952. *Windows for the Crown Prince: Akihito of Japan* (Reprint 1989, Tuttle Publishing).

## 「核兵器の非人道性」の意義と課題

関西学院大学大学院国際学研究科修士課程2年

織田 雄太郎

キーワード：国連、平和維持活動、文民の保護、人道支援、紛争解決、人道的介入、保護する責任

### はじめに

武力紛争下における文民の保護は、今や国連平和維持活動（国連 PKO）において重要なミッションの一つとして広く認識されている。その一方で国連 PKO は、本来的には紛争後の停戦監視を基に生まれた組織であるという事実の中で、その活動範囲は時代の要請とともに大きく拡大してきた。そもそもの存在根拠自体も実際のところ自明ではない国連 PKO の職務権限が絶えず拡大している現在において、武力紛争下における文民の保護もそのうちの一つではあるが、そもそも果たしてこれは国連 PKO が扱うべき事項であるのか。言い換えれば、国連 PKO はその歴史的背景等に鑑みて、実効性や妥当性の観点から、武力紛争下における文民の保護を担うに値するアクターであるのか。本報告において、これまでの国連 PKO と文民保護の関係性について、歴史を概観しながら、その実効性、さらには意義について考えてみたい。

### 1. 国連 PKO の歩み—「伝統的」PKO から平和活動へ

研究や文献により多少の差異はあるものの、国連 PKO はその性質上歴史的に3つに分類することができるであろう。第1に紛争当事者の合意、不偏不党性、自衛の範囲を超える武力の不保持という3原則を基に、紛争後の停戦監視と安定化を担うべく、1940年代後半から活動を始めたのが「伝統的」PKO である。その後、冷戦の終結とともに国連が果たしうる役割について再考され、1992年ガリ事務総長によるいわゆる『平和への課題』によって、平和創造や平和構築など、より積極的かつ広範な職務権限を持つPKO が組織された。そして2000年の『ブラヒミ報告』以降、国連 PKO から、「国連平和活動」として、より多様な形態を有すPKO が生まれることとなる。

### 2. 国連 PKO と文民の保護—マンデートの拡大まで

国連 PKO に初めて文民の保護が職務権限として付与されたのは、1999年の国連シエラレオネ派遣団（UNAMSIL）においてであり、国連 PKO と文民の保護に関する歴史は意外にも浅いことが分かる。清水（2011）によると、冷戦終結以降、国連による国際社会の安全保障に対するプレゼンスが高まる中で、紛争における多くの文民への被害はもはや人道問題に留まらず、安全保障上の懸案事項であるという認識が安保理の中で広まっていく事となった。そうした背景の中で、先の『平和への課題』に示されるより野心的な国連 PKO のあり方にも影響を受け、安保理は国連 PKO に対して明示的な形で文民の保護任務を付与することになるのである。

### 3. 国連 PKO と文民の保護—不偏不党性（impartiality）と正統性（legitimacy）

それでは、国連 PKO が文民の保護を行うことに対して、どのような意義を見いだすことができるのか。1つ目に、国連が持つ実行部隊の不偏不党性を挙げることができるであろう。国連というより中立的な立場に基づいて派遣される国連 PKO は、武力紛争下において一般的な軍隊や武装勢力に比べより柔軟かつ実効的に文民の保護任務に関与することができるのではないか。そしてそれは武力紛争下における実行部隊としての正統性にも大きく関わってくる。国際法上、武力の行使は安保理によるいわゆる7章権限ないしは自衛権の行使時のみに限られており、人道的介入や保護する責任といった概念もまた遍く共有されていない現在、文民の保護を行うために武力を行使する主体として、行動の正統性をある程度担保されていることは、それが武力行使というセンシティブな問題である以上、肝要となってくる。

### 4. 国連 PKO と文民の保護—PKO は「軍隊」か？

一方、国連 PKO が文民の保護を行う主体として適当であるのかという問いについて考える際、国連 PKO が持つその特異性が大きな問題になってくると思われる。すなわち、果たしてPKO は武力紛争下における文民の保護任務を担うに値する「軍隊」であるのか、ということである。2000年の『ブラヒミ報告』において、国連 PKO には、PKO 要員や任務上の保護対象への攻撃に対応できるような用意や交戦規定が必要であると示されている。しかし、根本的には停戦監視を目的に設立され、戦力の多寡は加盟国次第であり、未だ自衛の範囲を超える武力の不保持を明示する国連 PKO にあって、これがより強固な交戦規定とともに紛争に深く関与していくことは、実効性や効率性の観点から甚だ疑問であるし、改めて検討されなければならない。

### おわりに―国連PKOと文民の保護のこれから

では、国連やPKOは文民の保護に対して関与すべきではないのか。先にも触れたように、戦争の容態が変わり、より文民への被害が懸念されている現在において、それで良いはずがない。であるならば、国連PKOと武力紛争下における文民の保護はどのようなバランスを保つべきか。例えば、統合ミッションという概念はこの問いに対して示唆を与えているように思われる（上杉：2007）。また、未だかつて組織されたことのない国連軍の創設も、軍隊としての実効性の観点から勘案に値するものであるかもしれない（Lowe et al.:2008）。さらには、PKOはPKOとしての本分を守りながら行動をし、より実効的な部分に関しては安保理による加盟国への授權（authorization）によって、任務遂行を目指すことも現実的かもしれない。いずれにせよ、本議論が白黒で判断できるものでない以上、理想と現実の間に立ちながらも現状に沿って絶えず検討を加えていかなくてはならない。

### 参考文献

- 上杉勇司「国連統合ミッションにおける人道的ジレンマ―国連平和活動における民軍関係の課題の考察」、『国連研究』第8号、2007年。
- 清水奈名子『冷戦後の国連安全保障体制と文民の保護』日本経済評論社、2011年。
- Lowe, Roberts, Welsh, and Zaum 2008. *The United Nations Security Council and War – The Evolution of Thought and Practice since 1945*. (Oxford, UK: Oxford University Press).
- Report of the Panel on United Nations Peace Operations*, UN Document, A/55/305-S/2000/809, 21 August 2000.
- Report of the Secretary-General pursuant to the statement adopted by the Summit Meeting of the Security Council*, UN Document, A/47/277, 31 January 1992.

〈絶対無〉・象徴・決断主義

龍谷大学  
嘉戸一将

キーワード：主権、主権者、世界戦争、京都学派、絶対無、象徴天皇制、決断主義

はじめに

二度の世界戦争は主権国家体制への不信をもたらし、また第二次世界大戦後の国際経済や国際組織の展開は、主権国家体制を活動の障壁として糾弾してきた。主権国家体制解体論に対しては、法的言明における有用性の観点から反論が試みられている（例えば、Troper 2010）ものの、政治的次元での批判に対して応えられていない。こうした状況の政治的な問題点とは何か。アラン・シュピオによると、主権者の全能性を掲げたカール・シュミット流の決断主義こそが問題であり、言い換えれば「限界なき権力（un pouvoir sans limite）」が問題であるが、他方で、第二次世界大戦後の先進諸国は、意思決定の透明化と脱一中央集権化を掲げてコーポラティズムや地方分権を進めるが、国民全体の利害が反映されにくくなり、さらにグローバル化の進展によるネオ・リベラリズムの台頭に伴い、国内の社会的分断がもたらされ、国民主権の理念に支えられていた民主主義は解体の危機に瀕しているとも言う（Supiot 2005 : pp.223-240）。つまり、決断主義的な主権者論によって理解される主権国家体制は第二次世界大戦によって臨界に達したと看做され、主権論に代わる法秩序の正統性（legitimacy）の理念が要請されたものの、未だそれに応えることができていない。近代主権論の由来の一つであるローマ法の立法者像（「皇帝は法律から解放されている（*princeps legibus solutus*）」と「皇帝は法律に拘束されている（*princeps legibus alligatus*）」のうち、決断主義によって捨象されてきた「皇帝は法律に拘束されている（*princeps legibus alligatus*）」というフォーミュラを再び取り込むような主権論によって、法秩序の定礎を構想することができないだろうか。

1. 主権論としての〈絶対無〉

主権論としての〈絶対無〉とは、次のようなものだ。共同体の成立基盤として、人が自らを「全体的一」と「個物的多」の「矛盾的自己同一」として自覚する契機、「媒介者」が不可欠である。ところで、この「媒介者」は対象化可能な「個物」（有）であってはならず、また単なる無であってもしない、つまり〈絶対無〉でなければならない（西田 1941 : 347）。この共同体存立の定礎は、近代においては主権と呼ばれる。西田独特の主権論形成の契機の一つには、ジャン・ボダンの主権論との出会いがある。西田はフリードリヒ・マイネッケの国家理性論（マイネッケ 1976: 75 以下）に従って、クラートス（力）に偏ったマキャベリズム的な国家論に対抗する、エートスを軸とする国家論として、ボダンの主権論を位置づけている。西田は、主権の権力が法から解放されていることを強調するボダンの主権概念の定義（Bodin 1986 : p.191）を決断主義とは看做さずに、あたかもローマ法のもう一つのフォーミュラによって補うようにして、一種の主権の自己拘束説へと練り上げる（西田 1941 : 331-332）。そこから、国家を「社会の理性化」として定義し、諸個人が権力によって抑圧されることのない、そして立法者としての責任を負う国家を構想する（同前 : 329, 332）。責任を命じるものは、「神」や「天」とも呼ばれるが、それは主権としての〈絶対無〉として概念化される（例えば、西田 1944a : 95）。後に〈絶対無〉主権論は、侵略戦争批判としても展開されている（西田 1944b : 197-198）。この〈絶対無〉主権論は、決断主義的な憲法制定権力論と対立する立場にある。西田は未公開の小篇（西田 1944c : 459）において、佐々木惣一による黒田覚批判（佐々木 1943）を踏まえて、憲法制定権力論をマキャベリズムと批判し、「法制定の根拠」が「歴史的世界自己限定の絶対命令」でなければならないと言う。

2. 〈絶対無〉主権論の決断主義化——あるいは「象徴」という問題

〈絶対無〉主権論の意義は、「法律から解放されている」に偏向した決断主義的な主権論に、「法律に拘束されている」という観念を取り戻させたことにある。それを可能にしているのが、実体化不可能な真の主権（〈絶対無〉）と、〈絶対無〉という準拠に拘束される現実の主権者との峻別である。ところが、田辺元の敗戦直後の〈絶対無〉主権論においては、両者の境界が不分明となる。その境界を不分明にしたものが「象徴」なる概念であり、象徴天皇制論である。田辺の「種の論理」によると、類（世界）—種（国家）—



個（諸個人）は、「融即・分有（participation）」を通じて一＝多の世界を形成するが（田辺 1939:34 以下）、敗戦後の日本は世界史的課題としての社会民主主義の実現を通じて、世界平和に貢献しうる状況にあった（田辺 1946:339）。田辺は、西洋の「似姿」概念を想わせる「融即・分有」概念によって〈絶対無〉主権論を構想する。敗戦後、天皇制の問題を自らの政治哲学の「試金石」とした田辺は、まずゲオルク・イエリネックの国家法人説・自己拘束説を斥け、カール・シュミットの決断主義を参照し、その決断者＝主権者を昭和天皇に見る（同前:369 以下）。すなわち、政党などによる社会的対立・分断と、それを「超出する国民全体の統一」を体現する天皇である。そのため社会民主主義への改変の決断は、昭和天皇に委ねられることになる。実質的には主権者に他ならない天皇は、田辺によると、あらゆる利害対立を超越した無私の存在者であるために、「無の象徴たる有」や「絶対無の象徴」と呼ばれる。本来、天皇制と関係なく、また象徴などという概念とも無縁だった〈絶対無〉主権論は、こうして決断主義的な主権論となる。

#### おわりに

〈絶対無〉主権論の意義は、決断主義化した主権論に「法律に拘束されている」という観念を取り戻させることで、法秩序の正統性論としての主権論を賦活させたことにある。にもかかわらず、それが決断主義化したのは、一定の言説環境や敗戦後の状況のみによるのではなく、〈絶対無〉なるものを了解するのが困難であることにも起因する。決断主義化をもたらした「象徴」の問題が突きつけるのは、〈絶対無〉の方便の問題でもあるだろう。

#### 参考文献

- 佐々木惣一『我が国憲法の独自性』岩波書店、1943 年。
- 田辺元「国家的存在の論理」（1939 年）、『田辺元全集 第七巻』筑摩書房、1963 年。
- 田辺元「政治哲学の急務」（1946 年）、『田辺元全集 第八巻』筑摩書房、1964 年。
- 西田幾多郎「国家理由の問題」（1941 年）、『西田幾多郎全集 第九巻』岩波書店、2004 年。
- 西田幾多郎「予定調和を手引として宗教哲学へ」（1944 年 a）、『西田幾多郎全集 第十巻』岩波書店、2004 年。
- 西田幾多郎「哲学論文集第四補遺」（「国体」。1944 年 b）、『西田幾多郎全集 第十一巻』岩波書店、2005 年。
- 西田幾多郎「〔参考資料〕国家と国体 附録三」（1944 年 c）、『西田幾多郎全集 第十一巻』。
- フリードリヒ・マイネッケ（菊盛英夫他訳）『近代史における国家理性の理性の理念』（1924 年）、みすず書房、1976 年。
- Bodin, Jean 1986, *Lex Six Livres de la République* (1576), livre premier, texte revu par Christiane Frémont, Marie-Dominique Couzinnet, Henri Rochais (Paris : Fayard).
- Supiot, Alain 2005. *Homo Juridicus. Essai sur la fonction anthropologique du Droit* (Paris : Édition du Seuil, coll. « La couleur des idées »). (アラン・シュピオ『法的人間 ホモ・ジュリディクス——法的人类学的機能』橋本一径他訳、勁草書房、2018 年)
- Troper, Michel 2010. « The survival of sovereignty », in H. Kalmo and Q. Skinner (ed.), *Sovereignty in Fragments. The Past, Present and Future of a Contested Concept* (Cambridge : Cambridge University Press).

## 民主化支援の今日的ディレンマ——国際社会から見た現状と課題

和洋女子大学

杉浦功一

キーワード：民主主義、民主化、民主化支援、中国モデル、シャープ・パワー

### はじめに

現在、世界的に民主主義・民主化が「後退」しているとされる。そこには本部会で注目する市民社会のスペースの制約も含まれる。対して、民主化を促進し、擁護してきた、民主化支援はどのように対応し、どのような課題に直面しているのだろうか。本報告では、市民社会の分野を中心に現状を検証し、直面する課題を明らかにしたい。なお、ここでの「民主化支援」は、西側先進国政府や国際機構（EU や国連）、国際 NGO など多様なアクターによる、技術・資金援助のみならず、外交的な手段を含む民主化の促進・擁護を目的とした活動全般という広義の意味で用いる（杉浦 2010）。

### 1. 世界の民主主義・民主化の現状

NGO フリーダムハウスの自由度指標やエコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）の民主主義指標などからは、ここ数年にわたり、民主化途上にある国家では民主化が停滞ないし逆行し、アメリカを含めた既に民主的な国家では、ポピュリズムの広がりや評価が悪化する傾向が読み取れる。特に、いわゆる「競争的な権威主義体制」の状態にある国家が増加しつつある。その中には、カンボジアやトルコのようにかつては民主化が評価された国家も含まれる。東欧のハンガリーのように、冷戦後に民主主義が「定着」したはずの国家でも、結社の自由や言論の自由が制約されるなど、非自由主義的な傾向が強まっている。しかも、それらの国は、民主化を目指す途上で困難に直面しているというよりも、むしろ自らのその状態を「正当な」と主張するようになりつつある。

### 2. 民主主義・民主化をめぐる国際政治

このような世界的な民主主義と民主化の停滞の背景には、各国独自の国内的要因のほかに、国際的な要因がある。第 1 に、欧米流の自由民主主義の国際的な魅力の低下がある。西側先進諸国でグローバル化により産業が空洞化し、経済格差が広がり貧困率が高まる一方で、中国は長期にわたる経済発展を続けている。その結果、繁栄のための最良のモデルとしての欧米の自由民主主義のイメージが薄れ、途上国政府にとって、中国からの経済援助の増加と合わさって、「中国モデル」あるいは「北京コンセンサス」への魅力が相対的に高まりつつある。実際、カンボジアやルワンダなど様々な国が、中国モデル、あるいは「シンガポール・モデル」を模倣しつつある。また、ロシアのプーチン政権も「主権民主主義」として、その権威主義的性格を安定と繁栄をもたらすものとして正当化し、周辺諸国との関係を強めつつある。

第 2 に、権威主義体制側もかつてのように欧米諸国や国際機構からの民主化への圧力に受け身に反応するだけでなく、自由民主主義の魅力を損なわせるような、積極的な政策を遂行するようになっている。「シャープ・パワー」ともいわれるが、欧米国内のポピュリスト政党や極右運動、研究機関などを様々な手段を用いて支援し、自国にとって不都合なイメージをコントロールするとともに、既に存在する民主国家内の対立をあおって、さらなる分断を図っているとされる（NED 2017）。

### 3. 民主化支援のディレンマ

対して、これまで民主主義・民主化を促進・擁護してきた民主化支援活動は苦境に直面しつつある。人権など内政問題に踏み込まない中国からの援助の増大もあり、1990 年代のような経済援助と民主化を結びつけた政治的コンディショナリティの効果が低下し、また、戦略的な配慮から運用自体が減りつつある。しかも、2018 年のカンボジア総選挙への日本と欧米諸国の対応の差にみられるように、国際アクター間の分裂も見られる。また、今世紀になってからの国際協力におけるオーナーシップ原則の広がりによって、途上国の開発（援助）戦略では、行政機関の強化など非政治的なガバナンス分野に焦点を合わせる傾向が強まり、複数政党制や自由なメディア、人権 NGO への支援といった「政治的」分野が避けられつつある。民主化支援に携わる国際 NGO も、自らの生き残りのために、他のドナーから資金提供を受けやすく、対象国で活動がしやすい、「非政治的」で「技術的」な援助活動に重点を置くようになっている（Bush 2015）。

また、民主化支援に対する対象国政府側からの抵抗・妨害も、強まると同時に巧妙になってきている。いろいろな国で NGO に対する規制、特に人権問題や民主化関連に取り組む NGO や西側諸国から援助を受ける NGO に対する規制が強化されている。そのため、民主化支援はディレンマに直面している。例えば、カンボジアにおける人権・民主化関連の NGO への海外からの資金援助のように、市民社会のスペースを守るために対象国の NGO を支援すると、それ自体を根拠に政府から活動が規制されてしまう。

### おわりに

このような状況のなかで、民主化支援を有効に機能させるためには、画一的ではなく、各国の政治状況に合わせた支援戦略を策定するとともに、支援側の民主的正統性、日本であれば日本国内における民主主義の健全化が必要である。戦後日本にとってのアメリカや冷戦後の東欧諸国にとっての欧米諸国のように、「憧れ」の対象になることが、民主化支援の人々からの要請と効果向上にとって最も重要だからである。

### 参考文献

- Bush, Sarah Sunn (2015) *The Taming of Democracy Assistance: Why Democracy Promotion Does Not Confront Dictators*, Cambridge University Press.
- NED (National Endowment for Democracy) (2017) *Sharp Power: Rising Authoritarian Influence*, NED.
- 杉浦功一 (2010) 『民主化支援—21 世紀の国際関係とデモクラシーの交差』法律文化社

## 『市民憲章』の意義とその射程——市民社会スペースをめぐる国際動向

宇都宮大学・国際協力NGOセンター (JANIC)

重田康博

キーワード：市民社会スペース、政策環境、基本的人権、NGO法、市民憲章、

### はじめに

今日世界では、NGO（非政府組織）および CSO（市民社会組織）が活動する市民社会スペース（civic space）が縮小したり、彼らの政策環境（enabling environment）が悪化したりしている。2015 年 9 月第 70 回国連総会で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development）」の宣言 3 では、公正な社会の実現と基本的人権やジェンダーの尊重が強調されている。それにも関わらず、世界では、国による違いはあるが、政府が NGO の活動規制するための NGO 法が制定されたり、政府が NGO 法による過剰で煩雑な手続きを NGO に要求し、外国からの資金受け入れや国際 NGO の系列団体へ規制したりしている。

本報告は、市民社会スペースの危機に世界の NGO や CSO がどのように取り組んでいるのか、今年翻訳が刊行された『市民憲章—市民参画のグローバルな枠組み—』（*Civic Charter – The Global Framework for People's Participation*）の意義を踏まえて国際動向を検討する。

### 1. 市民社会スペースの縮小

では、市民社会スペースの縮小とは何であろうか。国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、市民社会アクターの直面する課題として、「①市民社会の妨げとなる法律または規定に基づいた措置、②恣意的な措置、③法の枠外の嫌がらせ、脅迫および報復行為」、について取り上げている。具体的には、表現の自由、結社の自由、集会の自由への侵害、NGO を含めた CSO や労働組合の設立・活動に対する管理・規制、無実の CSO 関係者の監禁や拘束、海外のドナーからの資金助成に対する規制などが考えられる。

例えば、現在のカンボジアでは、長く続くフン・セン人民党政権による権威主義的な独裁政権により、野党救国党やその議員への弾圧だけでなく、2015 年 8 月の NGO 法（Law on Associations and NGOs、通称 LANGO）の成立により、カンボジアのローカル NGO への管理・規制が厳しくなり、市民社会スペースが縮小し悪化している。カンボジアの市民社会の縮小は、民主主義の危機であるともいえる。

### 2. 市民社会スペースの縮小の背景

なぜ市民社会が縮小したのかの理由について、①国家主義的ポピュリズムの台頭、②権威主義的な国家による CSO や NGO への管理・規制の強化、③表現の自由、結社の自由、集会の自由への規制など民主主義の衰退、④欧米諸国からの援助額の減少と中国からの支援の拡大、⑤国際ドナーへの圧力の増加、等が考えられる。①から⑤までの理由は市民社会のスペースを保障する上で問題となり、時代と共に変化する。

### 3. 『市民憲章』の意義

このような市民社会の縮小に対して、数多くの NGO や CSO の取り組みが行われてきたが、守るべき市民社会スペースの条件や形式について共通の定義の共有ができていなかった。この問題を克服するために、ドイツのベルリンにある「国際市民社会センター（ICSC、International Civil Society Centre）」は、2015 年 11 月にバンコクで開催された市民社会組織の非公式会合で、『市民憲章（Civic Charter）』作成の世話人となって作成することを要請され、発行した。『市民憲章』は、市民参加のグローバルな枠組みを提供し、表現の自由、情報の自由、集会の自由、結社の自由、保護する責任、政策環境、公的な説明責任、等の 10 の権利を明らかにし、実施していくことを目指している。『市民憲章』によると、その意義は、市民社会の活動家や市民社会組織を対象に、①市民参加のための最も重要な用語を、理解しやすい形でまとめていること、②市民社会組織や活動家が、国際法で守られている自らの権利を確認する際の、世界的な枠組みとなること、③社会の形成に参加する人々の権利を再確認し、世界の市民社会スペースを守るために、キャンペーン運動やアドボカシー活動を通じて、市民社会のための国際的な連帯を促進すること、である。

### おわりに 市民社会スペースをいかに守るのか—日本での『市民憲章』の拡大

日本で『市民憲章』が発行されたきっかけは、2017 年 5 月 ICSC から国際協力 NGO センター（JANIC）へ「G20 ハンブルグサミット議題の提案書」への賛同依頼が来たことによりお互いの関係ができ、その後 JANIC が『市民憲章』を日本語に翻訳したことによる。2018 年 6 月 5 日東京の早稲田奉仕園で開催された、市民社会スペース NGO アクションネットワーク（NANCiS）設立記念イベントにおいてこの『市民憲章』が初めて紹介された。日本でも市民社会スペースが縮小されつつある今日、JANIC では全国のネットワーク NGO と協力しながら NANCiS において、『市民憲章』を拡げていきたいと考えている。

#### 参考文献

- 国際市民社会センター(国際協力 NGO センター訳)『市民憲章—市民参画のグローバルな枠組み』2018 年。
- 国際協力 NGO センター (JANIC) (2018)『外務省 2017 年度「NGO 研究会」業務 (テーマ:「日の NGO による、アジア・アフリカ諸国における政府と現地 NGO の対話プロセス構築支援の方法に関する研究」) 報告書 (別紙)』高柳彰夫「総論: アジア・アフリカにおける CSO の政策環境」、重田康博、高柳彰夫「各国事例(1) カンボジア」2018 年。
- 国連人権高等弁務官事務所『市民社会スペースと国連人権システム』2016 年。
- 重田康博「第 8 章グローバル時代における国家と市民社会間の公共圏を考える—カンボジア政府と NGO を事例に」『激動するグローバル市民社会—「慈善」から「公正」への発展と展開』明石書店、2017 年。
- 重田康博「カンボジアの市民社会スペースの実態と課題」『宇都宮大学国際学部研究論集』第 46 号、2018 年。
- Soeung Saroeun 2018 *Civic Space for Civil Society Organization in Cambodia*.

## 狭隘化の実態と対抗アドボカシー——市民社会スペースをめぐる国内動向

市民社会スペースNGOアクションネットワーク (NANCiS)

加藤 良太

キーワード：市民社会スペース、狭隘化、アドボカシー、萎縮・自粛・忖度、市民社会の連帯

### はじめに

日本の市民社会にとって「市民社会スペース」は未だ人口に膾炙していない「外来語」である。しかし、市民社会スペースの狭隘化をめぐる国際動向を知り得る立場であった国際協力 NGO を通じて持ち込まれたこの語・概念を通じて、国内でも広がる狭隘化の状況が照らし出され、少しずつではあるが、分野を超えた市民社会の動きも出てきている。本報告では、日本国内の市民社会スペース狭隘化の状況やそれに対する市民社会の動きと今後について、市民社会の現場の立場から報告したい。

### 1. 市民社会スペース狭隘化への覚知——市民社会スペース NGO アクションネットワーク (NANCiS) 設立の経緯

日本の市民社会で、市民社会スペースの問題を明示的に活動の中心に据えたのは、「市民社会スペース NGO アクションネットワーク」(以下、NANCiS)<sup>1</sup>が初めてであろう。それゆえに、NANCiS 設立の経緯をたどることで、市民社会による日本国内での市民社会スペース狭隘化への覚知の道のりの一つを辿ることができる。NANCiS はその前身を「秘密保護法 NGO アクションネットワーク」(以下、NANSL)といい、もとは2013年秋頃から特定秘密保護法(以下、秘保法)制定に憂慮・反対した、国際協力 NGO のネットワーク組織(以下、ネットワーク NGO)の全国的な有志の集まりであった。この集まりが、秘保法成立後の2014年4月にNANSLとして組織化する。

当初、NANSL は、国際協力 NGO 独自の事情(国際協力活動に関わる海外安全情報の入手に困難をきたす、あるいはそれを理由に弾圧される恐れ)から、国際協力 NGO への秘保法の具体的適用を想定した対応を考えていた。しかし、秘保法の運用状況のモニタリングや法曹界との意見交換、市民社会スペースをめぐる国際動向への認識を通じ、秘保法やその後に成立した組織犯罪処罰法の改正(以下、共謀罪法)などの流れが、市民社会そのものの活動・存立にもたらす影響や「萎縮」効果の危うさを覚知する。それらに包括的に対応すべくNANSLを発展解消し、2018年5月に設立されたのがNANCiSである。

### 2. 日本国内での市民社会スペース狭隘化の状況

日本国内での市民社会スペース狭隘化の状況として、例えば以下のようなものが挙げられる。

- (1) 弾圧： 社会運動系の団体を中心に、微罪や別件での家宅搜索、機材・資料の押収、身柄拘束や長期拘留がしばしばみられる。捜査や身柄拘束そのものに市民活動への監視、抑圧効果を狙ったとみられるものも少なくない。デモや座り込みに対する過剰警備、暴力、身柄拘束などもこれに含まれる。
- (2) 政治的圧力： 行政からの委託事業や事業の後援を受けている NGO・NPO が、独自に行う政策や政治への意思表明を政治問題化され、事業の継続が困難になるケースなど。よく知られるケースでは、2015年に生じた「さいたま市市民活動サポートセンター」をめぐる問題<sup>2</sup>がある。
- (3) 公共空間からの排除： 駅前広場や路上、公園などが一方的に規制強化され、集会やデモなどに使用できなくなるケース<sup>3</sup>など。また、(2)を背景に、公共施設での政府や行政に批判的なイベントの開催を断ら

<sup>1</sup> NANCiS ウェブサイト <http://nancis.org/> (2018年9月17日閲覧)参照。

<sup>2</sup> さいたま NPO センター「さいたま市市民活動サポートセンター条例改正問題」 [http://sa-npo.org/sa-city\\_sapocen\\_zyou\\_kai\\_p.html](http://sa-npo.org/sa-city_sapocen_zyou_kai_p.html) (2018年9月17日閲覧)または、NPO CROSS 「「さいたま市市民活動サポートセンター」 直営化のその後 —市議会との「協働」を求めて」 <http://npocross.net/300/> (2018年9月17日閲覧)参照。

<sup>3</sup> たとえば、日比谷公園や新宿区の区立公園におけるデモ使用制限など。BLOGOS 「都が日比谷公園からのデモ出発を許可せず 危機に晒される「集会の自由」」 <http://blogos.com/article/49530/> (2018年9月17日閲覧)および、東京新聞「新宿区 デモ規制強化 「騒音」理由 出発公園4→1に」 <http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201806/CK2018062802000119.html> (2018年9月17日閲覧)参照。

れる、行政改革や民営化の流れの中で、市民活動向け施設が閉鎖されたり、利用条件が厳しくなるケースもある。京都大学の「タテカン」問題も、排除の例の一つといえよう。

(4) 萎縮、自粛、忖度： (1)、(2)、(3)への恐れを理由に、市民社会自らが政府や行政の問題を指摘したり反対する活動から手を引く、政府や行政が政治的意向を気にして NGO・NPO への情報提供や対話に消極的になるなど。事例の指摘が難しいが、市民社会が実感として最も困難を感じる部分である。

### 3. 日本の市民社会の動きと今後

NANSL/NANCIIS が取ってきた対抗策としては、以下のものがある。特に、市民社会自らの萎縮を防ぎ、仮に弾圧などの事案が出た時に当事者を孤立させないために、ネットワーキングに力を入れてきた。また、市民社会スペースの状況についてモニタリングを続け、定期的に政府・外務省に質問をするなど、市民社会の関心が継続していることを示し、市民社会スペースに対する圧迫への抑制効果をねらっている。

- |                                    |                                                                     |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| (1) ネットワーキング                       | {<br>・ 市民社会の中の連帯（分野内、分野を超えて、国際的な）<br>・ 現場・事例と専門家をつなぐ（法曹界、学界との連携・協力） |
| (2) モニタリング、意見表明、政策提案               |                                                                     |
| (3) 啓発、学習、ケースワーク                   |                                                                     |
| (4) 具体事案への対応・救援（当事者をサポートする、孤立させない） |                                                                     |

今後としては、市民社会の存在感を高めるためにも、引き続き国内外の市民社会の連帯を進めていくこと、市民社会スペースへの圧迫があれば抗議や対応をしていく一方で、例えば公共施設の使用規制の問題などについて、行政だけでなく議員や住民などとの対話も重ねながら地域社会での信頼を得て、市民社会スペースを自ら「広げる」努力も必要であろう。

## 1. 議論の前提

朝鮮王朝（大韓帝国期を含む）は近代化への努力にもかかわらず、日本の侵略により挫折、朝鮮民族は1910年から日本の植民地支配のもとにおかれ、近代国民国家を形成できないまま、1945年に解放を迎えた。植民地支配から解放されると今度は、朝鮮民族には何らの相談もなしに、米ソによる分割占領を強いられた。そして、分割占領は冷戦の激化とともに二つの政権の誕生へとつながり、多大な犠牲を生んだ朝鮮戦争を通じて今日の分断された朝鮮半島を生んだ。東北アジアの冷戦は世界的冷戦が終結して以降も続き、地域の不安定な状況を呼び起こした。

したがって、米朝首脳会談が開かれ、朝鮮戦争の終結、平和体制の実現がなしとげられることは、近代以降の朝鮮半島の歴史の大きな転換点になる。

## 2. 社会主義圏の崩壊と自主路線

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は通常の世界社会主義国家として朝鮮戦争後の復興の道を歩んだが、1960年代に社会主義圏の中ソ対立に加えキューバ危機、文化大革命などにより困難に直面、自主路線を選択することとなった。1970年代に入ると、米中和解のデタントの時期を迎えるが、南北朝鮮の対立緩和や和解には機が熟しておらず、1972年に南北共同声明で統一3原則に合意したにもかかわらず、その後南北の距離は広がった。

1989年以降、東欧社会主義の崩壊、ソビエトの解体により、北朝鮮は社会主義圏の支援を失い、ソ連（のちにロシア）や中国が韓国と国交を正常化したことで、東北アジアの国際関係のバランスが大きく損なわれた。北朝鮮は韓国や日本との関係改善に乗り出すとともに、米国に対し核をカードとした外交を展開、第1次核危機を経て1994年の枠組み合意に到達した。

## 3. 北朝鮮をめぐる国際関係

クリントン政権はキム・イルソン（金日成）主席の死去後、北朝鮮が崩壊すると考え、枠組み合意の履行を遅らせていたが、本格的に対話に入らなければならないと気づき、韓国のキム・デジュン（金大中）政権と歩調を合わせ関係改善に取り組んだ。しかし、時間切れで関係改善は実現できなかった。ブッシュ jr 政権は北朝鮮を「悪の枢軸」の一つに数え上げ圧迫したが、2000年代には中国が地域の調停者として立ち現われ、6者協議を通じて2005年の9月19日の共同声明を導き出した。だが、ブッシュ政権は圧迫に執着することで北朝鮮の核実験を招来、あわてて交渉に拍車をかけたが、またもや時間切れとなった。オバマ政権が成立すると、北朝鮮は核やミサイルを通じて就任早々から交渉を促



そうとしたが、逆にオバマ政権に対して北朝鮮との対話の意欲を失わせる結果になった。

この間、米国は政権が変わるごとに北朝鮮政策が変わり、前政権の約束を守ろうとしなかった。北朝鮮はこれに対して不信感を強め、米国との対話を通じた平和協定締結の機会をうかがってきた。それにもかかわらず、核をカードとする外交は対米関係を悪化させ、北朝鮮は核開発に拍車をかけることになった。韓国ではキム・デジュン、ノ・ムヒョン（盧武鉉）政権が地域の緊張緩和に力を尽くし、朝鮮半島の平和定着をめざしたが、イ・ミョンバク（李明博）政権以降は圧迫、崩壊誘導政策に転じた。日本では、キム・デジュン政権に促され、小泉政権が2002年に拉致問題解決を目指して史上初の日朝平壤宣言に合意したが、拉致被害者をめぐる対応で強硬論が台頭し、以降対話はほぼ中断した。

#### 4. これまでの日朝関係

高崎宗司は日朝の関係改善の機会として4度のチャンスがあったと指摘する。

- ① 1956 日ソ国交回復
- ② 1972 日中国交正常化
- ③ 1989 金丸訪朝（自社訪朝団）
- ④ 2002 小泉訪朝

このうち、もっとも内容のある合意は2002年の日朝平壤宣言であるが、その後の日本政府は拉致問題解決を日朝国交正常化の前提条件とするという、外交的に誤った道を歩み、結果的に拉致問題でも、地域の平和、安全保障問題でも、有効な対応ができなくなった。これは、自民党政権、民主党政権を問わず同様であった。その結果、日本社会では在日朝鮮人に対する排外主義が広がった。北朝鮮は崩壊するなどの根拠のない期待、朝鮮民族に対する侮蔑と恐怖の差別感情が日本社会で拡散された。

#### 5. 転換点としての2018年

2016年のトランプ政権誕生、同年からの韓国における民主化要求のうねりと17年5月のムン・ジェイン（文在寅）政権の誕生は、東北アジアと朝鮮半島の情勢を変えた。2017年は北朝鮮のミサイル試射と核実験によりこれまでにない緊張に包まれたが、韓国政府の平和への努力と北朝鮮の方針転換により、18年に入って南北首脳会談、米朝首脳会談を通じ、朝鮮半島の平和定着への道のりが可視化しつつある。休戦協定のまま70年が過ぎた朝鮮半島に、平和協定と和解の時代が来ようとしている。

関係国の間で繰り広げられる首脳会談、特使・親書外交にもかかわらず、日本は韓国とさえ十分な意思疎通ができず、能動的役割を果たせていない。北朝鮮との国交正常化を実現し、植民地支配の清算を実行してこそ、東北アジアの平和に貢献する道が開けるのではないか。

参考文献

石坂浩一編著『北朝鮮を知るための55章(第2版)』2018.10刊行予定、  
明石書店

和田春樹『北朝鮮現代史』2012、改訂版近日刊行予定、岩波新書

高崎宗司『検証 日朝交渉』2004、平凡社新書

日本平和学会2018年度秋季研究集会（2018年10月28日 於；龍谷大学）

## 朝鮮半島平和体制に向けた動きと日朝関係 一分断国家成立70周年，朝鮮戦争停戦65周年にあたって

### （2）朝鮮半島の分断と在日朝鮮人-朝鮮学校をめぐる処遇を中心にして

愛知県立大学  
山本 かほり

キーワード：朝鮮学校 高校無償化，北朝鮮嫌悪，祖国

#### はじめにー問題の所在ー

「愛知朝鮮康応の教育内容について見ても，朝鮮総聯の機関紙である『朝鮮新報』や公安調査庁による調査等によれば，①朝鮮高校において統一的に使用されている教科書は，朝鮮総聯の指導の下に編纂されているところ，その中には北朝鮮の最高指導者を絶対視し，これを賛美・礼賛する表現が多数見られ，その内容は，授業内容に対する批判能力が未だ十分とは言えない後期中等教育段階にある生徒に対して，一方的に偏った観念を植え付ける教育なのではないかとの疑いを抱かせるものであったこと，②愛知朝鮮高校の生徒は，全員が朝鮮総聯の傘下団体である在日本朝鮮青年同盟（朝青）に加盟しているところ，朝青は規約上，北朝鮮の政策を高く奉じ，朝鮮総聯の綱領を固守することを任務とする団体であり（中略）朝鮮総聯の介入により，（略）北朝鮮の最高指導者を個人崇拝し，その考えや言葉を絶対視するようにあ内容になっていると合理的に疑わせる事情が存在したと認められる」（2018年4月27日，愛知朝鮮高校無償化裁判 地裁判決 要旨より）

・朝鮮学校と朝鮮・総聯との関係を問題視＝「不当な支配」を全面的に認める形で原告（愛知朝高側）敗訴

\*愛知判決が示す日本社会の限界を考えつつ，朝鮮半島平和体制構築に向かう今，分断が在日朝鮮人に何をもたらし，日本社会の問題について考えたい。

#### 1. 高校無償化裁判とは？

2010年4月：無償化法施行，朝鮮高校は除外

2010年5月：朝鮮高校に対する就学支援金の支給に関する検討会議発足

2010年8月：検討会議報告書「外交上の配慮により判断すべきではなく，教育上の観点から客観的に判断すべき」

2010年11月10日：文科省指定に関する規程公表

2010年11月23日 朝鮮半島南北砲撃合戦

2010年11月24日：菅直人審査停止指示（そのまま審査停止，11月末全国10校の朝鮮高校は規程に基づき書類提出）

2011年8月28日：菅直人，審査再開指示（翌日辞任）→そのまま1年以上，審査中，判断保留

2012年12月下旬 第二次安倍内閣発足（朝鮮高校を無償化から除外することを明言）

2013 年 2 月 20 日 朝鮮高校無償化不指定処分，根拠省令（「ハ」）も削除  
広島，東京，名古屋→敗訴 大阪→勝訴 福岡→年度内に判決か？

## 2. 人権論，教育論の限界

マイノリティー一般の問題への矮小化

「私たちも同じ高校生です」という訴え。歴史的・民族的権利であることが後退

## 3. 朝鮮学校の歴史性と政治性

・歴史性という問題：植民地支配，継続する植民地主義，ナショナリズム強化による排除

・政治性：「北朝鮮制裁」という問題（何をしてもいい，何をされても仕方ない）  
→政治的介入から教育内容への介入へ

## 4. 朝鮮学校と＜祖国＞という問題

＜祖国＞＝朝鮮民主主義人民共和国とはどんな存在なのか？  
社会学的な知見から考察してみたい。

### おわりに—多文化共生論という視点から

朝鮮学校や在日朝鮮人を「多文化共生」の枠組み内のみで語ること→エスニックマイノリティが「集団」として団結し，ホスト社会に抵抗・異議申し立てをする根拠や権利の剥奪につながるという問題を指摘しつつ，現在の朝鮮半島の政治的状况の中で，在日朝鮮人や朝鮮学校を考えることの重要性を指摘したい。

### 参考文献

板垣竜太，2007「朝鮮学校を支えるということ」（『法学セミナー』2007 年 7 月号）

———，2008「朝鮮学校の社会学」（同志社大学社会学部社会調査報告書）

———，2013「資料：朝鮮学校への嫌がらせ裁判に対する意見書」（『評論・社会科学』同志社大学人文学会 149－185）

金尚均，2007「民族的尊厳の回復としての朝鮮学校」（『法学セミナー』2007 年 7 月）

宋基燦，2012『「語られないもの」としての朝鮮学校—在日民族教育とアイデンティティ・ポリティクス』 岩波書店

田中宏，2013『第 3 版・在日外国人』（岩波新書）

———，2013「朝鮮学校の戦後史と高校無償化」『＜教育と社会＞研究』第 23 号，一橋大学＜教育と社会＞研究会

曹慶鎬，2011「在日朝鮮人コミュニティにおける朝鮮学校の役割についての考察」『移民政策研究』第 4 号 移民政策学会

朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知会報 『とり通信』1 号～17 号

中村一成，2014 『ルポ京都朝鮮学校襲撃事件 ＜ヘイトクライム＞に抗して』

(岩波書店)

裴明玉, 2013「朝鮮高校生就学支援金不支給違憲国家賠償請求訴訟について」

(『人権と生活』Vol.36 在日本朝鮮人人権協会)

山本かほり, 2013「朝鮮学校における『民族』の形成—A 朝鮮中高級学校の参与観察から」(『教育福祉論集』第 61 号 愛知県立大学教育福祉学部紀要)

—————, 2014「朝鮮学校のフィールドから」(『ソシオロジ』179 号 関西社会学研究会)

—————, 2014「朝鮮学校で学ぶということ」(『移民政策研究』第 6 号, 移民政策学会)

—————, 2015「『朝鮮高校無償化裁判』が問うていること」(『在日総合誌・抗路』1 号, 抗路社)

—————, 2015「『『北朝鮮』バッシングと朝鮮高校」平田雅巳・菊地夏野編『ナゴヤ・ピース・ストーリーズ—ほんとうの平和を地域から—』風媒社

—————, 2015「質的パネル調査からみる在日朝鮮人の生活史」(『社会と調査』No.15 ) 社会調査協会

—————, 2017 「排外主義の中の朝鮮学校—ヘイトスピーチを生み出すものを考える」(『移民政策研究』第 9 号, 移民政策学会)

李洪章, 2010 「朝鮮籍在日朝鮮人青年のナショナル・アイデンティティと連帯戦略」(『社会学評論』第 61 巻第 2 号)

岡真理・李英哲 「往復書簡」(『イオ』2012 年 1 月号～3 月号 朝鮮新報社)

朝鮮民主主義人民共和国から見た国際関係と朝日関係

朝鮮大学校

李柄輝

キーワード：停戦体制、軍事力の非対称性、社会主義強国、第3世界、朝日関係

はじめに

今年、朝鮮民主主義人民共和国(以下、朝鮮)は建国 70 周年を迎え、社会主義国家としての存在期間においてソビエト連邦を超えた。国連は 1948 年 12 月の総会において、大韓民国を朝鮮半島における「唯一の合法政府」として承認し、日本も 1965 年の韓日基本条約において、この決議を踏襲した。東西冷戦下、日本の朝鮮に対する不承認政策は、朝日間の疎通を阻害し、このことが近年、日本社会において「北朝鮮崩壊論」と「北朝鮮脅威論」という相反する認識のいびつな同居が可能となる土壌となっているのではないか。

1. 朝鮮の内在論理の源泉—南北相克関係と停戦体制

核・ミサイル開発に邁進する朝鮮に対し、軍事オプションをも排除しないトランプ政権の強硬姿勢によって昨年、朝鮮半島は一触即発の危機を迎えた。しかし、今年に入り北南・朝米の首脳会談が実現し、状況は一変した。一連の朝鮮の行動は、2016 年 5 月の朝鮮労働党第 7 回大会や今年 4 月の党中央委員会第 7 期 3 次全会の決定に示されているように、金正恩委員長の社会主義強国論とそれに基づく経済重視路線によって内在的に説明される。では、経済重視路線がなぜ核とミサイルを必要としたのか。内在論理の源泉たる現代史を想起する必要がある。朝鮮半島をひとつのユニットとして独立させることを放棄した米国の冷戦政策によって 1948 年に出現した分断政府は、双方が排他的に正統性を主張しあう相克関係を形成した。その関係性の帰結として勃発した朝鮮戦争は、1953 年 7 月に停戦が成立した。とはいえ、平和の回復なき状態が 65 年間も継続している。交戦関係下、朝米間の軍事力における非対称性こそが経済を後景に退かせ朝鮮を核武装に至らせた。他方、核武装の完成によって朝鮮戦争終結に向けた米国との和解交渉が可能となった。

2. 朝鮮からみた国際関係

1950 年代以後、朝鮮の外交政策は、継続する停戦体制の解体という目標に向けられてきた。建国後、社会主義陣営の一員となった朝鮮は、陣営内において平和擁護運動を喚起しながらも、その論理は反米・反帝国主義で貫かれていた。停戦体制の解体を目指す朝鮮にとって、「平和」と「反米・反帝」は表裏一体の課題であった。しかし、1956 年のフルシチョフによるスターリン批判以後、ソ連が対米平和共存路線に傾倒していく中、朝鮮の論理は、矛盾を抱え込むことになった。朝鮮は、社会主義陣営の当為の中で、ソ連の平和共存路線を支持しながらも、この時期、反米・反帝国主義の連帯対象として、第 3 世界に接近していった。米国のアイゼンハワー大統領の「ドミノ理論」により、東アジアに反共ネットワークが形成される中、このような「上からの秩序」と対をなすように、東アジアの旧植民地諸国の連帯が「下から」形成されていった。1960 年代以後、自主路線を標榜する朝鮮外交の主軸は、この「下から」の連帯の中に置かれた。朝鮮の第 3 世界外交は、1975 年の国連総会における「国連軍司令部」解体決議の採択として結実した。

3. 歴史課題としての朝日関係

板門店宣言とシンガポール共同声明の発表以後、東アジアの脱冷戦に向けた動きが顕在化しつつある。その中で、日本は朝鮮への圧力強化を世界に求め、拉致問題の解決と「北朝鮮の核放棄」を一方向的に迫り、現在の局面において「蚊帳の外」に置かれている。しかし、その内実はジャパンパッシングではなく、日本の動きはむしろ東アジアの脱冷戦に対する意図的な逆行と見ることができよう。現在も国連軍後方司令部を国内に置く日本は朝鮮停戦体制の一翼を担ってきたが、その事実が日本国内では、認識されていない。1975 年の「国連軍司令部」解体決議以後、この司令部の持つ作戦司令権が、米韓合同司令部に委任され、同時に日本において、安保法制議論が本格化した。一国平和主義の枠の中での護憲／改憲議論の殻を破るためには、朝鮮との疎通を通じて、このような歴史が想起されなければならない。

### おわりに

日本における「北朝鮮崩壊論」や「脅威論」の根底には、朝鮮を孤立した他者と捉える認識が隠見する。そのような認識と視覚に映る「国際社会」の категория には、旧植民地諸国の存在が捨象されている。東アジア脱冷戦の時代において、冷戦を相対化すると同時に、朝鮮半島はかつて日本の植民地支配下にあったという事実と関係性を戦後世界の南北問題の中に位置づけて、朝鮮半島問題を捉える視点が求められる。

### 参考文献

カン・グンジョ 編『朝鮮民主主義人民共和国対外関係史』1. 2、社会科学出版社、1985年・1987年  
高一『北朝鮮外交と東北アジア 1970-1973』信山社、2010年  
李柄輝「冷戦体制下の統一運動の展開—解放後から 1990 年代初まで」『朝鮮大学校学報』Vol.26、2016 年  
李柄輝「朝鮮半島核危機の内在的理解と展望」『情況』2018 年冬号

Peace Studies Association of Japan 2018 Autumn Package Session  
Re-examining the Refugee Protection and Repatriation: A Case Study of Rwandan Refugees  
**Failure of Forced Repatriation and Protection of Rwandan Refugees**

President of Former Rwandan Refugee Committee in Zambia  
**Froduald NTEZILYIMANA**

Keywords: fear, forced repatriation, genocide, protection, insecurity

## **Introduction**

It has been 28 years since the war started in October 1990 by the rebel Rwandan Patriotic Front (RPF), which has massacred millions of Rwandans. The subsequent genocide in 1994 caused more than two million people to flee mainly to the Democratic Republic of Congo (DRC) and Tanzania. In 2003, the Tripartite Agreement on promotion of voluntary repatriation of refugees was signed between the UNHCR, and Rwandan and Zambian governments. Since then until June 2013 when cessation clause of Rwandan refugees' status was invoked, about fifty out of 5,000 refugees repatriated from Zambia under the UNHCR-organised repatriation; in other words, only one percent of refugees returned. This cessation of refugee status is controversial as Rwandans continue to flee the country. Refugees fear that cessation clause was enforced on behalf of the Rwandan government which wants to repatriate refugees in order to control them.

## **1. Why former Rwandan refugees refuse to repatriate?**

The majority of former refugees have refused to repatriate mainly due to two reasons. First, we, former refugees, mainly majority-group Hutu, continue to have strong fear and mistrust of the minority Tutsi-led RPF as we witnessed how it has massacred millions of civilians since 1990 in Rwanda, the DRC and other countries of asylum. Even after the end of genocide, the RPF massacred in 1995 at least 4,000 Internal Displaced Persons (IDP) at Kibeho IDP camp, according to the UN Australian troops. My uncle's brother-in-law was one of the victims. Additionally, Rwandan government agents have been deployed to Zambia, South Africa, Uganda and the UK, allegedly to assassinate, attack and threaten Hutu/Tutsi refugee intellectuals and refugee businessmen. I myself was almost kidnapped with other former Rwandan refugees; I was saved thanks to the intervention by the Zambian security forces. All these crimes by the RPF were recorded by the UN, other organisations and journalists.

Second, there is no reconciliation between Tutsis and Hutus, the latter of whom have been discriminated and intimidated as *Interahamwe* (originally born as youth wing of former President Habyarimana, which has said to participate in the 1994 genocide) by the former. Some refugees who repatriated in 2005 under the UNHCR-organised repatriation, later returned to Zambia as they did not feel safe in Rwanda because some returnees and their relatives were allegedly arrested or disappeared, and their properties were grabbed and occupied by the RPF. Victoire Ingabire, an opposition party leader, was accused of committing the law on "genocide ideology", mentioning merely that both Hutu and Tutsi victims have to be remembered and, and has been imprisoned since October 2010. Every April, there is genocide commemoration for Tutsis at their memorials, but no memorials exist for any Hutu victims as Hutus have been accused of having committed genocide. In July 2013, President Kagame said at the youth meeting in Kigali that Hutu youths must apologise to Tutsi for the crimes committed by their parents, and later launched "I am a Rwandan" program. All these actions and laws are contradictory to the reconciliation



efforts.

## **2. Problems of protection**

Regarding protection, there are three main problems. First, we believe that Rwandan have been unfairly treated by some UNHCR officers who tend to perceive Hutu refugees as *genocidaires* (genocide killers). While some Angolan refugees, who refused to repatriate even after their refugee status was ceased in 2012, had enjoyed assistance from UNHCR until 2015, assistance to Rwandan was stopped in 2008 *prior* to the invocation of cessation clause.

Second, as a result of invocation of cessation clause in 2013, about 4,000 Rwandan refugees in Zambia had been stateless until 2018 when they started to be locally integrated; former refugees were first given permanent residence, followed by naturalization at later stage. We feel that UNHCR abandoned us prematurely before obtaining legal documents other than Rwandan passports (see below). This lack of legal documents led to arrests by the immigration officials. In 2016 when the shops owned by the Rwandan refugees were attacked and looted allegedly by the Rwandan agents, we were unable to report to the court due to the lack of legal documents.

Third, in 2015, we felt more insecure when the Zambian Government announced that former Rwandan refugees must obtain Rwandan passports in order to be locally integrated. Although the refugees and local churches totally objected to this requirement of applying passports, which were a means to allow the Rwandan Government to surveil and control refugees, the UNHCR strongly supported the need of passport. Fortunately in 2017, this requirement was waived by the Zambian government.

I hope there will be permanent protection to former refugees with the ongoing local integration in Zambia.

## **Reference**

Pickard, T. *Combat Medic: An Australian's Eyewitness Account of the Kibeho Account*, Wavell Heights, Big Sky Publishing, 2008.

Rever, J. *In Praise of Blood: The Crimes of the Rwandan Patriotic Front*, Random House Canada, 2018.

Umutesi, M.B. *Surviving the Slaughter: The Ordeal of a Rwandan Refugee in Zaire*, Univ of Wisconsin Press, 2004.

UN Office of the High Commissioner for Human Rights, *Report of the Mapping Exercise documenting the most serious violations of human rights and international humanitarian law committed within the territory of the Democratic Republic of the Congo between March 1993 and June 2003*, 2010, Aug. 2010.

Peace Studies Association of Japan 2018 Autumn Package Session  
Re-examining the Refugee Protection and Repatriation: A Case Study of Rwandan Refugees  
**Rwandan Government' Motives to Repatriate Refugees and Their "Self-Protection"**

Rikkyo University  
**Masako Yonekawa**

Keywords: cessation of refugee status, genocide, self-protection, UNHCR, repatriation

### **Introduction**

The United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) claimed that Rwanda has changed significantly since the 1994 genocide, and today enjoys an essential level of peace and security. This is why the UNHCR facilitated voluntary repatriation of Rwandan refugees from 1994 to 2002-2003, and subsequently promoted actively voluntary repatriation from 2003 to 2013 in some countries in Africa. This decision to promote voluntary repatriation was despite the solid evidence suggesting a greater outflux of refugees than influx of returnees. Even those Rwandans who had repatriated earlier returned to their former countries of asylum because of having no right to claim their land, illegally occupied by the RPF and other returnees, as well as arbitrary arrest and imprisonment of many people. In 2013, UNHCR finally recommended the invocation of cessation of their refugee status, which can imply "mandated repatriation". As a result, some refugees in some countries of asylum where the cessation clause was invoked, lost refugee status in January 2018. Despite the UNHCR's long-time call to repatriate, the vast majority of Rwandan refugees have refused to return, and some Rwandans continue to flee today.

### **1. Who are the present-day Rwandan refugees?**

The latest statistics on Rwandan refugees worldwide stands at 296,649 as of end 2017. The present-day refugees have three characteristics. First, majority-group Hutu refugees in general are branded as *génocidaires* (genocide killers) by the minority-group Tutsi-led Rwandan Patriotic Front (RPF), the current Rwandan government. This labelling has been a useful propaganda tool by the RPF to boldly hunt and repatriate or target refugees. Second, these refugees are also framed as anti-Rwandan, opposing the state process of reconciliation and national unity. The ideal Rwandan citizen is considered a refugee who voluntarily returns to the motherland to contribute to the reconstruction of the state. Third, many refugees are outspoken members of the elite, such as journalists, human rights activists, and teachers, both Hutu and Tutsi. In addition, former RPF war comrades and members of President Paul Kagame's entourage have fled.

### **2. Rwandan Government's motives to repatriate refugees**

The refugee's strong reluctance to return to Rwanda must have embarrassed the Rwandan Government. The Government has been aggressive in having the refugees return, not only because repatriation represents promotion of the country's international image, but also because the Government wanted to effectively control the refugees. In order to convince them to return, as well as to destabilise and silence the outspoken refugee community, the Government has reportedly deployed a "refugee spy" group. Composed of "diplomats," students, and even refugees, members of this group pose as Rwandan, Congolese, or Burundian refugees. The Government has been using the "infiltration" and "divide and

rule” tactics in various situations, such as the host government’s refugee office, the UNHCR, and refugee camps, refugee committees, places of work, and even within refugees’ own families.

### **3. Refugees’ means of “self-protection”**

When the RPF’s infiltration constantly threatens refugees, how do refugees manage to survive or “self-protect”? Due to their strong mistrust with the UNHCR and international human rights organisations, refugees, depending on the countries of asylum, rely on local human rights organisations or church groups for protection and assistance. In order to protest the cessation clause, refugee communities in few countries have organised press conference and have written petitions to the UNHCR, explaining how premature the cessation clause was and demanding them to continue exercising the protection mandate for Rwandans.

Apart from these means, what has been prevalent among refugees worldwide is that some refugees disguise their nationality by registering as Congolese or Burundian refugees: the refugee committee in one African country estimated that more than 50 per cent of Rwandans have registered as Congolese or Burundians upon arrival. Being Congolese is particularly beneficial for some reasons. However, disguising one’s nationality does not mean that refugee’s safety is guaranteed, and disguising also has other negative consequences, such as psychological insecurity.

### **Further Research**

Three subjects require future study. The first is the nature and motivation of the repatriation of different actors, particularly the government of origin. The second is the situation of refugees after their return, especially in a densely populated country where recovering land and property can lead to conflict. The third is the effect of the application of the cessation clause of refugee status on refugees’ psychological insecurity.

### **Main Reference**

International Refugee Rights Initiative and Refugee Law Project, *A Dangerous Impasse: Rwandan Refugees in Uganda*, June 2010.

Kingston, L.N. “Bringing Rwandan Refugees ‘Home’: The Cessation Clause, Statelessness, and Forced Repatriation”, *International Journal of Refugee Law*, 1 Aug. 2017.

UNHCR, “Implementation of the Comprehensive Strategy for the Rwandan Refugee Situation”, Geneva, Dec. 2011.

Winter, R. “Lancing the Boil: Rwanda’s Agenda in Zaire”, H. Adelman and G. C. Rao eds., *War and Peace in DRC/Congo: Analyzing and Evaluating Intervention, 1996-1997*, Trenton, Africa World Press, 2004.

米川正子『あやつられる難民—政府、国連、NGOのはざまで』ちくま新書、2017年。

Peace Studies Association of Japan 2018 Autumn Package Session  
Re-examining the Refugee Protection and Repatriation: A Case Study of Rwandan Refugees  
**Repatriation as the Most Preferred Durable Solution for Refugees? Its Impact on  
“Human Security” and Durable Peace**

Keio University  
**Akiko SUGIKI**

Key Words: Refugees, Repatriation, Durable Solutions, Reintegration, Security, Irregular Migration

## **Introduction**

Among three durable solutions for the refugee problems, repatriation is often regarded as the most preferred or the only feasible solution by refugee hosting countries, major donors, and the United Nations High Commission for Refugees (UNHCR).

However, refugee return is not a simple reversal of displacement and does not necessarily bring the refugee cycle to an end for refugees themselves. While some refugee repatriation efforts have occurred with limited problems and resulted in almost the total return of all refugees and their successful reintegration into their home areas, refugee return has been far more problematic in other cases. Various instances of repatriation returns have strong implications for political disorder or conflict in the refugees' home countries. In this case, refugee return tends to be unsustainable, and refugees end up fleeing their home country again. Paradoxically, repatriation becomes a main cause of a new influx of refugees to neighbouring countries.

Much less is known about when and why repatriation generates enhanced violence or conflicts and undermines efforts to restore sustainable return and peace. If repatriation is a key factor in the spread of conflict or instability, why do some repatriation initiatives become problems for returnees and their countries of origin, whereas other instances do not? By closely examining several cases in Africa, this presentation considers the conditions under which refugee return is likely to result in political instability in the home country and a new influx of refugees.

## **1. What is Repatriation?**

### **(1) The Question of Voluntariness**

Refugee repatriation has been equated to the physical return of refugees to their country of origin and traditionally considered by the international community as the ideal solution to displacement. The early post-Cold War period between 1989 and 1997 saw the most emphatic endorsement of repatriation by the UNHCR, refugee hosting countries, and major donor countries. However, the achievement of many repatriation programmes during the 1990s has been questioned because the voluntariness requirement in repatriation was increasingly compromised, and mass repatriation resulted in the unsustainable reintegration of refugee returnees and disturbed peace and stability in the country of origin. Nevertheless, the UNHCR continued to insist that repatriation must be voluntary, and various repatriation programmes were criticized by human rights organisations to be tantamount to forcible repatriation. This controversial feature of repatriation remains problematic both at the principle and practice levels.

### **(2) Assessment of Repatriation**

How the success of refugee repatriation can be measured is a matter of debate. Katy

Long and other academics hold that repatriation should be firmly conceptualized as a process involving the remaking of citizenship and the consequent re-accessing of rights and livelihood through refugees availing themselves of national protection in their country of origin. Sustainable reintegration can be understood as a set of processes that establish returnees in their country of origin in a way that provides them with sufficient means of livelihood and conditions of safety in order to hinder their further displacement within or outside the country.

## **2. Conditions and Consequences of Repatriation**

### **(1) Factors Influencing the Decision of Refugees to Return to Their Country of Origin**

According to various studies, the following are generally the main factors that influence the decision of refugees to return: (a) conditions of security, (b) possibilities for developing a stable livelihood, and (c) access to education, health, and other services. It must be noted that the decision to stay or return is different, depending on other variables, such as age, gender, economic status in exile, regional attachment, political affiliation, and time of absence from the home country.

### **(2) Patterns of Repatriation in Practice**

- (a) Return after a fundamental political change
- (b) Return after a political settlement or major political change
- (c) Return after a political settlement that does not end the political conflict and that leaves the contending parties with substantial political and military power
- (d) Return to an area not controlled by the government that originally caused the flight
- (e) Return caused by the deterioration of political security conditions in the host country
- (f) Forced return of refugees to a conflict zone

### **(3) Problems of Reintegration**

Problems of readjustment and reintegration are not uncommon in dealing with the issue of refugee return. Among various problems, there are two major ones that are related to the area of return and the process of reintegration of returnees: (a) the general lack of economic development and (b) the ensuing confrontation between different groups of the population. Further studies are required to understand under which conditions and to what degree it is necessary to ensure the participation of refugees in the peace process for the achievement of sustainable peace and reintegration.

## **3 Case Study: Rwanda**

### **(1) Brief Background of the Rwandan Refugee Situation**

Periodic violence and political instability have plagued much of Rwanda's post-colonial history, notably between 1959 and 1963 after the death of the Rwandan monarch, after the 1973 coup d'etat, and during the 1994 genocide. Approximately 177,754 Rwandans remain in exile as refugees, and one third of current Rwandan refugees have been born in exile. Between August 1994 and October 2002, about 3.1 million Rwandan refugees returned home, some voluntarily, some forcibly. For example, Tanzania forcibly repatriated hundreds of thousands Rwandan refugees in 1996, and Brundi forcibly repatriated 6,000 Rwandan refugees in 2006. The UNHCR invoked the cessation of Rwandan refugee status in 2013, but the majority of Rwandan refugees who fled during or after 1994 firmly refuse to return.

## **(2) Problems of Repatriation and Reintegration**

An interview with Rwandan refugees in Uganda and Malawi showed three main problems that undermine the reintegration of Rwandan refugees: the lack of political space for different views, the absence of fairness in the administration and justice system, and land and property issues. The Rwandan case indicates that repatriation under premature conditions for a sustainable return does not result in positive effects on both the refugee returnees themselves and the country of origin. Evidence shows that forced repatriation does not resolve refugee problems; rather, it induces irregular migration. In May 2009, it was reported that Rwandan refugees attempted to leave Uganda for fear of forced repatriation. Therefore, repatriation itself does not automatically resolve refugee issues.

## **Concluding Remarks**

The research findings in Africa illustrate that repatriation is far from being an ideal durable solution for refugees. The return of refugees may have adverse effects on state reconstruction, as the visible incapacity to manage returnees can undermine the authority of government institutions; returnees may cause conflict and/or become internally displaced persons. Even if the government rebuilds its institutions and secures governance, unless the root causes of displacement are resolved, most refugees will be reluctant to return, and forcible repatriation will create a new influx of refugees. The current practice in refugee operations needs a fundamental reconfiguration of the framework of repatriation and new policy guidelines on repatriation and peacebuilding, even though refugee policies are mostly influenced by the interests of governments and donors, not by humanitarian objectives.

## **References (partial list)**

- Allen, T. and H. Morsink (eds.) (1994) *When Refugees Go Home*, Africa World Press and James Currey.
- Bradley, M. (2013) *Refugee Repatriation: Justice, Responsibility and Redress*, Cambridge University Press.
- Black, R. and K. Koser (1999) *The End of the Refugee Cycle? : Refugee Repatriation and Reconstruction*, Berghahn Books.
- Chimni, B. S. (2002) "Refugees and Post-Conflict Reconstruction: A Critical Perspective", *International Peacekeeping* 9(2):164-180.
- \_\_\_\_\_ (2004) "From Resettlement to Involuntary Repatriation: Towards A Critical History of Durable Solutions to Refugee Problems", *Refugee Studies Quarterly* 23(3):55-73.
- Crisp, J. and K. Long (2016) "Safe and Voluntary Refugee Repatriation: From Principle to Practice", *Journal on Migration and Human Security* 4(3):141-147.
- Kingston, L.N. (2017) "Bringing Rwandan Refugees 'Home': The Cessation Clause, Statelessness, and Forced Repatriation", *International Journal of Refugee Law* 29(3): 417-437.
- Long, K. (2013) *The Point of No Return: Refugees, Rights, and Repatriation*, Oxford University Press.
- Milner, J. (2009) "Refugees and the Regional Dynamics of Peace Building" *Refugee Studies Quarterly* 28(1):13-3.

## 日本平和学会 2018 年度秋季研究集会

### 占領と性奴隷制

～日本軍占領下インドネシア南スラウェシ州における少女たちの動員と奴隷化～

桃山学院大学非常勤講師  
鈴木隆史

キーワード：日本軍占領、性奴隷制、慰安婦、兵補、綿繰・紡績工場

#### 1. はじめに

戦後 70 年以上経ち、日本軍性奴隷制被害者の新たな証言を得ることが益々困難になっている。本報告ではインドネシア南スラウェシ州カロシに本部を置く「インドネシア元従軍慰安婦支援協会」の代表故ダルマウィ氏と協力者たちのサポートを得て、被害者本人、家族、元兵補たちを探し出し、行なったインタビューと日本側に残された資料を元に日本軍性奴隷制の実態と被害者の人生に及ぼした影響を明らかにする。

インタビューは、彼女たちがどのようにして「慰安所」に連れてこられたのか、「慰安所」ではどのような扱いを受けたのか、解放後どのような人生を送ってきたのかなどについてビデオを用いて行なった。インタビューは本人や家族の了解を得て、家族や支援者同席で行なっている。また、彼女たちが拉致された現場、「慰安所」のあった場所にも出かけてそこで話を聞き、すでに会話ができなくなった被害者の親族や「慰安所」の存在を記憶する元兵補などにもインタビューを行い、当時の被害者たちの置かれた状況を立体的に把握できるように努めた。

#### 2. 日本側資料に基づく南セレベスの「慰安所」の概要と被害者の証言

日本側資料としては、1992 年に見つかった、厚生省社会・援護局が所蔵していた資料、「南部セレベス売淫施設（慰安所）調書」とそれをもとに作成された「売淫施設に関する調査報告」がある。この「調書」は、昭和 21 年（1946 年）5 月 30 日、蘭印軍軍法会議検察官が南部セレベス全地域における「慰安所」施設及びその責任者を調べるよう命じたことに対する回答の一部として、海軍民政部第二復員班長が第二軍高級副官宛に作成したものだが、当時南セレベス（現在の南西スラウェシ州と西スラウェシ州の町が含まれる）にあった「慰安所（資料では売淫施設と記されている）」の概要が記されている。今回のインタビューでもこの資料に記載のある「売淫施設」に捕らわれていたと思われる被害者もいるが、インタビューの内容とこの資料に記された内容では、女性の募集方法と待遇において大きな隔たりがあることが分かった。被害者たちは着替えも貰えず、自由な外出もできず、報酬ももらっていないと証言する。また、民政部が管理していた「慰安所」以外にも、飛行場の防空のために作られた壕などで、調理するように少女たちを呼び出し、強姦するというケースもあった。さらに、将校や紡績工場長、抑留所管理者などの「現地妻」にされた女性もいたことも分かった。

### 3. 日本兵による拉致・強姦・強制労働

被害者たちは、14、5歳の少女であった場合が多く、自宅、畑、学校や市場への行来の路上、綿繰り・紡績工場などで日本兵に拉致され、馬、トラック、徒歩で「慰安所」や将校の宿舎などに連れて行かれた。業者による募集のケースは見られず、親や本人に銃を突きつけて、強引に少女たちを連れ去っている。

「慰安所」に連れてこられた少女たちは、「ルマ・パンジャン（長屋）」と呼ばれた建物の部屋に入れられた後、夜には日本兵に強姦された。初潮も迎えていない少女も多かった。朝から夕方までは「慰安所」を出て、トーチカの建設に必要な土砂の運搬、油井での原油の汲み取りとろ過、兵舎での掃除・洗濯・調理、畑での農作業などの労働を強制されたケースがある。着替えも、労働の報酬も一切なく、自由を奪われた状態での強制労働と強姦は、彼女たちが二重の奴隷制のもとに置かれていたことを意味する。将校や工場長などの「現地妻」にされた女性の中には妊娠し、日本兵が帰国した後に子供を産み一人で育て上げた人もいる。

### 3. 綿繰り・紡績工場と日本軍性奴隷制

インタビューで浮かび上がってきたのは、各地で綿栽培が行われ、綿から種を取り出して紡ぐ綿繰り工場や綿糸を作る紡績工場で多くの女性たちが働かされていたことである。路上で拉致され、「慰安所」に連れて行かれた少女たちの中にはこうした工場で働いていた人もいる。女性たちは「カネボウ」という名前を記憶しており、ピンランに紡績・織布工場を持っていた鐘紡がピンランの工場に綿糸を供給するための工場を各地に持っていた可能性もある。さらに、「トゥアン・カネボウ」と呼ばれた馬に乗った日本兵（将校）のお付きとして行動をとともにした元兵補によると、「トゥアン・カネボウ」は彼の親戚の娘を「現地妻」にしていた。一部の将校や工場長などが「現地妻」を持っていたことを裏付ける証言である。この「トゥアン・カネボウ」は軍人であると同時に鐘紡の責任者を兼ねていた可能性もある。もしそうだとすると軍と企業とが一体となっていたことを示すものとなる。これらの工場では少女たちの母親も働いていたが、少女たちだけが帰宅途中に拉致されていることから工場が少女たちを物色する場所をも兼ねていた可能性もある。日本軍だけでなく企業も共に日本軍性奴隷制を支えていた可能性が指摘できる。

### 4. 性奴隷とされた少女たちの解放後の人生

敗戦により日本軍が撤退したことで、「慰安所」などに捕らわれていた少女たちは解放され、両親の元へと戻った。両親に喜んで受け入れられた人もいれば、日本兵と寝た女は「汚い」と家から追い出された人もいる。ブギス人・マカッサル人の伝統的価値である「シリ（恥と名誉）」が背景にある。家族に受け入れられた人でも、どのような目にあったのかを話していない場合もある。彼女たちは、結婚後も離婚されるのを恐れて一切話さず、知られることへの不安を抱えて長年生きてきた。家から追い出された彼女たちは、農作業の手伝いや稲を鳥の食害から守る番をしたり、家政婦などをして生き延びてきた。お菓子作りで自立した人もいる。誰にも過去を話せず、70年間一人で生きてきた被害者も多く、今回のインタビューで初めて過去を他人に話した人もいる。また、家族と一緒に暮らしていても、子どもや孫が母や祖母のそうした過去を知らなかったというこ



とも多く、インタビューに同席することで初めて詳しく知るに至ったケースもあった。家族に囲まれて一見幸せな人生を送っているように見えても、過去のトラウマは消えていない。日本占領下の南スラウェシにおける日本軍性奴隷制が被害者たちとその家族の人生を破壊したことはインタビューから明らかであり、そのトラウマは未だに癒やされていないのである。

注) 本研究は京都大学東南アジア研究所共同利用・共同研究拠点「東南アジア研究の国際共同研究拠点」より研究費交付を受けて行われた（平成 24 年度～29 年度）

参考文献：

- 1) (財) 女性のためのアジア平和国民基金編『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成④』。及び吉見義明編『従軍慰安婦関係資料集』「83 セレベス民政部第二復員班員復員に関する件報告」(365-375 頁)。
- 2) 川田文子『インドネシアの「慰安婦」』明石書店、1997 年
- 3) 奥村明『セレベス戦記』図書出版社、昭和 49 年
- 4) 鐘紡社史編纂室『鐘紡百年史』1988 年 10 月
- 5) JACR (アジア歴史資料センター) Ref. B05013032100、海軍南方軍政関係／海軍南方占領地区／セレベス地区／『邦人事業報告書』(海 I-1-9-55) (外務省外交史料館、No. 28 (18) KANEGAFUCHI KOGYO K. K.

バングラデシュ政治史におけるロヒンギャ難民問題  
—人道支援とローカル・ポリティクスに関する一考察—

東京外国語大学  
日下部尚徳

キーワード：ロヒンギャ、難民、バングラデシュ、人道支援

## はじめに

2017年の「アラカン・ロヒンギャ救世軍」(ARSA)を名乗る武装勢力によるミャンマー警察・軍関連施設の襲撃のあと、70万人のロヒンギャが国境を越え難民となってバングラデシュ国内で生活を送っている。本発表においては、ロヒンギャ難民問題を事例に、援助に国内政治が与える影響を考察すると同時に、現地調査から明らかになった現状のロヒンギャ難民支援が抱える課題について論じる。

## 1. ARSAによる襲撃と難民の発生

ARSAは2017年8月25日、ミャンマー警察・軍関連施設を襲撃した。これに対してミャンマー国軍は、ロヒンギャのいくつかの村々で掃討作戦を実施した。国境なき医師団の調査によるとこの作戦で1か月の間に6700人のロヒンギャが殺害された。その中には、女性や子どもも含まれており、ARSAの攻撃に対する報復的意図があつたことも否定できない。また、多数のレイプ被害が報告されており、これらが組織的な指示体系のもとでおきたものなのか、現在調査が進められている。

掃討作戦はミャンマー国軍が主体になって実施されたが、警察や国境警備隊、一般の村人も部分的に関わつたとされる。ロヒンギャの村々を訪れARSAの搜索という名目で、拷問、処刑、レイプなどが公然と行なわれたとして、国連や国際NGOは批判を強めている。キャンプを11月に訪問したバットン国連事務総長特別代表は、ミャンマー国軍兵士による女性に対する集団レイプなど「人道に対する罪」にあたる残虐行為が組織的に行われたとして、ミャンマー政府を非難した。

この作戦の中で、軍はロヒンギャの村々に火をつけARSAのメンバーが隠れる場所を徐々になくしていく作戦にでたことから、ロヒンギャの人びとはバングラデシュの側に追い立てられることとなった。川を渡って逃げる人びとを岸から銃で狙い撃ちしたり、戻ってこられないように地雷を敷設したりするなど、一連の行為は「テロ掃討作戦」の範疇を大きく逸脱していた。

## 2. 難民支援の遅れ—支援に勝る国内政治事情

バングラデシュ政府は当初、イスラーム武装勢力に対する懸念をミャンマー政府と共有するなど、ミャンマー政府を擁護する立場をとった。その背景には、昨年民間人20人が殺害されたダッカ襲撃テロ事件以降、イスラーム武装勢力掃討作戦を実施しているバングラデシュ政府にとって、ミャンマー政府および軍部との協力関係が不可欠であったことや、最終的な難民のミャンマーへの送還を念頭に置き、ミャンマー政府と良好な関係を維持したいという思惑があつたと考えられる。ミャンマーを通して中国に抜ける交易ルートと、ラカイン州との貿易に関する権益の確保もそれを後押しした。

また、安全保障上の理由から難民化したロヒンギャをバングラデシュに留めたくないインド政府の方針もあり、バングラデシュ政府はこれ以上の難民流入を防ぐ目的でロヒンギャ難民支援に消極的な態度をとった。NGOや国連機関に活動の許可がだされず、政府による体系だった支援も実施されなかったことから、難民は厳しい状況に置かれた。

## 3. 支援方針の転換—政府を動かしたイスラーム保守・タカ派

しかしながら、急増する難民と国際社会の関心の高まりから、ロヒンギャ難民への対応策は変更を余技なくされた。バングラデシュ政府の方針転換の背景には、ロヒンギャ難民に対して支援を十分に実施しないことに対して、野党やNGO、イスラーム保守層からの批判が高まったことがある。特にイスラーム保守・タカ派「Hefazat-e-Islam (HI)」が積極的に政府批判を展開した。HIの代表は「ロヒンギャへの弾圧がやまなければ、ミャンマーでジハードが起きるだろう」と発言するなど、政府に対する攻勢を強めた。2018年末から2019年初頭に予定されている国会総選挙を前に、野党やイスラーム保守層が、ロヒンギャ問題を政治化し、与党批判の材料として使うのを無視できない政治的な思惑があつたと考えられる。

また、インドとしても親インド政権であるアワミ連盟に政権の座にいらなければならないため、支援を最小限にすることによりロヒンギャをバングラデシュに入れられないという政策から、バングラデシュとミャンマー両政府にロヒンギャを厳重に管理させる政策へと方針を転換せざるを得なかったといえる。

### **おわりに―人道主義はローカル・ポリティクスを越えることができるのか**

ロヒンギャ難民問題発生当初、バングラデシュ政府の対応は極めて消極的であったが、国内政治情勢の変化から一転して積極的な支援の姿勢を見せるに至った。バングラデシュ政府が支援を最低限にとどめた期間に失われたロヒンギャの人びとの命は少なくない。NGO や国連機関が難民発生当初から活動できていれば、多くの人命を救うことができた。しかしながら、NGO であっても国連機関であっても、現地政府の許可なしに人道支援活動を実施することはできず、人道主義がローカル・ポリティクスを越えるだけの普遍性を備えていないのが現実だ。国境を越えた難民問題に、各国の政治事情を乗り越えてどのようにアプローチすべきなのか、分科会参加者とともに議論を深めたい。

### **参考文献**

日下部尚徳「バングラデシュから見たロヒンギャ問題」『世界 908 号』岩波書店、2018 年、198-207 頁。  
西芳美、篠崎香織編『東南アジアの移民・難民問題を考える―地域研究の視点から』地域研究コンソーシアム、2015 年。

## コンゴ動乱と国際連合の危機

東北学院大学  
三須拓也

キーワード：コンゴ動乱、国連平和維持活動、介入資源の確保、国連人事と国際政治

### はじめに

コンゴ動乱は1960年代に起こった国際紛争である。これは主に東南部のカタンガ州の分離問題を巡って展開したが、東西冷戦を含む様々な国際対立が投影され激化した。他方この紛争に対して国際連合は、「防止外交」の旗印のもと、武力行使権限を伴った冷戦期最大の平和維持軍（コンゴ国連軍）を派遣した。しかし3度の武力行使を含む国連の介入にも関わらず、紛争はなかなか鎮静化しなかった。しかも1964年の国連軍の撤退に伴って、紛争は再燃した。なぜ国連の努力は十分な成果をもたらさなかったのか。本報告は、以下の論点を通じて、紛争複雑化の要因の一つに国連の関与のあり方があったことを論じる。

### 1. 脱植民地化を巡る紛争

国連の紛争処理に「適した」紛争はあるのだろうか。まず本報告は、コンゴ動乱は本質として国連の紛争処理能力を超えた紛争であった可能性を指摘する。特にカタンガ問題は、莫大な経済権益がかかった植民地主義とコンゴ民族主義の対立であった。それゆえ分離支持勢力は、網の目のように張り巡らされた国際ネットワークを作り上げ、その終結に激しく抵抗した。しかもその実力は、傭兵を中核とした軍事力、資金力の面で、国連を凌駕するほどであった。

### 2. 介入資源の確保の問題

国連の紛争処理能力に物理的な限界があったことで、紛争処理はより複雑化した。国際組織である国連は、政治的権威はあるものの、独自の権力源泉に乏しい。これは、通貨発行権や徴税権、あるいは軍事力を有する主権国家とは異なる。このため国連は、平和維持活動を行うにあたって、部隊確保、資金、技術面などで加盟国の協力を仰がねばならず、その紛争処理能力は加盟国の協力のいかに左右された。しかも当時、平和維持活動の法的根拠は幾分曖昧であり、国際的権威を維持するために国連は、活動の「無謬性」を強調し続けねばならなかった。要するに国連の平和維持活動は、その枠外の国際的な利害関係に大きく左右されがちなものであり、この事情も紛争処理に影響を与えた。

### 3. 大国の動向、特に米国の問題

一方で本来の紛争処理能力を大きく越える問題であっても、国連が対応可能なこともある。それは大国が積極的に国連を利用する場合である。コンゴ動乱の場合、米国がそうであった。米国は、アフリカの脱植民地化問題が、西側同盟関係に負の影響を与えることを嫌い、コンゴでは国連を介した関与を望んだ。1950年代半ばからの脱植民地化の動きには、このような米国の意向も影響を与え、コンゴ問題では国連は米国という強力な後ろ盾を得た。介入資源が比較的安定的に確保できるようになったのである。ただしこの事情は国連に、今ひとつのジレンマをもたらした。それは、為すべきことの負担が大きければ大きいほど、国連は深刻な対米依存を余儀なくされ、一方でその「中立的」体裁を巡る国際的正統性への疑義が深刻化するというジレンマであった。

### 4. 人事のあり方

もちろん国連は常に米国に従属していたわけではない。国連の枠外の国際政治の状況いかにによっては、国連事務局は若干の自立性を持ちえた。例えば、コンゴ国連軍の場合、資金面、技術面での米国の存在感は圧倒的であったが、部隊提供面ではアジア・アフリカ諸国の役割は重要であった。特にインド、ガーナは、米国とは異なる思惑から国連の利用を積極的に構想し、動乱の局面においては米国の行動を抑制、修正する役割を果たした。

そもそも国連には、反植民地主義運動のプラットフォーム的な性格があった。新独立諸国は、国連の植民地問題への関与を求めた。ただし米国流の反植民地主義とアジア・アフリカ諸国的な反植民地主義は同

じでは無かった。このため国連事務局は、現地代表を巡る人事を通じて、二つのバランスを取ろうとした。特にハマーショルド事務総長の時代には、米国人職員が重用されると同時に、反英的な志向のインド人、アイルランド人職員も起用された。

#### 5. 米国と国連の協同介入としてのコンゴ動乱

しかし総じて言えば、コンゴ動乱は米国の構想を基軸として展開した。公式説明とは異なり、国連事務局の自立性はきわめて限定的であり、国連事務局は、多くの局面において米国の意向に沿って行動し、親米的な統一コンゴの形成に協力した。ただし国際的な正統性への疑義が深刻化しかねない局面において、国連事務局は米国の思惑を越えた独自の論理で行動した。それが組織防衛の論理であった。

米国の後ろ盾を得たことでコンゴ国連軍はカタンガ分離を終結させることができた。「身の丈」を越えた紛争処理能力を発揮したとも言える。ただし米国への過度の依存は、その後の組織防衛の問題を深刻化させた。財政危機と組織としての正統性の危機である。組織存続の危機に陥った国連は、コンゴの紛争の火種を完全に消すことができず、結果として後のモブツ独裁体制への道を整える役割を果たした。

#### 参考文献

三須拓也『コンゴ動乱と国際連合の危機：米国と国連の協働介入史、1960~1963 年』（ミネルヴァ書房、2017 年）

隣国の原子力政策に脱原発国家オーストリアはどう向きあうか  
～現代ヨーロッパにおける「境界」の意味を問う～

福岡大学  
東原正明

キーワード：オーストリア、反原発、国民投票、極右主義、ナショナリズム、EU東方拡大

## はじめに

オーストリアは、1978年の国民投票で脱原発を決定した国家である。脱原発政策はその後に制定された法律によって明確化され、のちに憲法典にも加えられた。国内に原発のない状況で、同国の「脱原発」は周辺諸国の原発への反対として表現されることになった。本報告では、オーストリアの脱原発政策について、原発を保有する隣国との関係を中心に扱う。連邦政府や各政党のほか、とりわけ極右政党ともいわれ、排外主義的な主張を繰り返す自由党（FPÖ）が原発についてどのように言及しているのかを検討し、オーストリアにおける脱原発が「理想的」な側面のみを有しているわけではないことを明らかにしたい。

## 1. オーストリアで原発が放棄されるまで

戦後オーストリアでは、二大政党である社会民主党（SPÖ）と保守政党・国民党（ÖVP）とがともに「原子力の平和利用」に賛成の立場にあり、1960～70年代に両党の下でツヴェンテンドルフ原発の建設が進められた。一方、反原発運動は1970年代に組織化が進み、「オーストリア原発反対者イニシアティブ（IÖAG）」が結成された。1978年に実施されたツヴェンテンドルフ原発の稼働の是非を問う国民投票は僅差で反対票が賛成票を上回り、その後、国民議会で「原子力禁止法」が全会一致で可決された。1986年のチェルノブイリ原発事故は最終的にオーストリアを「反原発国家」へと変えたと言われる。1999年には、脱原発政策は憲法の次元にまで高められた。

## 2. オーストリアの原子力政策の現状

チェルノブイリ原発事故以降、オーストリアでは現在、幅広く原発反対の世論が形成されている。連邦政府も政権綱領に「積極的な反原発政策」などの言葉を掲げ、ヨーロッパ諸国の既存の核施設に対する高度な安全基準の創設が求めたほか、東欧諸国のEU加盟も原発と関連付けて論じられた。オーストリアは、原発を保有する各国に囲まれた国家であり、隣国の原発の存在はそれら諸国家との間の問題である。各政党も、反原発という点では一致し、このテーマに関する政党間競争は隣国における原子力の利用に対してどのように向き合うかという点に集約される。各党から隣国の原発に否定的な態度が示され、世論においても、EUの東方拡大と隣国の原発の存在が一定程度結びつけて考えられていた。2011年の福島第一原発事故はオーストリアにも大きな衝撃を与えた。与野党が協調して原子力反対の立場に立つことが確認されており、反原発の姿勢がさらに確実なものとなったと言えよう。

## 3. 極右政党と原発

極右政党であるFPÖにとって、ドイツナショナリズムや反ユダヤ主義、既成二大政党や労働組合に対する特権批判などは彼らを強く特徴づける要素である。同時に彼らは、チェコのテメリーン原発に反対する国民請願を2002年に行って反原発を訴えるとともに、ルサンチマンやスラヴ系の移民に対する不安をかき立て、チェコのEU加盟に反対するキャンペーンを行った。FPÖによる隣国の原発への反対は、それぞれの国とオーストリアの間の歴史問題や民族的少数派の問題、EUへの加盟の是非と結びつけて語られている。さらに彼らは、自らが原発に対して厳しい態度をとっていることを強調して、自国の政府や他の政党を批判する際にも隣国に原発が存在する事実を利用している。

## おわりに

オーストリア連邦政府はイギリスやハンガリーの原発について欧州司法裁判所に提訴するなど、明確に反原発の立場にある。現環境大臣は、「ヨーロッパに原子力の居場所があってはならない」とまで述べている。その背景には、1978年の国民投票ののちに制定された原子力禁止法や脱原発政策の憲法への追加（1999年）といった、同国の歩みがあった。チェルノブイリ原発事故以降、連邦政府や各政党は、原発に対して一致して反対の立場を貫いてきた。その中で、極右政党FPÖは反原発の立場を独自に利用してきた。彼らは、ナショナリズムに訴える政策の中で、歴史問題や民族的少数派の問題と関連付けて隣国の原発を批判する主張を展開している。脱原発を望む立場からすれば、オーストリアの原子力政策の形成とその発展は「理想的」であると言えるだろう。しかし一方で、脱原発政策が自国中心主義的なナショナリズムと

結びつけられ、排外主義的な主張として他国を攻撃することに利用されている「道具化」の実態にも注目する必要がある。

#### 参考文献（一部）

Kuchler, Andreas 2012. Zwentendorf (1968-1986). Österreich verweigerte die Inbetriebnahme des Atomkraftwerks. in: Oliver Rathkolb, Richard Hufschmied, Andreas Kuchler, Hannes Leidinger, *Wasserkraft. Elektrizität. Gesellschaft. Kraftwerksprojekte ab 1880 im Spannungsfeld*. (Wien, Kremayr & Scheriau).

Müller, Wolfgang C. 2017. Austria. Rejecting Nuclear Energy - From Party Competition Accident to State Doctrine. in: Wolfgang C. Müller and Paul W. Thurner (ed.), *The Politics of Nuclear Energy in Western Europe*. (Oxford, Oxford University Press).

## アメリカの非暴力的抵抗の歴史と非暴力主義の教育について

立命館大学  
山根和代

キーワード：非暴力主義、平和、人権、教育、博物館

### はじめに

アメリカで平和と人権のために闘った人々の歴史を書いた書籍が出版された。*For the People: A Documentary History of the Struggle for Peace and Justice in the United States* という本だが、これまで学校で教えられることのなかった歴史の本である。生徒や学生がこの本をもとに討論して深めることができるように配慮され、平和教育・人権教育で活用できるであろう。この本では、平和と人権の問題に対処する非暴力的かつ平和的な方法を重視している。この本の紹介と、平和のための博物館での非暴力主義の教育、さらに大学における平和学の授業の中での非暴力主義の教育と学生の反応を取り上げる。

### 1. アメリカの非暴力的抵抗の歴史：For the People

この本は、アメリカの植民地時代からイラク戦争までの歴史における平和と人権のための闘争と努力に関する本である。各章では、主要な歴史の簡単な紹介と、歴史的文書のさまざまな問題について話し合うことができるように、質問が用意されている。平和と人権のための様々な問題に関する写真もある。米国の平和史における最も重要な作品の参考文献リストは、学生や読者がもっと研究するのに役立つであろう。

### 2. 非暴力主義の博物館における教育について

平和教育、人権教育を推進するために、平和のための博物館では展示を行っている。海外の例として、イギリスのブラッドフォードにある平和博物館では、ガンジーの非暴力主義、グリーンナムコモンにおける非暴力的な反核平和運動の展示をしている。またヨーロッパ各地には（ナチスへの）抵抗博物館(resistance museum)がある。市民の非暴力的な闘いが紹介されていて、若い世代に伝えようとしている。

韓国ではノグンリ平和記念館があるが、朝鮮戦争で行われた住民の虐殺事件に対して、ペンでの闘いを行い、現在はノグンリ平和公園、その中にノグンリ平和記念館があり、平和教育・人権教育を行っている。

日本では、沖縄における「ヌチドウ宝の家」という平和資料館がある。そこでは「沖縄のガンジー」と言われた阿波根昌鴻氏の米軍強制土地収収に反対する非暴力的な反基地運動の展示が行われている。子どもや市民が、平和と人権のための非暴力的な運動について学ぶことができるようになっている。

### 3. 平和学における非暴力主義の教育について

大学における平和学のクラスで、映像「21世紀への伝言【非暴力・不服従】ガンジーとキング牧師」(YouTubeにある)を通して非暴力主義の学習をする機会を持った。授業では映像の一部だけ見せ、残りは各自見てもらうようにした。高校である程度学んでいたが、改めて非暴力的な手段で紛争解決をする重要性を学んだという感想が多くあった。例えば、ある学生は次のように書いている。「あの頃の時代では強い＝正義であった。力を持たざるものは従わざるを得ない。そんな時代にあったにも関わらず、非暴力・非服従の精神を掲げこの考えを貫き通し、民衆たちに希望の光を与えたガンジーの業績は計り知れない。ガンジーがいつも言っていたというこの言葉、『我々人間はどこへ行こうとも人々の心に平和と非暴力のタネを蒔き続けることに命を捧げなければいけない。』確かにガンジーによって平和と非暴力の種は我々の心に蒔かれたかもしれない。だが今のこの世界の現状はどうだろうか。世界のあちこちで今でもまだ暴力、服従は起こっている。タネは蒔かれたかもしれないがそれが育たなければ意味がない。私たちが担うべき役割とはまさにこのタネを枯らさずに育てて行くことではないのかと考える。」

### 4. 非暴力主義の教育の課題

“For the People” はアメリカの知られざる歴史を取り上げている。日本にも紹介する価値はあるし、平和教育、人権教育、非暴力主義の教材としても使える可能性がある。日本の歴史の場合も、平和や人権のために非暴力的に闘い努力した人々がいるが、市民や学生が学ぶことができるように工夫が必要であろう。

立命館大学の国際平和ミュージアムでは、戦争に反対した人々に関する展示がある。高知市の平和資料館「草の家」でもそのような展示をしている。もっと他の平和博物館、平和資料館で、日本や海外において平和と人権の問題に非暴力的に取り組んだ人々に関する展示が必要である。

また大学や高校での教育において、教科書に書かれていないが重要な歴史的人物を取り上げることが重要である。



### おわりに

“*For the People*”という本は、英語教育でも使うことができるであろう。その際は、日本の生徒、学生が使えるように編集する必要がある。また重要な人物や事柄は日本語に翻訳して、副読本として使うことも可能であろう。大学ではそのまま使うことができるであろう。

さらに平和のための博物館や歴史博物館で展示をすることによって、学校に通う子どもたちだけでなく、地域の住民も学ぶことが可能になるであろう。“*For the People*”を参考に、日本における知られざる歴史の調査、記録、活用ができることが求められていると思う。その際、アメリカの Peace History Society やその学術誌である *Peace and Change* が参考になるであろう。

### 参考文献

Howlett, Charles & Lieberman, Robbie. Eds. 2009. *For the People: A Documentary History of the Struggle for Peace and Justice in the United States* (Charlotte, NC: Information Age Publishing, INC.).

## ドイツの平和研究と平和教育学の展開

東京経済大学

寺田佳孝

キーワード：ドイツ、政治教育、論争的テーマの学習、平和研究、平和教育学

### はじめに

本発表は、ドイツの政治教育と平和教育学における国際政治のカリキュラムに注目し、生徒が将来、政治・社会問題を主体的に判断し、行動できるようになるために欠かせない教育のあり方を追究するものである。その際、1970年代を中心に同国で発展した平和研究と教育との関係性に注目する。本報告の手順として、はじめにドイツの政治教育の特徴を概観する。その後、70年代のドイツ平和研究の展開について、当時の代表的な研究機関と平和研究の内容を中心に整理する。そのうえで平和研究と教育学、とくに平和教育学とのつながりを中心に分析していく。最後に、今日のドイツの教育状況に触れたうえで、日本の国際政治の学習のあり方について考えてみたい。

### 1. ドイツの政治教育－基本理念と学習原理、関連教科の状況

はじめに、そもそも「政治教育 (Politische Bildung)」とは何だろうか。元来、「政治教育」という言葉の意味内容は非常にあいまいであり、論者によって何が政治教育を意味するのかわかりにくい。そこで、現代ドイツを代表する政治教育学者・ザンダー (Wolfgang Sander) の定義を参照すると、政治教育は、「特定の社会の価値・態度・行動様式を身につけるための『政治的社会化』の過程」であり、学校での歴史・政治の授業を中心に展開される一方、学外の社会教育活動も含まれるものとして理解されている。

そして、現代ドイツの政治教育の特徴としては、「批判性」「論争性」「主体性」「成熟」等のキーワードが挙げられることが多い。ここでは、政治教育の原則として「政治・社会において論争的なテーマを授業内容とし、それを論争的な状態で学習者に提示する」こと、そして「学習者の主体的な政治的判断力、政治的行動力を涵養する」ことが強調されている。

### 2. ドイツ平和研究の成立と政治・社会環境

「平和研究 (Friedensforschung)」という言葉は多様に定義されうるものだが、ここでは1970年代の代表的な平和研究者カイザー (Karl Kaiser) に従い、「平和研究とは、学術的手法を用いて平和な世界とは何か、その創造・回復の条件は何かを探究し、それを実現する方法を追究する学問である」と理解しておきたい。この時期のドイツにおける平和研究の急速な発展は、当時のドイツ国内の政治・社会改革、とくに政治・社会意識の変容を背景とするものであった。こうしたなか、単に国際紛争を分析の対象とするのではなく、南北問題や環境汚染などを抱える政治・経済システムへの反省を促し、従来とは異なる社会のあり方が模索されたのである。

具体的には、1970年代の平和研究の進展は、ドイツ平和・紛争研究協会 (DGFK) に代表される平和研究機関の創設と機能から確認することができる。そして当時の平和研究の内容としては、①冷戦下の国際政治情勢、軍事戦略論の批判的検討、②軍事関連企業や武器輸出と冷戦との関係を分析する経済学・国際経済学に関する研究、③欧米諸国の社会内部に広まる敵イメージやメディアによるイメージと冷戦との関係を分析する社会心理学的研究、の3つを挙げることができる。

### 3. ドイツ平和研究と教育学との接近－批判的平和教育論の成立

実践科学を志向する平和研究にとって自らの研究成果を社会に広めることは重要課題と認識されており、平和教育学者・実践家との連携が目指されることになる。事実、平和研究者たちは、教育雑誌に論考を発表し、平和教育のなかで国内外の政治・社会問題を扱う必要性を提唱していった。こうしたなか、教育学者ヴルフ (Christoph Wulf) によって、「批判的平和教育 (Kritische Friedenserziehung)」が主張された。その特徴は、①学習対象として現実の政治・社会問題（とくに国際関係）の重視、②学習者の批判的分析力・行動力の育成重視、③学習者の主体的な意見形成よりも知識・理論の伝達、批判的理解の優先、の3つを挙げることができる。さらに政治の教育内容についても、ヘッセン州やノルトライン・ヴェストファーレン州などの学習指導要領および教科書に平和研究の研究成果が取り入れられていった。

### おわりに ドイツの平和研究と教育 日本の政治教育・平和教育の課題

現在のドイツ平和研究に目を向けると、1970年代の勢いは見られない。政治教育も、学習者に政治・社会問題について批判的に理解させ、行動を促すよりむしろ、児童生徒が政治・社会やその学説・見解を主体的に判断し、自らの立場で行動できるようになることを目的に掲げようになっている。他方で、平和

研究等の成果が政治の教科書に掲載されるのは珍しくない。

最後に日本に目を向けると、現実の政治・社会問題、とくに国際政治の諸テーマをいかに政治教育、平和教育の学習対象にしていくのが問題となる。その際、「政治教育の中立性」「歴史問題・憲法問題の重視」「論争の取り上げ方」「教員および学習者双方の自由な主張はどこまで認めるべきか」など、考慮すべき点が多い。とくに最後の点はドイツでも繰り返し論争が起きており、非常に難しい課題となっている。

#### 参考文献

拙著『ドイツの外交・安全保障政策の教育－平和研究に基づく新たな批判的観点の探求』風間書房、2014年。

Kaiser, Karl, *Friedensforschung in der Bundesrepublik*, Vandenhoeck u. Ruprecht, 1970.

Wulf, Christoph, Einleitung, in: ders. (Hg.), *Kritische Friedenserziehung*, Suhrkamp, 1973.

日本平和学会 2018 年度秋季研究集会  
平和教育分科会 報告レジュメ

平和教育プロジェクト委員会の成果と理論化に向けて

平和教育プロジェクト委員長  
高部優子

1. はじめに

平和教育について集中的、継続的に学会活動を展開していくために、2014 年に「平和教育プロジェクト委員会」が立ち上げられた。主な意図は学会開催時に、小中高教師等などを含めた学会参加者を対象とし、具体的・実践的な平和教育に関するワークショップ等の提供（学会の知の共有）を企画・運営で、また、研究や他機関との連携も視野に入れていた。（平和学会ニューズレター2014 年 1 号、2 号より）

2. 平和教育プロジェクト委員会の 6 年

(1)21 期

①2014 年 6 月 22 日（神奈川大学）「ワークショップという形態を用いて平和教育につい

て、なんでもできるか、できないか」

②2014 年 11 月 8 日（鹿児島大学）「平和な関係性をつくろう！～新しい平和教育のあり

方を一緒に模索する～」

③2015 年 7 月 19 日（広島大学）「ヒロシマをめぐる＜コンフリクト＞」

④2015 年 11 月 28 日（琉球大学）「平和でゆんたく～沖縄の平和を創る取り組みから 沖

縄平和学習マップを作ろう～」

(2)22 期（Active Citizen 養成講座）

①2016 年 6 月 25 日（東京女子大学）「Active Citizen 養成講座——対話を通じて住みた

い社会をつくる」

②2016 年 10 月 23 日（明星大学）「レイシズムにさよならする方法: 防止マニュアル作りを通じてレイシズムを考える」

③2017 年 7 月 1 日（北海道大学）「ロールプレイを通じて考える、植民地・先住民・同化、そして平和への権利」

④2017 年 11 月 25 日（香川大学）「平和のためのリテラシー」

(3)23 期（トレーナーズトレーニング やり⇔とり力を育てる）

①2018 年 6 月 23 日（東京大学）「トレーナーズトレーニング やり⇔とり力

を育てる：『国家・祖国・ネーション』をめぐって」[ 授業に使えるパッケージ ]

#### (4)学会外での活動

##### 3. 平和教育への平和学的アプローチ

村上は、平和教育への研究アプローチとして、教育学的アプローチ、社会学的アプローチ、平和学的アプローチの三つを挙げている。教育学的アプローチは、従来行われてきた研究で、「平和教育はいかにあるべきかの理念と、どのように実践すればよいのかの手段や方法を提示しよう」とし、社会学的アプローチは、村上の研究に代表されるように、「平和教育が社会的事実としていかにあるかの実態や、平和教育の展開過程にどのような因果関係が働いているかの法則を説明し」、平和学的アプローチは、「平和教育が、平和な社会の形成に対して、どのように貢献することができるのかの方法を提示しようとする」「教育を通じて平和な社会を形成する方法を明らかにするとともに、その方法により平和的關係を実際に作り出し、平和教育の成果を示すことを目指す」

村上登司文 [2009], 『戦後日本の平和教育の社会学的研究』学術出版会。15-17 頁

##### 4. 平和教育プロジェクト委員会の実践の理論化に向けての始めの一步

・包括的平和教育（平和の文化）／豊かで膨大な実践、研究が積み重ねられてきた日本の伝

統的な平和教育／人権教育、国際理解教育、開発教育など隣接教育／ワークショップ／ア

クティブラーニング

・ワークショップ後の「客観評価」「改善」「振り返り」

・学校教育における小中学校の道徳、高校の公共での活用、また学校や地域で平和教育を推

進する平和のための博物館（歴史博物館や美術館、平和センターなどを含む）、平和資料

館での活用

## トモダチ作戦 もうひとつのフクシマ 空母レーガン乗組員の被曝裁判

田井中 雅人

(朝日新聞・核と人類取材センター記者)

キーワード：福島第1原発事故、日米同盟、トモダチ作戦、内部被曝、UNSCEAR

### はじめに

2011年3月の福島第1原発事故直後から約1カ月、東北沖に展開した米海軍の原子力空母「ロナルド・レーガン」などで救援活動「トモダチ作戦」にあたった元乗組員らが、がんや白血病などさまざまな健康被害を訴えて、米国の裁判所で争っている。当時、東北の被災地に支援の手を差し伸べた彼らは「日米同盟の絆」の象徴であると英雄視されたが、いまでは日米両政府から見捨てられている。なぜなのか。

### 1. 漂流するトモダチ (田井中・ツジモト 2018)

2012年末に甲状腺障害などを訴えるレーガンの元乗組員ら8人が「福島第1原発を運転する東京電力が十分な情報を出さなかったため、危険なレベルまで被曝させられた」として米カリフォルニア州サンディエゴの連邦地裁に提訴。東電のほか、ゼネラル・エレクトリック (GE) やエバスコ、東芝、日立といった原発メーカーをも相手取り、医療基金の設立などを求めている。原告らは、原発事故による高レベルの放射性プルームにさらされた外部被曝のほか、空母内で海水を脱塩した水 (脱塩蒸留水) を飲んだりシャワーを浴びたりしたことによる内部 (体内) 被曝の可能性も訴えている。だが、軍医らは「放射線との因果関係はない」と口をそろえ、国防総省が2014年6月に連邦議会に提出した報告書は「トモダチ作戦でレーガン乗組員らが浴びた推定被曝線量は極めて少なく、健康被害が出るとは考えられない」と結論づけた。

国防総省報告書がレーガン乗組員らの被曝と健康被害との因果関係を否定した主な論拠は、国連放射線影響科学委員会 (UNSCEAR) などが示す「潜伏期間」の考え方である。放射線由来の白血病の最低潜伏期間は2年、固形がんは5年。報告書によれば、約5千人のレーガン乗組員のうち放射線由来の病気とみられるのは3人だけ。彼らの発症は「潜伏期間」より早かったので、トモダチ作戦以前に病気のプロセスが始まっていたことを示唆しているとの論法だ。しかし、「潜伏期間」を過ぎたあとの報告はない。実際、2017年末までに400人を超えた原告のうち、死者9人、がん発症者は23人に増えている。

### 2. 初期被曝の衝撃と内部被曝の軽視

レーガン乗組員らが被曝したこと自体は国防総省も認めているが、報告書によると、トモダチ作戦に従事した期間 (60日換算) の推定平均被曝線量は、全身が8ミリレム (0.08ミリシーベルト)、甲状腺は110ミリレム (1.1ミリシーベルト)。「これほどの低線量の被曝によって、がんなどの健康被害が生じるとは信じがたい」と結論づけている。しかし、原発事故当初のベント作業などによる高レベルのプルームの風下に入った空母レーガンは、極めて強い放射線にさらされており、甲板要員らは口の中で「アルミニウムや銅貨のような金属の味」を感じ、まもなく下痢などの症状に見舞われたと証言している。山田國廣はこれを典型的な「初期被曝の構図」とみる (山田 2017: 57) ほか、矢ヶ崎克馬は「放射性プルームの吸引内部被曝」を指摘し、国防総省報告書について「問題は、吸収線量で考えなければならないのに、照射線量で表していること。原爆被爆者やチェルノブイリ原発事故被害者と同様に、切り捨て論で片付けられている」と批判する (田井中・ツジモト 2018: 140)。原発事故により、海水も相当汚染されていたとみられ、空母の海水蒸留設備では除去できないトリチウムなどの放射性物質を、乗組員らが経口摂取して内部被曝した可能性も指摘される。さらに、レーガン艦内には乗組員約5千人全員分の被曝を抑えるためのヨウ素剤を備えていたが、被災地におもむく一部の航空要員らにしか配布されず、しかも、そのことを隠蔽するために、「配布された」とする虚偽の書類に署名を強要されたとの複数の乗組員証言もある。

### 3. トモダチ作戦の表と裏

では、乗組員らの健康をそこまでリスクにさらしながら展開されたトモダチ作戦とは何だったのか。そのネーミングが示唆する通り、当時の日本の民主党政権下で、ぎくしゃくしていた日米関係を立て直す意図が米側にあったことは間違いない。当時のケビン・メア国務省日本部長が「沖縄の人々は、ゆずりの名人」と発言したとされ、沖縄の米海兵隊不要論が声高に語られるなか、東日本大震災発生を受けて、在沖縄海兵隊は震災で孤立した気仙沼沖の離島・大島に駆けつけ、その有用性を見せつけた。空母レーガンを中心に米軍と自衛隊がかつてない規模の連携をしながら東北の被災地への人道支援を展開し、「日米同盟の

絆」をアピールした。2015年4月に米議会で演説した安倍晋三首相は、改めてトモダチ作戦に触れて「希望を与えてくれた」と米側への謝意を示し、大規模除染作業を終えたとされる空母レーガンは同年10月に横須賀基地に配備された。日本外務省は「トモダチ作戦に従事した船であり、歓迎する」との声明を出した。2017年11月に初来日したドナルド・トランプ大統領も横田基地で演説し、「トモダチ作戦は米国史上最大の人道支援任務であり、何千人もの日本人の命を救った」とたたえた。日米両政府は連携してトモダチ作戦によって日米同盟の絆が深まったと盛んにアピールしながら、その作戦によって苦境に置かれている米国のトモダチのことには一切触れない。

こうした人道支援の成果が表舞台で語られる裏で、もうひとつのトモダチ作戦も進められている。国防総省報告書によると、ワシントンDCでは、国防総省と退役軍人省が連携して「トモダチ作戦記録」データベースを開設した。1万7千人のトモダチ作戦にあたった兵士のほか、当時、在日米軍基地などにいた米軍人・軍属らも合わせて7万5千人以上の推計被曝線量について「信頼できる歴史記録」をつくるのが目的だとし、原爆開発の「マンハッタン計画」をルーツとする陸軍放射線研究所が包括的な報告書作成にあたる。石井康敬は「トモダチ作戦の二面性」を指摘し、米軍の放射線部隊が日本国内に大規模に展開して各地で放射線測定を行い、核テロ・原発事故への対応を記した危機管理マニュアルを実践に映した希なケースだったと分析する（石井 2017）。

#### 4. 「核の桃源郷」を維持する「行政的手段」

マンハッタン計画から始まったとされる核時代。戦争に勝つためには放射線被曝のリスクは許容できるものだという考え方が、1950年代の米ソ冷戦期に確立し、核開発による被曝の人体への影響は軽視されてきた。そして、なお米国は、核施設へのテロや原発事故に備えて被曝データをせっせと収集し続けていることが、トモダチ作戦によって明らかになった。

国防総省がトモダチ作戦による被曝と健康被害の因果関係を否定する論拠としたUNSCEARは、1955年に発足。その前年のビキニ水爆被災後に、米原子力委員会の科学者らによって設立された経緯がある。放射性降下物の人体への影響、とりわけ内部被曝の影響について研究を進める一方で、公式発表の中では、その影響を軽視した言説を繰り返していた。UNSCEARについて、高橋博子は「その歴史的経緯を見ても、米ソ冷戦の中での核開発史と密接に関連しており、少なくとも被ばくした人々を救済するための国際機関ではない」と断じ、「国際的科学の知見」を演出する一つの「冷戦科学」装置として機能していると指摘する（高橋 2018）。中川保雄は「今日の放射線被曝防護の基準とは、核・原子力開発のためにヒバクを強制する側が、それを強制される側に、ヒバクがやむをえないもので、我慢して受忍すべきものと思わせるために、科学的装いを凝らして作った社会的基準であり、原子力開発の推進策を政治的・経済的に支える行政的手段なのである」としている（中川 2011：225）。

米国のマンハッタン計画の拠点ハンフォードと、旧ソ連の秘密核開発都市だったマヤークの労働者らを研究した歴史学者ケイト・ブラウンは、貧しかったはずの工場労働者に中流意識を持たせ、核兵器開発により被曝しても、国への忠誠心を持ち続ける労働者らの「核の桃源郷（ブルートピア）」（Brown 2013）が生まれたと分析。「米ソ冷戦は終わったが、マンハッタン計画から続く核時代は終わっていない」と指摘する。ハンフォードのような国策依存構造が、米国のGE製原発を受け入れた福島などにも植え付けられ、2020年の東京オリンピック誘致において、原発事故の影響は「アンダーコントロール」（安倍首相）だとウソをついた日本政府が、避難住民らの福島への帰還政策を進め、放射線の危険性を見えなくする広報戦略が続いているとみる（田井中 2017：182-192）。

#### おわりに

トモダチ作戦に従事したために健康を害したと訴えるレーガン乗組員ら。何の保障もないまま軍を追われ、医療保険もなく、わらにもすがる思いで訴訟に加わる人が増え続けている。米国での本格審理が近く始まるとみられるが、病身の彼らは、けなげにも「自分たちの訴訟が先例になって、やはり十分に救済されていないというフクシマの人たちの傘になりたい」と言う。不都合なデータをアンダーコントロールして、トモダチを使い捨てる。彼らの訴えは、ヒバクとニチベイドウメイの本質をも問うている。

#### 参考文献

田井中雅人、エイミ・ツジモト『漂流するトモダチ アメリカの被ばく裁判』朝日新聞出版、2018年。

山田國廣『初期被曝の衝撃—その被害と全貌』風媒社、2017年。

石井康敬『フクシマは核戦争の訓練場にされた』旬報社、2017年。

高橋博子『UNSCEARの源流：米ソ冷戦と米原子力委員会』岩波書店・科学、2018年9月。

中川保雄『増補 放射線被曝の歴史 アメリカ原爆開発から福島原発事故まで』明石書店、2011年。

田井中雅人『核に縛られる日本』角川新書、2017年。

The Office of the Assistant Secretary of Defense for Health Affairs June 2014, *Final Report to the Congressional Defense Committees in Response to the Joint Explanatory Statement Accompanying the Department of Defense Appropriations Act, 2014, page 90, "Radiation Exposure"*.

Operation Tomodachi Registry, Dose Assessment and Recording Working Group April 2014,

*TECHNICAL REPORT, Radiation Dose Assessments for Fleet-Based Individuals in Operation Tomodachi, Revision 1.*  
Brown, Kate 2013. *Plutopia: Nuclear Families, Atomic Cities, and The Great Soviet and American Plutonium Disasters* (Oxford University Press).



## 陸上イージスは核ミサイルを撃墜できるか

### ——「惑星規模の被爆」の危険を考える

「核の時代は、すべてを変えてしまったが、人々の考え方だけは昔のままだ。

ここに最大の危険がある」(アルバート・アインシュタイン、1946年4月)

藤岡 惇 (立命館大学授業担当講師・名誉教授)

キーワード：核ミサイル防衛、陸上イージス、宇宙からの核攻撃、惑星規模の被爆、朝鮮戦争の終結

### 核ミサイル防衛は可能か——3度目の挑戦

ミサイル防衛(以下MDと略)の「ミサイル」とは、「通常弾頭ミサイル」であり、MDとは、通常弾頭ミサイルやロケット砲弾を撃ち落とすものと思われている人が多い。しかし東アジア地域において米国が想定しているターゲットは、中国・ロシア・北朝鮮の核ミサイル。MDが発動された場合、実際には、「核ミサイル」がターゲットとなる可能性が高い。

敵の核ミサイルを100%撃墜できるとなれば、核戦争となっても、一方勝ちができる。「核戦争には勝者はいない、当事者はすべて敗者となり、共滅してしまう」というのがMAD(相互確証破壊)の想定だが、核MDが完成するならば、無傷で勝ち残れる。核MDを完成させ、MADの悪夢から解放されること——これこそが核戦略家たちが抱いた夢であり、目標であった。

核MDの完成を目指し、集中的な努力が行われた時期が、過去に3回あった。

1回目が1950年代からABM(弾道弾迎撃ミサイル禁止)条約が成立する1968年までの時期。この間、敵の核ミサイルや核爆撃機を撃墜、失速、マヒさせるための努力が続いた。沖縄では、嘉手納にあった核弾薬庫をソ連の核ミサイルや爆撃機による攻撃から守るため、周辺8か所にMD施設が作られた。迎撃ミサイル(ナイキ・ハーキュリーズ)の命中精度が低かったため、核の搭載が決められた。敵ミサイルに命中しなかったとしても、近くで核爆発を起こせば、放射線・電磁パルスなどのパワーで、失速・墜落させられるかもしれないからだ。

この点の確認のために1958年8月27日—9月6日に、南アフリカ沖の宇宙空間で核爆発実験が3度行われた(アーガス作戦)。その結果、放射能の煙幕

程度では敵ミサイルを阻止することは難しいだけでなく、宇宙で核爆発を起こせば、地上施設や宇宙衛星にさまざまな悪影響が及ぶことが分かってきた。60年代後半に入ると、核MDの不可能性を米ソともに承認し、核MDが放棄された。

2回目は、1983年—92年のSDI（戦略防衛構想）の実践期だ。当時のレーガン政権は、核MDのアイデアを再び追求し、宇宙衛星に核起動のレーザー発射装置を付けて、ソ連の核ミサイルを撃墜しようとした（ウィリアム・ブロード『SDIゲーム—スーパースター・ウォーズの若き創造主たち』江畑謙介訳, 光文社。経済優先度評議会『SDI—スーパースターウォーズの経済学』藤岡 惇ほか訳, ミネルヴァ書房）。しかし、宇宙からの核MDは、技術的に不確実なだけでなく、天文学的な費用がかかることが分かり、暗礁に乗り上げた。ソ連の崩壊もあり、1992年に核MDの試みは放棄された。

それから25年を経て、核MDの配備めざして、3回目の挑戦が始まった。ロシアの西隣のルーマニアには2017年に陸上イージス基地が稼働し、今秋にはポーランドに別の陸上イージス基地が稼働する。そしてロシア・中国の東隣の日本に、2つの陸上イージス基地の建設が日程に上ってきたわけだ。

## 現下の焦点——日本本土への陸上イージスの是非

冷戦後の世界では、多国籍企業により「グローバル・バリュー・チェーン」が築かれ、経済のグローバル化の新しい段階が始まったが、その用心棒の役割を果たすべく、天空に「プラネッタリー・ミリタリー・チェーン」が築かれた。経済のグローバル化（地球化）と符節をあわせ、軍事力の面では一段と高次元のプラネット化（惑星化）が推進され、「宇宙ベースのネットワーク中心型戦争」システムが築かれた。この新型戦争システムの防衛こそが現下のMDの目的となる。

2017年4月末に米国は、韓国に高高度迎撃（サード）ミサイルを配備した。サードとは、40～150キロの高度で敵ミサイルを破壊し、撃墜するタイプのミサイルである。

同年12月19日には米国側の働きかけを受け、安倍政権は、秋田県と山口県の陸上自衛隊用地内に2つの陸上イージス基地を建設し、SM3（ブロック2A）という迎撃ミサイルを配備することを決めた。

米国は、何のために韓国にサードを配備し、日本には陸上イージスの建設を求めたのか。北朝鮮だけでなく、中国・ロシアの核ミサイルも、米国の戦争システムの中核（グアム、ハワイ、米国本土・宇宙）に狙いを定めている。これらの核ミサイルが米国の戦争システムの中核に届く前に、撃墜させることで、たとえば核戦争になっても、有利に戦いを進めるためにほかならない。日本上空を通過する

段階では、核ミサイル（核再突入体）はすでに 200 キロ以上の高度に達しているので、サードでは間尺にあわないのだ。

米国の戦争システムを中国・ロシア、北朝鮮の「報復攻撃」から守ることが陸上イージスの使命となろう。しかし敵の核ミサイルを日本列島のはるか上の天空で迎撃し、撃墜することなどできるのか。ここでは北朝鮮との核対決のばあいに絞って、考えてみよう。

核ミサイルを放棄しない北朝鮮側の核施設や首脳部の隠れ家に対して、まず米国側が奇襲の「首切り」攻撃を敢行し、これをきっかけに朝鮮戦争の再開に至るというのが、核開戦に至る最有力のシナリオであった。当然、先制攻撃された北朝鮮は、核ミサイルの応射で対抗しようとするだろう。SM3を用いると、北の核ミサイルを撃墜できるのか。陸上イージスを築いたとしても、同時連射、深海からの発射、攻撃ミサイルの高速化や巡航化、多数の囷弾頭の放出など、色々な対抗策があるし、過去の迎撃実験の実績から判断する限り、撃墜できる可能性は低いことは明らかなだが、ここでは、ほとんど議論されてこなかった2つ対抗策について、説明しておきたい。

### 迎撃ミサイルが近づいた時点での自爆——天空からの核の雷撃

迎撃ミサイルの接近を感知したら、ただちに爆発を起こせる感応装置、いわゆる「近接信管」を核ミサイルに搭載しておけばよい。核反応は化学反応の数千倍の速さで進み、わずか百万分の1秒で終わる。強力な水素爆弾のばあい、5段階の核反応が必要だが、所要時間は10万分の1秒程度だと推定される（「北朝鮮の核開発どこまで」『朝日新聞』2017年9月7日）。

北朝鮮の核ミサイルは秒速4キロで飛ぶとし、これに正面衝突する勢いでSM3が秒速5キロで近づくとしよう。両者は1秒につき9キロメートルの速度で接近し、あと1メートルで衝突という時点で、北のミサイルがSM3の接近を感知し、核爆発が始まったとしよう。10万分の1秒が核爆発の所要時間だから、わずか9センチメートル近づいた時点で、核爆発は終わってしまう。SM3が核ミサイルを追尾する形となれば、1センチメートルも追いつけない間に、核爆発は終わってしまうだろう。

SM3が核ミサイルに接近できたとしても、核ミサイルは突如「妖龍」に変身し、天空から「核の雷撃」を下す公算が大なのである。核自爆が起こるのは、日本上空100キロから1000キロ程度の空域であろう。このような低い高度で核爆発が起これば、気体分子の電離が起これ、電磁パルスが発生し、地上の電気回線に深刻な障害が発生する可能性がある（藤岡 惇「陸上イージスは核ミサイルを撃墜できるか——天空で核爆発がおこり、日本を襲う公算」『アジェンダー未来への課題』2018年春号、71-73頁）。

## 標的変更——「裸の王様」を狙え

巨費を投じて、核MDの壁を築いたとしても、敵は攻撃する標的を地上から天空に変更し、地上から2万キロの高度で核爆発を起こすことが考えられる。2万キロの高度には「裸の王様」のGPS衛星編隊が無防備なままで回っている。この高度で核爆発が起これば、GPS衛星の働きはマヒし、米国の戦争システムのみならず、経済システムの根幹が止まってしまう。不用意に核MDを進めた場合、このような副作用を招く恐れがある。

## 宇宙での核爆発の産物——「宇宙規模の被爆者」の発生

天空で核爆発が起これば、どうなるのだろうか。地表から21キロから400キロの高度で、米国は、1958年に5回の核実験を行った。部分核停条約で大気圏内と宇宙（高度100キロ以上）での核実験が禁止される直前の1962年になると、ジョンストン島上空の高層で9回の核実験（フィッシュボール作戦）を行なった。9回のうち成功したのは3回であったが、とくに7月9日、400キロ上空で1.4メガトンの核爆発を起こしたスターフィッシュ・プライム実験は、本格的な宇宙での核実験であった。400キロ上空ではほとんど大気がないため、爆発音も爆風も火災も起こらない。核爆発のエネルギーはもっぱら放射線と熱線、電磁パルスに姿を変えて、光速で周辺に広がり、その影響は数万キロ先まで届くことがわかった。その結果、水平線上に「赤い人工オーロラ」が発生し、ハワイ諸島全体に停電を引き起こしただけでなく、その後7カ月の間に、7基の衛星が機能を停止した。

また核爆発の後に発生する大量の荷電粒子が、宇宙空間に「高エネルギー粒子の雲」を形成し、地磁気の力を受けて、「強烈な放射線帯」（人工のヴァン・アレン帯）を形成すること、宇宙衛星がこの放射線帯を通過するにつれて、衛星機器が故障することも分かってきた。このような放射線帯は、いったん形成されると、数ヶ月は持続し、宇宙衛星を次々とダウンさせる（D. G. デュボン「ハイテク社会を揺るがす宇宙からの核攻撃」『日経サイエンス』2004年10月号、96頁。Daniel G. Dupont, Nuclear Explosions in Orbit, Scientific American, June 2004）。

爆発の時点では死傷者も建物の破壊も発生しないが、電磁パルスによる大電流が送電線に入り込み、変電施設などは次々と焼け落ちた状態となり、スマートフォンやパソコンなどにも大電流が入り込み、破壊されてしまう。「核の冬」ならぬ「核のブラックアウト」（電力網の全系崩壊）の発生だ（永田和男「高度上空の核爆発で起こる『電気がない世界』の恐怖」“YOMIURI ONLINE”2017年5月

24日付)。2004年の議会報告書によると、復旧までに数年を要し、家庭の電気冷蔵庫は使えず、冷凍食品は腐敗し、衛生確保が困難となることから飢餓と疫病がまん延し、米国などの電力依存度の高い社会では、相当数の死亡者が発生する可能性があるという（Report of the Commission to Assess the Threat to the United States from Electromagnetic Pulse(EMP) Attack, Vol.1,2004、陸上自衛隊化学学校長を歴任した鬼塚隆志「高高度電磁パルス（HEMP）攻撃の脅威」『CISTEC Journal』166号、2016年11月、133頁）。

### 軍産複合体と「核仕様」経済の落とし穴

秋田・山口の陸上イージス施設2か所の設置費用は、維持運営費も含めると4664億円となると防衛省筋は予測している（『朝日新聞』2018年7月31日）。

核軍拡競争の75年間の歴史は、核戦争となれば、戦力的にもコスト面でも、攻撃側のほうが防衛側よりも圧倒的に有利だということを証明した。核MDの第3段階でも恐らく、このトレンドは貫徹する可能性が高い。多少とも有効な核MDの壁を構築するには、結局のところ、味方の宇宙衛星に小型原子炉を搭載し、X線レーザーで敵ミサイル（再突入体）を照射・破壊するか、敵ミサイルを打ち上げ前（ないし直後）に先制攻撃・破壊する以外にはないだろう。宇宙衛星の武装と交戦、宇宙戦争の準備が不可欠となるだろうし、天文学的な費用が必要なことは容易に想像できる。日本の参戦には、憲法9条の改正が必須となろう。

「核仕様」（ニューク・スペック）経済というのは、通常の非核経済と根本的に異なる。核戦争下で生き残るためにどれだけのコストが必要なのか。いまだ宇宙規模の全面核戦争を体験したことがないので、社会的に必要労働量の計測は不可能に近い。「宇宙の火」を人知の世界に包摂することの無理が露呈せざるをえない。

①核ミサイルと通常弾頭ミサイルとの間には決定的な違いがあることを見抜くこと、②宇宙規模の核戦争から米国本土の「戦争システム」を守る「ついたて」に日本がなる可能性が高いこと、③日本に住む人々が米国の「ついたて」として、「グローバル被爆者」ならぬ「惑星規模の被爆者」（プラネタリー被爆者）となる危険に直面していることに気づくこと、④「核交戦には勝者はいない、共滅あるのみ」という真実の直視から、私たちの行動を組み立てる必要があるように思われる。

### 軍産複合体を孤立させ、朝鮮戦争を終結させ、非核の北東アジアを創る

昨年末の段階で、北側は、核抑止力の確立を宣言し、これ以上の核ミサイル開発に巨費を投じることを中断すると声明し、18年初めの宣言では、北の体制の存続保証と朝鮮戦争の終結という北側の主張を米国側が認めることを条件に、核ミサイルの段階的放棄、朝鮮半島の非核化推進の意思を表明するに至った。この北側の政策転換の基盤には、①核抑止力を確立し、半島ではMAD状態を作り出したこと、②半島の紛争の根源には、朝鮮戦争の終結に反対してき

た米国側の戦略があることを多数の韓国民が見抜いていることへの信頼、③何度もキャンドル集会を行い、保守政権を非暴力で退陣させた、韓国民衆の平和創造の力量にたいする瞠目があったように思われる。

朝鮮戦争の終結を拒否し、北の体制を崩壊させるまで戦うとしてきた米国側の伝統的な方針をトランプ大統領は、なぜに踏襲せず、路線転換をしたのか。トランプは、元来、軍産複合体との関わりの薄い人物。こどものような「イノセント・アイズ」をもって事態を見たとき、北の政権の転覆をやめ、朝鮮戦争の終結に踏み切るならば、朝鮮半島の緊張の根源がなくなるという真実を見いだしたのであろう。軍産複合体を孤立させ、「冷戦の残滓」を一掃できるチャンスが訪れている。

〈滅びゆく民族〉—学問という植民地政策

苫小牧駒澤大学

植木哲也

キーワード：アイヌ、和人、札幌農学校、植民学、先住民族、北海道、開拓、

はじめに

日本人として最初にアイヌ頭骨研究を行なった小金井良精（帝国大学医科大学）は、アイヌ民族を「一種の退廃人種」と形容し、滅亡の運命にあると述べた（小金井 1889）。同様な発言は、日本学術振興会の事業として大量に遺骨を掘り出した児玉作左衛門にも、あるいは自分のアイヌ語研究を「落穂ひろい」と形容した金田一京助にも見られる。

研究者たちは「滅びゆく民族」という常套句を利用してアイヌ研究の意義を強調した。それにとどまらず、研究を通して、アイヌ民族を実際に滅ぼすことにも加担してきた。

1. 植民学

明治政府が北海道開拓の人材養成のために東京に設置した開拓使仮学校は、札幌に移り札幌農学校となる。1887年に実学重視に改められた同校のカリキュラムに「植民学」が盛り込まれた。授業を担当した佐藤昌介（札幌農学校校長、北海道帝国大学初代総長）は、海外へ人々が入植する「外国殖民」に加えて、国内の人口移動によって農業の適正化を図る「内国殖民」の重要性を唱えた。

この議論は、プロシアで内国植民政策を学んだ高岡熊雄によって補強される。高岡によれば、プロシアの内国植民政策には、①政府が土地を農民に分配し中小規模自作農家を育成する社会政策と、②かつてポーランド領だった土地をドイツ人に分配する民族政策の側面がある。植民政策とは、先住者の「撲滅」を図り入植地のドイツ化を図る政策だった（高岡 1906）。

2. 明治政府の政策

高岡は、日本における大和民族の北海道侵出も内国植民の一例にほかならないと考えた（Takaoka 1904）。

実際、明治政府は 1869 年に開拓使を設置し北海道の本格的開拓に乗り出すと、1871 年の戸籍法によりアイヌを日本国民とみなし、伝統的風習を禁じて和人への同化を図った。さらに、1872 年の地所規則に始まる一連の土地政策で、アイヌが利用していた土地を官有地に組み込み、その後入植者たちに払い下げた。

プロシアと同様に、土地を和人に分配し、アイヌ民族の「撲滅」を図る政策だったのである。

3. 「植民」から「開拓」へ

「内地」からの入植者の増大によって、アイヌは経済的・政治的に無視しうるものと考えられるようになる。先住民族が消滅すれば民族政策は不要であり、植民政策も終了する。

高岡の学生で後に北海道帝国大学の植民学講座教授となった高倉新一郎は、『北海道拓殖史』（高倉 1947）に北海道「開拓」の歴史をまとめた。開拓は「自然との闘い」であり、開拓者たちは「未開の大地」を伐り拓いたとされ、「開拓者の大地」にもはや先住民族は認められなかった。

1968 年の「北海道 100 年」は、「開拓に挺身された人びと」のための祝賀行事だった。

4. 社会政策としてのアイヌ政策

しかし、「滅びゆく民族」の悲劇的結末を防ぐために「人道的」政策が必要とされた。高岡熊雄によれば、1899 年の北海道旧土人保護法こそ、この方策に他ならない。高倉新一郎も、この法律をもって植民政策は終了し、社会政策に移行したと考えた。「母国社会に吸収した」が開拓に残されつつある「旧土人」を、「日本人」として育てるための社会的救済策だというのである（高倉 1942）。

この観点は現在にも引き継がれている。日本政府のアイヌ政策推進作業部会の部会長を務める常本照樹（北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）は、先住民族としての自治権や土地の権利ではなく、あくまでも文化の振興を支援するという方針を掲げている（常本 2011）。個人としてのアイヌは存在しても、権利主体としての民族はすでに滅びた、というのである。

現在の政策もまた、植民学の延長線上で、民族の「撲滅」を土台にして、実行に移されようとしているのである。

おわりに

社会政策としてのアイヌ政策は、開拓や社会の進歩に取り残された「みじめな」人びとへの恩恵として施される。一方、民族政策は奪われた権利の回復にほかならない。当然、現代は後者の意味での先住民族

政策が求められている。しかしながら、「学問」は依然として古くからの途を歩み続けているのである。

#### 資 料

小金井良精 1889:「アイノ衣食住及び運命に就て」『大日本私立衛生会雑誌』、〈小金井良精『人類学研究』大岡山書店（1928 年）に収録〉

Takaoka Kumao 1904: *Die innere Kolonisation Japans*, Verlag von Duncker & Hmblot, Leipzig.

高岡熊雄 1906:『普魯西内国殖民制度』台湾日日新報社

高倉新一郎 1942:『アイヌ政策史』日本評論社

高倉新一郎 1947:『北海道拓殖史』柏葉書院、〈復刻版、北海道大学図書刊行会、1979 年〉

高倉新一郎 1966:『アイヌ研究』北海道大学生協同組合

常本照樹 2011:「アイヌ民族と「日本型」先住民族政策」『学術の動向』2011 年 9 月号、79-8



日本平和学会 2018 年度秋期研究集会  
日本帝国主義と琉球—脱植民地化としての遺骨返還運動  
龍谷大学経済学部  
松島泰勝(matusima@econ.ryukoku.ac.jp)

キーワード：百按司墓琉球人遺骨、日本帝国主義、学知の植民地主義、自己決定権、脱植民地化

## はじめに

日本の植民地としての琉球。1850 年代、琉球国はアメリカ、フランス、オランダとそれぞれ修好条約を締結。現在、条約原本は外交資料館が保管。琉球国は、清国の朝貢冊封国であった朝鮮王朝（現在の韓国、北朝鮮）や安南国（現在のベトナム）、シャム国（現在のタイ国）等と同様な政治的地位。琉球併合：1879 年、日本政府の軍隊、警察による琉球国の滅亡。

日本帝国主義の形成：アイヌモシリの植民地化（「北海道」1869 年命名）、琉球併合（「沖縄県」1879 年命名）、台湾の植民地化、日韓併合、「満州国」という植民地、ミクロネシア諸島の植民地化・・・

サンフランシスコ講和条約第 3 条（琉球の信託統治領化）の不履行⇒ミクロネシア諸島は米国の戦略的信託統治領となり、国連信託統治理事会の監視下で住民投票を行い、自由連合国、米国領を選択。沖縄返還協定は琉球政府を排除した、日米両政府の密約に基づく。国連監視下での住民投票による新たな政治的地位の獲得という脱植民地化プロセスが認められない。琉球国を滅亡させた琉球併合、「捨て石作戦」の沖縄戦、在日米軍基地のヤマトから琉球への移設・固定化、米軍統治、基地による犠牲等に対して、日本政府は謝罪、賠償を行わず、新基地建設という新たな植民地政策を実施。

琉球に関して日本の帝国主義、植民地主義は未清算。琉球の政治的地位は未決定状態。「復帰」は元場所に戻る。日本は琉球にとって祖国ではない。

## 1. 日本帝国主義下における遺骨盗掘問題

京都帝大助教授の金関丈夫は、1928 年、29 年に琉球人遺骨を今帰仁村の百按司墓から持ち出した。盗掘した遺骨を「人骨標本」として京都帝大に 26 体(男性 15、女性 11)、台北帝大に 33 体(男性 19 体、女性 14 体)寄贈。百按司墓琉球人遺骨の持ち出しは、門中関係者、地域住民等の了解を得たものではない。琉球併合後、警察を含む行政、教育関係の上層部の大部分を日本人が専有し、皇民化教育等の同化政策が実施された植民地体制下における盗掘。「学のある琉球人」による盗掘・調査協力という植民地主義問題。島袋源一郎、伊波普猷等。日琉同祖論と人類学調査。

その他の調査：第一中学校 105 人、女子師範学校の生徒 113 人の手掌紋を採集。女子師範学校生徒の体臭調査。中城城趾の洞において遺骨収集。洞にあった甕棺内には女性骨、小児骨が合葬。「道光 3、11 月、父比嘉」の墨書。その他の遺骨も収集。赤面原（あかちばる）で行路病屍の遺骨収集。瀬長島の自然洞内遺骨を収集。瀬長島、中城城、百按司墓等から金関が盗掘した遺骨は琉球の風葬によって葬られたのであり、金関が考える「無縁塚」ではなかった。

1936 年、金関は台北帝大医学部教授に就任。同年 7 月、霧社におい発掘を行い、タ

イタル人遺骨 100 体余りを採集。漢民族の「廃墓」等から多数の遺骨を収集。1938 年に台中州霧社および内横屏のタイヤル、39 年に阿里山のツォー、そして新竹州ガラワン社等のサイセット、高雄州ライ社のパイワンにおいて生態調査を実施。霧社事件(1930 年)のリーダーであったモーナ・ルダオの遺体も金関によって台北帝国大学に運ばれた。同遺骨は戦後、国立台湾大学に引き続き保管されていたが、1973 年、霧社にルダオの遺体が返還され、副葬品とともに棺桶に収めて埋葬。

1950 年、金関は九州大学教授に就任。1954 年に波照間島住民の生体計測、55 年に与論島住民の生体計測、人骨調査、考古学的調査。1956 年、喜界島で生体計測、沖永良部島で人骨を採集。

金関は自らの研究を「人種学」と称しており、「人種学」の知識によって人類集団の生物学的繁栄に貢献できるとともに、優生学の根拠を提供することが可能であると考えていた。金関が考える「人種学」とは、人類の地方的集団を自然科学的、生物学的に考察し、その集団の特質を明らかにする研究。「ナチスが北欧種の純血を護ろうと云うのは當然のことで云わなければならない。且つ、これは種族の優秀性を確保する上に必要な手段であるのみならず国家の統一の上に最も有効な方法でもある」(金関丈夫「皇民化と人種の問題」『台湾時報』1941 年 1 月号)

日本帝国主義の拡大とともに「清野コレクション」が増加。特に 1928 年以降、「満州古代人骨」「琉球人骨」が増加。清野も東亜考古学会支援の下、中国「満州」において石器時代から漢時代の遺骨を盗掘。

1903 年の「人類館」、1907 年の「東京勸業博覧会」、1912 年の「明治記念博覧会」等の企画を担当したのは形質人類学者の坪井正五郎(東京帝国大学教授)。1903 年、大阪の天王寺で開催された第 5 回内国勸業博覧会において、「学術人類会」が設けられた。琉球民族、アイヌ民族、台湾原住民族、インド人等の諸民族が「展示」された。当時の琉球の新聞は、他の被差別者を差別し、自らを帝国臣民として措定する同化主義の立場から人類館を批判。現在の「土人、シナ人」発言というヘイトスピーチに対して、琉球人であることの自信、自尊心、人権意識に基づいて批判。

鳥居龍蔵(東京帝国大学教授)は 1895 年から中国(遼東半島)、琉球、台湾、「満州」、モンゴル、朝鮮、サハリン、シベリア等を調査旅行する。日本帝国主義の拡大先で調査。日韓併合を認める。伊波普猷が鳥居の琉球調査を案内。

## **2.自己決定権としての遺骨返還運動**

2017 年 5 月、私は京大総合博物館に対して百按司墓遺骨の実見と質問への回答を求めたが全て拒否。『琉球新報』『沖縄タイムス』『東京新聞』『京都新聞』等からの取材も拒否。京大総合博物館の回答「すべての館蔵資料について、収蔵状況等の個別の問い合わせには応じておりません」

2017 年 8 月、私は山極壽一・京大総長に対して琉球人遺骨返還に関する要望・質問書を提出。「本件について個別の問合せ・要望には応じかねます。つきましては本件で本学を来訪することはご遠慮いただきたく存じます。なお、今後、何らかの形で新たな問合せ・要望をいただいたとしても、応じかねますので、ご了承ください」

同年 8 月、私は「人骨標本番号毎に記録された文書」に関する京大法人文書開示請求を行い、同年 11 月、閲覧。琉球人遺骨に関する法人文書は 1 件のみ。金高堪次「琉球国頭郡運天に於て得たる現代沖縄人人骨の人類学的研究」『人類学雑誌』第 44 巻第 8 号、1929 年 8 月。京大の立場：「清野コレクション」に係る文書は清野個人のもの、京

大法人とは無関係であり、情報公開の対象にはならない。

2017 年 12 月 9 日、私は京大大学院理学研究科自然人類学研究室に対して骨骼閲覧を申請。回答「申請書を受け取りましたが、閲覧ご希望の標本は当研究室の管理資料に存在しません」なぜ存在しないのか、いつどこに移動させたのかという質問への未回答。

しかし、同研究室所属研究者（池田次郎）が琉球人骨（運天の渡久地、徳之島、喜界島の人骨、三宅他が収集した人骨）を利用した論文作成。Akira Tagaya and Jiro Ikeda “A Multivariate Analysis of the Cranial Measurements of the Ryukyu Islands (Males)”, *Anthropological Science* 84(3), 1976.

同研究室 HP: 「自然人類学研究室は『清野コレクション』と呼ばれる日本屈指の発掘人骨資料を所蔵しています。この資料は日本列島におけるヒト集団の変遷とその生活様式の研究に大きな役割を果たし、多くの研究者が利用に訪れています」京大は「清野コレクション」を個人のものだとしながら、これを「日本屈指の発掘人骨資料」として大学法人の所蔵品としている。

2017 年 11 月 13 日、私は「コタンの会」代表でアイヌ民族の清水裕二氏、京都新聞の岡本晃明論説委員とともに京大に行き、アイヌ、琉球人の遺骨について問い合わせをした。事前に訪問の意志を伝えた。総長室がある建物の玄関ホールに入ることはできたが、警備員の目の前に置かれた内線電話の使用が認められず、私の携帯電話で外線を通じてアイヌ、琉球人の遺骨担当部署である総務課に電話することを命じられた。担当職員は私たちの前に現れず、清水氏が求めた京大による『アイヌ人骨保管状況等調査ワーキング報告書』の手交も拒絶した。さらに清水氏との名刺交換に対しても「その必要はない」として拒否。

2017 年 9 月、照屋寛徳・衆議院議員は国政調査権を発動し、文科省を通じて京大に対して百按司墓琉球人遺骨に関する照会を行う。京大は初めて同遺骨の保管を公式に認め、次のように回答: 「遺骨はプラスチック箱に保存。同遺骨に関する研究成果について把握せず、遺骨リストも作成していない。京大に設置された「アイヌ人骨保管状況等調査ワーキンググループ」のような組織をつくる予定はない」

2018 年 2 月、照屋議員は「琉球人遺骨の返還等に関する質問主旨書」提出。政府回答: 遺骨返還運動を認めず、学知の植民地主義を正当化。2018 年 3 月、照屋議員は京大総長に対し内容証明付きの公開質問状を 2 回提出し、詳細な遺骨情報とその返還を要求。京大は照屋氏の質問にほとんど回答せず、今帰仁村と遺骨に関する協議をしているとみ述べた。

2017 年 4 月、琉球民族独立総合研究学会は、国連の人権高等弁務官事務所に対して「百按司墓遺骨」返還の正当性を主張し、18 年 4 月、国連の先住民族に関する常設フォーラムにおいて本問題について訴えた。2018 年 2 月、AIPR(琉球弧の先住民族会)がインドで開催された AIPP(アジア先住民族連合)の評議会に対して琉球人遺骨問題に関する私の報告書提出。2018 年 1 月、東アジア共同体・沖縄(琉球)研究会が「琉球人・アイヌ遺骨返還問題にみる植民地主義に抗議する声明文」を発出。

2018 年 3 月、喜界島 93 例、徳之島 92 例、奄美大島 80 例計 265 例の遺骨返還を求める「京都大の奄美人遺骨返還を求める会」の活動開始。

アイヌ民族と連帯するウルマの会(まよなかしんや氏)、ガマフヤーの会(具志堅隆松氏)、目取真俊氏、高良勉氏、当真嗣清氏、安仁屋眞昭氏、『月刊琉球』編集部、命どう宝! 琉球の自己決定権の会、琉球民族独立総合研究学会、東京琉球館、一坪反戦地主会関東ブロック、横浜・沖縄文化講座等も遺骨返還、再風葬を求める。

2009 年以降、基地の県外移設案が拒否され、「沖縄差別」を訴える。琉球併合が「条約法に関するウィーン条約」違反であること、修好条約原本返還を主張。しまくとうば復興運動、「イデオロギーよりもアイデンティティ」を唱えて知事に選出された翁長氏が国連で「自己決定権」を求める等、脱植民地化としての基地反対運動という一連の流れの中での遺骨返還運動。

### 3. 学知の植民地主義の何が問題か

「形質人類学に基づいた専門的知識」を遺骨実見の条件とする。←恣意的な解釈が可能な「専門性」。専門家でないとなぜ実見（拝み）が許されないのか。

琉球人遺骨に対する「絶対的な所有意識」←本来、遺骨は京大のものではない。遺骨盗掘は刑法上の犯罪であるが、窃盗物の保管も共犯。

研究対象、自らの研究成果に対する欲望、指導教授への忠誠心←遺骨、琉球人の信仰や慣習等に対する敬意の欠如。琉球人の自尊心への攻撃。

「問い合せ」への回答拒否←琉球人を対等な人間として扱わない。琉球人差別。琉球の民意を政府に訴えても、辺野古・高江の基地建設を強行するという「米軍基地問題」との共通性。

百按司墓琉球人遺骨：第一尚氏、北山監守関係の貴族。植民者により被植民者の遺骨が奪われ、琉球に対する支配の象徴としての「戦利品」として収奪、保管。

琉球人遺骨の盗掘とその保管は、研究における倫理上の問題、国内法や国際法違反であるとともに、琉球人の信仰、生活、習慣に対する破壊行為、人権侵害問題。

京大は琉球人遺骨を「コレクション、標本」等の研究対象物として取り扱っているが、琉球人にとって遺骨は、伝統的な信仰、生活、習慣にとって不可欠のものである。先祖の骨が本来あるべき場所から離れ、供養が受けられないことは祖先と子孫との紐帯を断ち切り、琉球人の精神的生活を危機的事態に陥れることになる。「骨神」としての遺骨（仲松弥秀）。琉球人は遺骨を門中等の親族墓である亀甲墓、破風墓、洞窟墓等で埋葬する。清明祭や十六日祭等の先祖供養の儀礼において祖霊と交流し、門中や親族間、先祖と子孫との絆を強めてきた。琉球人にとって遺骨は先祖のマブイを象徴するものとして不可欠な存在である。

研究者が自由に琉球人の遺骨を持ち出し、博物館や大学に保管することが許されるなら、琉球人の信仰、慣習、生活は存立できない。遺骨も人体の一部。再埋葬によってモノから人になり、生者との関係性が回復。死者から祖先へ。脱植民地化の政治的象徴としての遺骨へ。遺骨問題は琉球人の過去を現在に浮上させ、脱植民地化という琉球人の未来とも直結。

米軍基地問題のように、琉球人は自らが生きている間、植民地支配されるだけでなく、死してニライカナイに行っても日本による植民地支配を受けている。遺骨保有、先祖供養を日本政府、大学が拒否できる体制。

### 結びにかえて

台湾の研究者によって構成されている中華琉球研究学会が、立法院の高金素梅委員（タイヤル人、靖国訴訟の原告）を通じて台湾原住民族と琉球人の遺骨返還を台湾政府教育省に求めた。2017 年 8 月、台湾政府教育部は国立台湾大学所蔵の琉球人遺骨 63 体を移管するとの意向を沖縄県に伝えた。今年、沖縄県立埋蔵文化財センターに一時保管された後、今帰仁村教育委員会の管理下に移される予定。

「琉球遺骨返還請求訴訟」の準備：本裁判は京大の百按司墓への遺骨返還を求めるとともに、京大、日本政府による琉球に対する植民地主義の実態を明らかにし、その問題性を広く国内外の人々に伝える。

(1) 琉球人が先住民族であることを主張

1996 年、札幌地裁は二風谷ダム訴訟判決においてアイヌを先住民族と認め、アイヌ民族の文化享有権が憲法 13 条（個人の尊厳と公共の福祉を謳った条文）で保障されていると述べた。墓地及び遺骨に関する規律を持った管理行為は土地に対する利用権として先住権に含まれる。遺骨返還請求権は先住権によって根拠づけることができる。琉球人の遺骨に対する信仰、慣習、葬送儀礼等が日本人のそれらとは異なることを示す。

(2) 憲法違反、法律違反、国際法違反

国民の知る権利（憲法 21 条）違反、「先住民族の権利に関する国連宣言」の侵害。

琉球人遺骨の盗掘とその保管は、研究における倫理上の問題、国際法違反であり、琉球人の信仰、生活、習慣に対する破壊行為、人権侵害。遺骨の取扱いに敬意を払う→生者の存在、人権の尊重につながる。

琉球遺骨返還請求訴訟は、琉球人の自己決定権に基づく脱植民地化の具体的な方法、プロセス。

琉球人の生死に関わらず支配し、自己の利益を得ようとする日帝植民地主義から脱却しない限り、琉球人は永遠に、徹底的に、生死を越えて日本から支配され、搾取される。

琉球人の過去を学知によって奪われ、日本人研究者が琉球人の歴史を決定するという問題。人類全体に貢献するとされる学知は、当事者の人権を犠牲にして優先されるべきか。学知を人権よりも優先した場合、植民地主義が発生。

琉球人の過去、歴史を巡る「文化戦争」。遺骨返還→自らの歴史、過去を自らの言葉で語るという主体性の回復運動。同化か異化か。アイデンティティ政治とも関連。研究の客体から対等な主体へ。

## 参考文献

- 植木哲也『新版学問の暴力ーアイヌ墓地はなぜあばかれたか』春風社、2017 年  
植木哲也『植民学の記憶ーアイヌ差別と学問の責任』緑風出版、2015 年  
小川隆吉『おれのウチャシクマーあるアイヌの戦後史』寿郎社、2015 年  
工藤雅樹『研究史日本人種論』吉川弘文館、1979 年  
金関丈夫「皇民化と人種の問題」『台湾時報』1941 年 1 月号  
金関丈夫『琉球民俗誌』法政大学出版局、1978 年  
清野謙次『太平洋民族学』岩波書店、1943 年  
清野謙次『古代人骨の研究に基づく日本人種論』岩波書店、1949 年  
清野謙次『日本民族生成論』日本評論社、1946 年  
清野謙次『増補版 日本原人の研究』第一書房、1985 年  
清野謙次『日本人種論変遷史』第一書房、1944 年  
京都大学アイヌ人骨保管状況等調査ワーキング編『アイヌ人骨保管状況等調査ワーキング報告書』京都大学、2012 年  
篠田謙一『DNA で語る日本人起源論』岩波書店、2015 年  
仲松弥秀『神と村』梶社、1990 年  
今帰仁村教育委員会社会教育課文化財係編『今帰仁村文化財調査報告書 第 18 集 百按司墓木棺修理報告書』今帰仁村教育委員会、2004 年

平野義太郎・清野謙次『太平洋の民族＝政治学』日本評論社、1942 年  
北大開示文書研究会編著『アイヌの遺骨はコタンの土へー北大に対する遺骨返還請求と  
先住権』緑風出版、2016 年  
松島泰勝『琉球 奪われた骨―遺骨に刻まれた植民地主義』岩波書店、2018 年  
結城庄司『結城庄司遺稿チャランケ』草風館、1997 年

#### 開催校からの案内（郵送分プログラムの再掲）

- ◆ 会場への交通アクセスとキャンパスマップについては、下記の案内をご参照ください。メイン会場である和顔館には京阪深草駅からのアクセスが便利です。
- ◆ 受付は、大会会場となる和顔館地下一階 B110 教室前に設置します。
- ◆ 両日とも昼休みが短いため、弁当の注文をお勧めします。和食（非ベジタリアン）弁当をお茶付き 1000 円(税込)にてご用意します。出欠連絡オンライン登録の際にご予約ください。
- ◆ 懇親会の会費は、オンライン登録で予約した方は 6000 円（税込）です。当日余裕がある場合にのみ、当日の申し込みを受け付けますが、その場合には 6500 円（税込）となりますのでご了承ください。原則として事前の予約をお願いいたします。ご協力ください。
- ◆ 学会事務局・開催校では、報告関連の資料、レジュメ等のコピーの依頼には一切対応できません。必要な場合にはコンビニ等をご利用ください。
- ◆ 会場では、チラシやパンフレットを置ける机を設置します。なお、今回は会場での物販はできませんので、何卒ご了承ください。

#### 所属・連絡先変更

ご所属や連絡先（メールアドレスなど）の変更や会費に関するお問い合わせは、次の窓口までお願いします。

【連絡先】〒231-0023 神奈川県横浜市中区下町 194-502  
学協会サポートセンター内 日本平和学会係  
電話：045-671-1525 FAX：045-671-1935  
電子メール：scs@gakkyokai.jp

#### 【連絡先】

開催校担当理事：原田 太津男  
〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67  
龍谷大学経済学部  
電話：075-645-8426（大学）  
電子メール：haradataz@econ.ryukoku.ac.jp

日本平和学会第 23 期事務局 清水 奈名子  
〒321-8505 宇都宮市峰町 350  
宇都宮大学学術院国際学部 清水奈名子研究室  
電話&FAX：028-649-5170（大学）  
電子メール：office@psaj.org

## Access

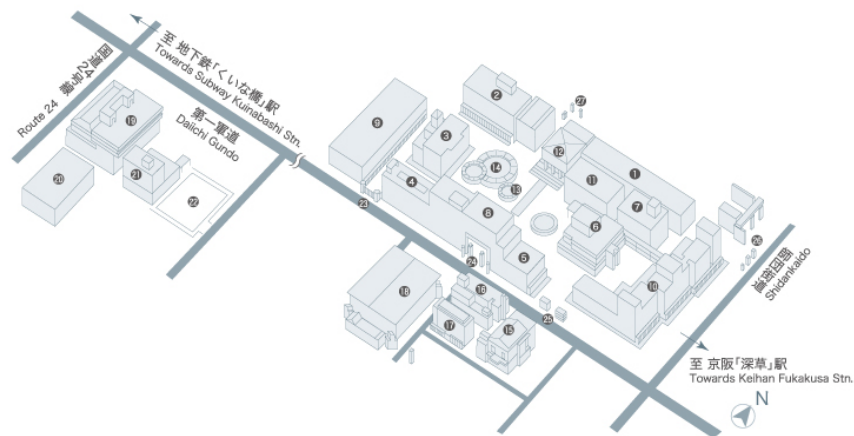
- 京阪「深草」駅から徒歩約3分  
Approximately 3 minutes walk  
from Keihan Fukakusa Station
- 地下鉄「くいな橋」駅から徒歩約7分  
Approximately 7 minutes walk  
from Kuinabashi Subway Station
- JR奈良線「稲荷」駅から徒歩約8分  
Approximately 8 minutes walk  
from JR Inari Station (Nara Line)

※常光館・至心館へは地下鉄「くいな橋」から徒歩約5分  
It takes approximately 5 minutes walk  
from Kuinabashi Subway Station to  
Shikokan and Shishinkan

※車での来校は、ご遠慮くださいますよう、お願いいたします。  
As parking is limited, please use public transport.

## 深草キャンパス

- 文学部 (1・2年生) Faculty of Letters (Freshmen and Sophomores)
- 経済学部 Faculty of Economics
- 経営学部 Faculty of Business Administration
- 法学部 Faculty of Law
- 政策学部 Faculty of Policy Science
- 短期大学部 Junior College
- 大学院 (法学・経済学・経営学・政策学研究科)  
Graduate Schools (Law・Economics・Business Administration・Policy Science)
- 法科大学院 Law School



- |                     |                        |                          |
|---------------------|------------------------|--------------------------|
| 1. 和顔館/Wagenkan     | 10. 紫雲館/Shieikan       | 19. 紫光館/Shikokan         |
| 2. 2号館/Building 2   | 11. 図書館/Library        | 20. 紫光館別館/Shikokan Annex |
| 3. 3号館/Building 3   | 12. 鑑真館/Kenshinkan     | 21. 至心館/Shishinkan       |
| 4. 4号館/Building 4   | 13. カフェ樹林/Cafe "Jurin" | 22. テニスコート/Tennis court  |
| 5. 5号館/Building 5   | 14. ステージ/Stage         | 23. 西門/West Gate         |
| 6. 7号館/Building 7   | 15. 学友会館/Gakuyu Kaikan | 24. 正門/Main Gate         |
| 7. 8号館/Building 8   | 16. 紫雲館/Shihokan       | 25. 通門/Side Gate         |
| 8. 21号館/Building 21 | 17. 紫陽館/Shiyokan       | 26. 東門/East Gate         |
| 9. 22号館/Building 22 | 18. 体育館/Gymnasium      | 27. 北門/North Gate        |

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67  
67 Tsukamoto-cho, Fukakusa,  
Fushimi-ku, Kyoto 612-8577  
Tel. 075-642-1111